

阿蘇市総合計画 後期基本計画(素案)

平成23年度～平成27年度



「緑いきづく火の神の里」

～豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して～

— 項 目 —

1 後期基本計画施策体系図（施策の大綱）

2 基本政策（まちづくりの基本目標）

3 基本計画

第1節 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり	· · · · ·	P 1
第2節 元気あふれる産業づくり	· · · · ·	P 9
第3節 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり	· · · · ·	P 25
第4節 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり	· · · · ·	P 34
第5節 安心して暮らせる快適なまちづくり	· · · · ·	P 40
第6節 個性あふれる生涯学習都市づくり	· · · · ·	P 87
第7節 住民参加による自立したまちづくり	· · · · ·	P 104
『語句の注釈』	· · · · ·	P 114

4 基本構想概要 · · · · · P 123

1 後期基本計画施策体系図（施策の大綱）

《基本政策》 節レベル	《政策》 項レベル	《47の施策》 目レベル	担当課	ページ
1 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり	(1)自然環境との共生 (2)健全な土地利用の推進	①自然環境の保護・保全 ②環境に配慮したまちづくり ①有効的な土地利用の形成	市民環境課、企画振興課 市民環境課 農政課、税務課、企画振興課	P1 P4 P7
2 元気あふれる産業づくり	(1)地域の資源、特性を生かした農林畜産業の振興 (2)活力ある商工業の創出 (3)1次・2次・3次産業が連携する産業づくり	①生産基盤の整備 ②担い手の育成 ③地域営農の確立 ④畜産の振興と草地(原野)の保全活用 ⑤林業振興と森林保全 ①個性のある店舗と賑わいのある商店街づくり ②新規企業の誘致と地場産業の支援 ①地域産業の連携	農政課 農政課 農政課 農政課 農政課 商工観光課 企画振興課、商工観光課 農政課、商工観光課	P11 P13 P15 P17 P19 P21 P23
3 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり	(1)滞在型観光地づくり (2)地域の連携による総合的な観光地の形成	①観光地としての体制づくり ②魅力ある観光資源の活用 ③広域観光の形成 ①都市と農村の交流推進	商工観光課 商工観光課、総務課、教育課 商工観光課、企画振興課 商工観光課、企画振興課	P25 P27 P29 P31
4 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり	(1)ICTを活用した生活環境の向上	①高度情報ネットワークの構築 ②電子自治体の推進 ③情報活用能力の向上	情報課 情報課 情報課	P34 P36 P38
5 安心して暮らせる快適なまちづくり	(1)保健・医療・福祉の充実 (2)安全で快適なまちづくり	①保健活動の啓発と充実 ②地域福祉の推進 ③高齢者福祉の充実 ④障がい者福祉の充実 ⑤児童福祉の充実 ⑥社会保障の充実・公的扶助の適正実施 ⑦地域医療等の充実 ①公園・緑地の整備 ②道路環境の整備 ③生活交通の確保 ④交通安全の確保 ⑤住環境の整備 ⑥生活飲用水の安定供給 ⑦生活排水汚濁防止対策 ⑧防犯活動の促進 ⑨防災対策の充実 ⑩消防力及び予防体制の整備	健康福祉課 健康福祉課 高齢者支援課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課、市民環境課 阿蘇中央病院、波野診療所 企画振興課、建設課 建設課 企画振興課 総務課 建設課、企画振興課 水道課、財政課、市民環境課 下水道課、市民環境課 総務課、市民環境課 総務課、建設課、農政課 総務課	P40 P44 P47 P52 P55 P58 P61 P65 P67 P69 P71 P73 P75 P78 P80 P82 P85
6 個性あふれる生涯学習都市づくり	(1)学校教育環境の充実 (2)生涯学習の充実 (3)歴史・文化の振興	①学校教育の充実 ②小学校、中学校の施設整備及び機能充実 ①生涯学習の推進 ②地域連携による青少年の健全育成 ③スポーツ・レクリエーションの振興 ①芸術・歴史・文化活動の推進 ②歴史・文化を活用したまちづくり	教育課 教育課 教育課 教育課	P87 P89 P91 P94 P96 P99 P101
7 住民参加による自立したまちづくり	(1)住民自治の確立 (2)市民の行政参加と協働	①住民自治の環境整備 ②地域コミュニティ活動の充実 ①市民の知恵と力を生かした行政の展開 ②市民と行政のパートナーシップの構築 ③人権尊重と男女共同参画によるまちづくり	総務課 教育課、企画振興課 総務課、情報課 総務課、情報課 人権啓発課	P104 P106 P108 P110 P112

将来像

豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して

緑いきづくり火の神の里

を
く活力ある人づくり
~基本~



2 基本政策（まちづくりの基本目標）

1 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり

豊かな自然を継承するために、身の回りから広域的な環境までの適正な循環システムを構築するとともに、省エネルギー化の推進や自然エネルギー資源の有効活用等を行い、環境保全に取り組んでいきます。

自然とのふれあいや学習の場の提供を通して、住民をはじめ、民間団体や阿蘇を訪れる人々への自然環境に対する、保護・保全意識の醸成に努めます。あわせて、自主的な環境保全活動を支援し、関連する施策を広域的かつ総合的に推進し、自然と共生する環境都市づくりを目指します。

2 元気あふれる産業づくり

本市の基幹産業である農業においては、地域農業を維持・発展させるため、担い手の育成や集落営農の確立に努め、農業基盤の強化を図るとともに、環境に配慮した循環型農業を推進し、安全・安心・高品質の阿蘇ブランドの確立を目指します。

商工業においては、地場産業の育成や後継者の育成確保に努め、空き店舗等を活用した商店街の活性化を図るとともに、地元雇用が見込まれる企業誘致にも積極的に取り組みます。

地域のさまざまな資源を活かして、農業、商工業と観光が連携した総合的な産業の振興を図り、活力あるまちづくりを進めます。

3 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり

阿蘇の観光資源を最大限に活かし、阿蘇ならではの都市農村交流を創出するとともに、県内外の観光地や周辺自治体との広域連携のもと、魅力ある観光地づくりを進めます。

2011年の九州新幹線全線開業や地域高規格道路の整備、国道57号線の4車線化を視野に入れ、県内外からの観光客の受け入れ体制の強化に努めるとともに、さらに外国人誘客に積極的に取り組み国際観光都市を目指します。

4 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり

地域の主要な施設を結ぶ利便性の高い情報通信体系を築いていくとともに、充実した情報通信基盤の整備を図り、産業や福祉等多岐にわたる分野において、情報通信システムを活用したまちづくりを推進します。

また、情報を適切に管理し、プライバシーの保護に努めながら住民のだれもが安心して快適に利用できる情報環境づくりに努めます。

5 安心して暮らせる快適なまちづくり

介護が必要な高齢者等への支援体制や自立と社会参加のための施策を、ノーマライゼーション※の理念に基づいて推進し、保健・医療・福祉の連携によりそれぞれのライフステージに応じたサービスの充実を図ります。

子育てを支援していくための体制整備や、児童の健全育成のための施策をさらに推進し、次代を担う子どもたちを安心して育てることができる環境づくりに努めます。

日常生活の利便性と安全性を高めるため、交通基盤の整備を促進していくとともに、防災・防犯に配慮した生活基盤を整備し、地域連携を育む市民のボランティア活動の取り組みを推進し、快適な生活空間の形成に努めます。

6 個性あふれる生涯学習都市づくり

阿蘇市の未来を担う子どもたちが、個性を伸ばし、確かな学力を身につけ、生命や自然に対する畏敬の念を持ち、感謝する心、郷土を愛する心など豊かな心を育み、たくましく生きていく力を体得するために、地域に根ざした特色ある学校教育活動を推進します。また、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって子どもたちを守り、健全に成長するよう努めます。

地域固有の歴史・文化を保存・伝承し、身近な学習施設として親しまれる各公民館を拠点に、生涯学習講座や世代間交流活動等による地域学習を活性化し、生涯を通じて学び、活動できる人間性豊かで個性あふれる人づくりに努めます。

スポーツ団体の支援や指導者の育成を図り、住民誰もが気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ、健康で生き生きと暮らせる環境づくりに努めます。

7 住民参加による自立したまちづくり

住民参加の基礎となる自治意識の高揚を図り、地域の課題に住民が主体的に参加し相互の交流を深めるなど、コミュニティの形成や活動を促進し、地域社会が持つ相互扶助機能の向上に努めます。

住民参加型の開かれた市政を推進していくため、住民と行政を円滑なコミュニケーションで結び、相互に必要な情報を正しく迅速に伝える広報活動の充実、積極的な情報公開を行います。住民の要望や意見を幅広く聴取し、適切に市政に反映するため、広聴活動を充実させ住民や利用者の意見や提案を活かします。

また、あらゆる差別をなくし、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に努めていきます。

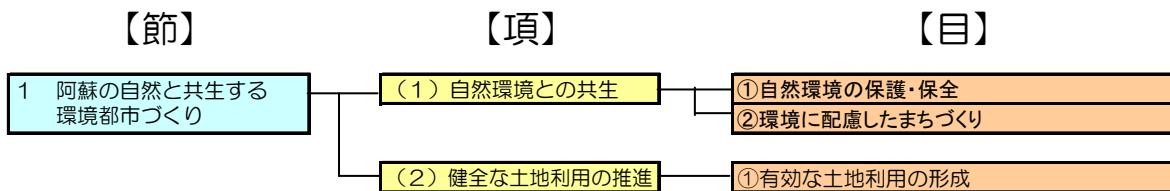
3 後期基本計画

【基本計画の構成】

- 第1節 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり
- 第2節 元気あふれる産業づくり
- 第3節 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり
- 第4節 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり
- 第5節 安心して暮らせる快適なまちづくり
- 第6節 個性あふれる生涯学習都市づくり
- 第7節 住民参加による自立したまちづくり

⇒ 「節」は「項」から、「項」は「目」から構成され、分野毎に取りまとめています。

(例)



【目の構成】

- (1) 現状と課題 その分野の現状と課題を記述します。
- (2) 展開する施策の方向性 . . . 課題を解決するための方策や取り組みの方針を示します。
- (3) 展開する施策 具体的な施策の内容及び取り組みについて記述します。
- (4) 指標 上記施策の達成目標を数値で示します。

第1節 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり

【1】自然環境との共生

1 自然環境の保護・保全

(1) 現状と課題

本市の緑豊かな草原と美しい田園、それらを包み込むカルデラ（山々）等の雄大な自然環境は、市民のみならず、訪れる人々に潤いと安らぎを与えてくれる貴重な財産です。そこには多様な生物が生息生育しており、他地域に見られない希少な野生動植物は、豊かな自然環境を象徴する存在となっています。

この自然環境・景観を守るために、地域住民や都市住民、各種団体・団体企業等が連携したボランティア活動が行われるようになり、野焼き・輪地切り支援活動や水源涵養の森づくり活動など、環境保全活動の取り組みが広がりつつあります。

市においても、自然環境保全条例のもと野生動植物保護地域を指定し、種の保護・保全、絶滅防止に取り組んでいます。また、自然環境を維持・保全するために必要な資金を調達するため、平成19年度に「阿蘇市A S O環境共生基金」を創設しています。この基金を活用し、阿蘇の将来を担っていく子供たちを中心とした①環境教育事業、②阿蘇に自生する貴重な希少野生植物の保護事業、③阿蘇山上の草原再生等に取り組んでいます。

しかし、この自然環境は、これまで地域の生産活動と一体となって保全されてきましたが、農林畜産業等地場産業の低迷、高齢化、後継者不足等により、保全するための地域力は低下しつつあります。また、生育環境の悪化や外来生物※の影響に盗掘等の人為的な破壊行為も加わり、希少植物の固体数の減少が懸念されています。

豊かな自然環境を後世に引き継ぐための保全活動をさらに拡大させるために、啓発を進め地域住民一人ひとりはもとより、国民全体の貴重な資源として阿蘇の自然を豊かな心を育んでいく必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- 阿蘇市は、まちづくりの目標として自然との共生を掲げ、かけがえのない財産である自然環境を次世代に継承していくために、地域住民やN P O※等の民間団体、企業など環境活動への支援、自然エネルギー※の推進、自然とのふれあいや学習の場の提供など自然と共生する環境都市づくりを目指します。
- 効率的で秩序ある土地利用及び開発誘導を行っていくために、関係法令を整備し、細かな基準のもと指導を行っていきます。また、都市部の来訪者に自然との触れ合いの機会を提供することで自然環境保全への活動に繋げます。
- 希少動植物の実態調査、及び外来生物等の実態調査、指定地域内の生育調査並びにパトロールの強化を図ります。また、小中学校における教育指導並びに市民への啓発活動をおこない自然保護・保全意識の醸成に努めます。
- A S O環境共生基金を活用し、阿蘇の自然環境の維持・保全のために各種団体と連携した取り

組みを展開します。

- 市民や民間団体と協働し阿蘇らしい景観づくりを進め、独自の景観施策を展開できる自治体（景観行政団体）への移行を目指します。
- 阿蘇地域の貴重な地形、地質をはじめとする自然資産を、地域住民、行政等が連携して保全・研究し、教育的活用やジオツーリズムの場として活用できる環境整備を行い、地域社会の発展に寄与することを目的に「阿蘇ジオパーク」として、世界ジオパークネットワークへの加盟認定を目指します。

(3) 展開する施策

①自然環境保護の推進

草原景観の保護については、畜産業の低迷や高齢化、担い手不足等で維持管理が困難な状況に直面し、その美しい景観が危機的状況であるため、阿蘇草原再生協議会、N P O^{*}等関係機関と連携し保全再生に積極的に取り組みます。

また、この豊かな自然環境を活用し、自然との共生を体感する「グリーンツーリズム^{*}」や「エコツーリズム^{*}」を推進し、「都市と農村の交流」の活性化を図りながら環境保全の取り組みを行っていきます。

②環境保全意識の普及

地域住民やボランティア団体等と連携し、潤いある自然の再生に取り組み、環境美化推進運動や緑化運動等の活動を通じ住民意識の醸成に努めます。今後、より多くの人たちに阿蘇の環境活動を知ってもらい、参加・支援してもらうために、インターネット上に阿蘇市の環境活動の総合窓口「阿蘇グリーンコレクション」を構築し、情報を発信し環境活動を支援します。

③希少野生動植物を保護

希少野生動植物を保護するため、保護監視員による監視活動を強化や環境学習や広報活動をはじめとした啓発活動を、地域住民やボランティア団体と協力し実施します。

また、外来生物、特定外来生物^{*}による生態系の被害を防止するため、地域住民に広く周知し生態系全体の繋がりを守ることに努力します。

④A S O環境共生基金の活用

A S O環境共生基金には、阿蘇の自然に想いを寄せていただける全国の個人・企業・団体から多くの寄付が寄せられています。自然環境保護意識の醸成を図るためにもさらに基金の周知を図って行きます。

また、阿蘇の自然の維持・保全に関する各種団体と連携しながら、未来を担う子ども達への環境教育事業、阿蘇に自生する貴重な希少野生植物の保護事業、阿蘇山上の草原再生等事業を展開するとともに、事業の拡充を図っていきます。

⑤阿蘇らしい景観づくりの推進

景観に関する意識の高揚を図り、市民や企業等と協働し、これまでの地域ごとに特徴を活かしながら阿蘇らしい景観づくりに努めます。この実現のため景観行政団体への移行や景観条例の制定し、市独自の景観施策に取り組みます。

⑥阿蘇ジオパークの推進

阿蘇ジオパークの世界認定は、阿蘇地域が進めている世界文化遺産登録の足がかりにもなります。関係機関と連携し阿蘇郡市一体となって、阿蘇の自然の成立ち（歴史）やそのストーリー性を再認識し、ジオサイト※のサイン整備や案内人養成などの受け入れ態勢の整備を行い、世界ジオパークネットワークへの加盟認定を目指します。

（4）指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備 考
環境美化コンクール 参加団体数	環境美化コンクール参加団体数	28団体	40団体	
環境保全団体数	市が把握する地域づくり団体のうち環境保全活動を行う団体数	8団体	20団体	

2 環境に配慮したまちづくり

(1) 現状と課題

地球温暖化問題は、世界共通の環境問題として位置づけられています。その対策については国レベルのものから個人レベルのものまで多種多様であるため、市としての取組項目を明確に定める必要があります。

環境問題の解決のためには、まず環境負荷をこれ以上増やさないようにし、次に環境負荷を減らしていくような段階を経て、環境負荷を自然の許容範囲にまで落とし、これを長く継続させていくような流れをとることが必要です。

環境問題の身近なものとして、ゴミ問題が挙げられます。可燃ゴミの収集量は年度間の増減を繰り返し、ほぼ均衡している状況ですが、収集量に対するRDF^{*}製造量は約半分であり、生ゴミに含まれる水分対策が課題となっています。不法投棄は、依然として無くならず投棄者の特定も困難な状況となっています。

また、阿蘇地域は「九州の水がめ」と呼ばれるほど水資源に恵まれており、阿蘇を源流とした水は流域住民の飲み水や生活用水として利用されています。豊富な水資源を理由のひとつに森林や草原の水源涵養^{*}機能が挙げられます。このため、市内のあちこちで湧く水は名水として知られ、県の内外から多くの方がポリタンクを持って汲みに来ています。

この水資源を保全するため、家畜糞尿の野積みに対する規制や無農薬・減農薬による農作物の栽培の推進や未利用となっているバイオマス資源^{*}の利活用に取り組んでいます。このように、有効利用されず未利用となっている生ゴミや家畜糞尿などのバイオマス資源を有効活用する動きが国内に広がっています。

本市には、食品残渣や家畜排せつ物をはじめ、野草、間伐材、浄化槽汚泥等、多種のバイオマス資源が賦存していますが、多くは未利用で処分費も多額となっているため、これらを有効活用する仕組みづくりが必要となっています。

環境問題への関心の高まりから、地域の団体や個人での取り組みが増えつつあります。世界文化遺産の登録や世界ジオパークネットワーク^{*}への加盟に向けた取り組みに合わせて、環境の保全についての理解を深めるための環境学習が様々な主体により行われています。

(2) 展開する施策の方向性

- 一般家庭からの温室効果ガスを測定し、阿蘇市全体の削減効果を求めるのは困難であると思われるため、市民の模範となるべく公共施設の温暖化防止対策を進めます。
- 生ゴミを減らすことが、ゴミ減量化へと繋がるため、生ゴミ処理機等の普及促進を図ります。不法投棄は、普段人目につかない場所が多いことから、捨てられない・捨てさせない対策を推進します。
- 家畜糞尿の野積み防止の徹底や農業施設管理者等への適正管理指導を強化します。また、環境負荷低減のための無農薬・減農薬における農産物栽培の推進を行い水質保全に努めます。
- 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続可能な資源循環型の地域を目指して、地域に広く薄く存在する未利用のバイオマス資源を効率よく低コストで収集し、有効

に活用するシステムづくりを進めます。

- 環境への高い关心と正しい理解を持ち、実践力、問題解決力を備え、環境保全活動等へ積極的に参加する人材を育てるため、環境保全を推進する体制を整備するとともに、その拠点づくりを推進します。

(3) 展開する施策

①地球温暖化防止への対応

平成21年度に策定した地球温暖化防止実行計画で定めた二酸化炭素6%削減に向けて、現在行っている休憩時間の消灯などを基本とし、小さなことでも継続してできる行動を職員へ呼びかけ実践していきます。

また、市民一人ひとりの意識の高揚を図るため、省エネルギー※の推進や新エネルギー※の導入などの普及啓発に努め、温室効果ガス排出量削減の取り組みを市民と協働で実行します。

②循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）を推進するとともに、廃棄物の適正な処理により循環型社会システムの構築を目指します。

また、不法投棄の撲滅のために、これまでに不法投棄が確認された現場やその付近の土地所有者や地域住民に対し、監視の強化や所有地の清掃、防護柵の設置などの予防策の実施に協力と理解を求めていきます。

③水資源の保全

地下水を保全するため、関係機関と連携した家畜糞尿の野積み防止への周知徹底、農業施設管理者等への管理指導を行います。また、JA等と連携した無農薬・減農薬による農産物栽培を推進します。

森林が持つ水源涵養機能を維持増進するため、適期の除間伐や伐採後の植林等、適正な育林管理の推進に努め、豊かな森の再生に取り組みます。

④バイオマスタウンの推進

バイオマス資源の有効利活用と地域活性化を図ることを目的に、本市全域を対象とした「阿蘇市バイオマスタウン構想」を平成22年2月に策定しました。

この構想を基に、地域で未利用となっているバイオマス資源を活かし、阿蘇市らしい地域資源利活用システムを構築し、新たな産業の創出や地域の活性化を図るために、地域住民や多様な主体の参加と協力が得られるよう協議を進めます。

⑤環境学習の推進

環境省をはじめとする様々な団体と連携して、あらゆる世代を対象とした自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深める環境学習を、様々な主体により開

催できるよう協力体制を充実させていきます。

また、環境学習や環境保全の拠点を、環境省や県、その他の団体の協力を得ながら市内に設置することを目指します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
新エネルギー・省エネルギー設備を設置している公共施設数	設置箇所の確認	3 施設	5 箇所	
公用車の低公害車両の導入割合	低公害車両数 ÷ 公用車総数	16 %	25 %	
環境学習への参加者数	未来館における環境学習参加者の総数	359人	1000人	
市民1人が排出する1日当たりのゴミの量	市が行ったゴミの収集量 ÷ 総人口 ÷ 365日	788g / 人日	732g / 人日	

【2】健全な土地利用の推進

1 有効な土地利用の形成

(1) 現状と課題

土地の利用に関しては、昭和9年の国立公園指定をはじめ、都市計画法に基づく都市計画区域の指定、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域指定、建築基準法による建築確認区域の指定など、各種法令に基づき規制が設けられています。

また、国土利用計画や土地利用計画、都市計画マスター・プランなどの策定により、計画的な土地利用を進めています。

しかしながら、近年の社会経済情勢の変化や農業後継者不足等により、遊休農地の増加、草原面積の減少、荒廃森林の増加など、全てが有効に利用されているとは言えません。また、住宅と市街地の混在化や規制がゆるやかな地域を狙った開発行為等が増加したり、優良農地と呼べる農地においても遊休農地が増加したりと、土地利用に関する課題が顕在化しています。

計画的な土地利用を進めるためには、土地の実態を正確に把握することが重要で、それらを総合的に調査する地籍調査の土地情報は、様々な分野において有用なものとなります。本市の地籍調査は現在も進行中ですが、過疎化・高齢化が進み境界確認が難航しており、調査完了地域でも測量成果が現地に反映できない地域もあり、再調査が必要となっています。

(2) 展開する施策の方向性

- 現状の土地利用に関する分析と検証を実施し、熊本県国土利用計画に基づいた阿蘇市の土地利用方針を定めるとともに、各種規制の見直しや新たな規制を設け秩序とバランスのある土地利用を推進します。
- 農業振興地域整備計画については、他の土地利用計画との調整を図りながら農用地区域設定し優良農地の確保に努めていきます。
- 地籍調査の再調査地区を含め全域完了を目指し、精度の高い正確な土地情報として地籍情報データの構築を図ります。

(3) 展開する施策

①土地資源の有効活用

【農 地】

農地は、農作物の生産の場だけではなく、豊かな自然景観や水源涵養など多面的機能を持って います。しかし、一方では住宅地や工業用地、公共施設など非農業的土地利用も地域活性化のためには期待されています。

そのため、集団的広がりのある農地や、基盤整備された農地は優良農地として農地の確保に努めると共に遊休農地の利用促進も図っていきます。

【原 野】

広大な原野は、野焼きや放牧といった自然と人々の共存により支えられてきました。しかし、

現在では畜産農家の高齢化や後継者不足により、原野の維持が困難になってきています。

そのため、周年放牧※や広域預託放牧※を推奨し草地の利活用を図り、農畜産業の振興と活性化を図るとともに新たな利用策の検討を進め、草原面積の現状維持に努めます。

【宅 地】

安全でゆとりのある快適な住環境を形成するため、無秩序な開発を防ぎつつ、周辺の良好な自然環境や景観に配慮するとともに、個性と伝統のある地域文化に根ざした居住環境を保全します。また、民間による計画的で良好な住宅地の形成を誘導するとともに、定住化の基礎づくりを進めるため、住宅密集地と隣接した農地や、公共下水道に隣接する農地等については、各種制限の緩和等を検討していきます。

【公共用地】

道路・公園・公営住宅などの公用・公共用施設については、社会資本の充実と向上のため、自然環境に配慮しつつ必要な用地の確保をするとともに、遊休市有地の有効利用に努めます。

②計画的な土地利用の推進

土地の利用にあたっては、恵まれた自然環境との調和に配慮し、本市の特性を十分に活かした、安全、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図るため、総合的かつ計画的に行う必要があります。

このため、土地利用に関する諸計画の整備を行うとともに、市全域を視野に入れた都市計画区域の見直しや用途地域指定を市民も交え論議を行っていきます。

③地籍調査の推進

地籍調査では、土地の境界確認が最も重要な作業です。調査を円滑にできるようその重要性を啓発し、市民に協力を求めていきます。調査体制も見直しを行い、全域調査の早期完了を目指し、地籍情報データを充実させていきます。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
地籍調査進捗率	調査済面積÷調査対象面積	62.3%	65%	

第2節 元気あふれる産業づくり

【1】地域の資源、特性を生かした農林畜産業の振興

1 生産基盤の整備

(1) 現状と課題

阿蘇谷地域（平坦地型農業地域）は、農地の区画化、農道・農業用用排水施設等の整備を目的とした県営ほ場^{*}整備事業を実施し、受益面積3,357ha（一部南阿蘇村下野地域含む）の水田地帯が形成され、農業経営におけるコストの削減、農地の集団化、高生産性農業の推進や経営規模の拡大へと転換してきました。また、水不足の地区には、ため池等を整備し農業用水等の確保を行ってきました。

しかし、施設の老朽化による用水の漏水や排水不良による湿田も多く見られ、畑作等の汎用耕地への多様化が困難な状況下にあります。また、ほ場整備を実施していない山間部については農地の点在化、水資源の不足等により生産管理面において多大な労力、経費を費やしている状況です。

一方、畑作物を中心とした波野地域（高冷地型農業地域）は水資源に乏しい地域であるため、計画的な作付けや収益性の高い農産物への転換が図れるよう国営大野川上流土地改良事業やその他関連事業に取り組んでいますが、大蘇ダムの施設不備が表面化し、国営事業完了時期の見通しが立っていない状況にあります。

農作物の輸送や農作業の連絡路としての役割を持つ農道は、未舗装路線が多く、野菜等の荷痛みが発生するなどの状況にあり、また、舗装済の路線についても生産の効率化に伴い大型機械の導入や農産物輸送車両の大型化により路面の損傷が著しい路線もあります。特に阿蘇谷中央部を横断する農道（通称8m道路）は、沿線に地区内で生産される農産物の一元的な生産・集出荷体制が確立された中核的な農業近代化施設が点在し農業交通や農産物流通の中軸としての役割や、町村合併後の幹線道路としての役割も担っています。しかしながら交通量の増大に対応した路面、幅員に対応していないため、平成19年から広域農道として整備に着手しています。

(2) 展開する施策の方向性

- 農産物輸送車両及び農業機械の大型化に対応した農道を計画的に整備するとともに広域農道について、早期完了を目指します。
- 乾田化^{*}を促し耕地の汎用化による高度利用、維持管理費の節減を促進します。また、大区画整形の整備により、大型機械による営農の展開、コスト縮減、担い手への農地集積等を行ないます。
- 阿蘇東部高冷地域の農業振興を図るため、各種事業等を活用して生産基盤の整備を進めます。

(3) 展開する施策

①農道、広域農道の整備

農業生産活動に支障をきたしている農道は、地域の要望等を踏まえ拡幅や舗装など計画的な整

備を行います。

広域農道の整備については、農畜産物流通の合理化を図るとともに、地域の産業・経済・文化的な発展並びに地域住民の利便性及び生活向上を推進するため、接続する幹線市道と併せて一的な整備を進め、早期完了を目指します。

②優良農地の整備

湿田のは場や施設の老朽化が進んだ換地工区については、更新基盤整備事業に取り組み、暗渠排水や用排水路の改修を順次進めています。湿田の解消と同時に、大区画の整形等も並行して実施し、耕地の汎用化による施設園芸等への高度利用を図るとともに、団地化※やブロックロードーション※による作業の効率化、担い手への農地集積を目指します。

③阿蘇東部高冷地域の整備

国営大野川上流土地改良事業の受益地区内に整備した営農モデル団地を核とし、パイプラインや農業用用排水路、ほ場、農道等の生産基盤の整備を進めています。なお、国に対しては、国営事業の早期完了を求めていきます。

また、畠地までの配管、給水栓、給水スタンドの設置を行う県営事業により水の手当てを行つたうえで、水を必要とする施設園芸作物等の収益性の高い作物を含めた農業振興を図り、地区全体の土地利用率の向上を目指します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
農道舗装率	舗装延長÷実延長	54%	60%	
広域農道事業進捗率	事業実施済延長÷事業計画延長	44%	95%	2期地区含

2 担い手の育成

(1) 現状と課題

農業従事者の高齢化や農産物の販売価格の低迷等により、本市の農家戸数は年々減少傾向にあり、特に専業農家の減少が目立っています。

このような担い手の減少は、直接的に食料の安定供給に影響を及ぼすだけではなく、耕作放棄地の増加による阿蘇の景観や水源涵養※といった農地の多面的機能への影響が懸念されるところであり、市民アンケートでも、担い手の育成確保については非常に重要視される部分となっています。

これまで、地域の核となるべき認定農業者や集落営農の育成、新規就農者に対し指導、支援を行なってきましたが、市全域の農地を維持・保全することは困難で、地域によっては遊休農地や耕作放棄地が顕在化しています。

のことから、地域農業生産を中心的に担う認定農業者や集落営農等への農地利用集積や各種支援を行いながら地域農業の再構築を図る必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- 担い手育成として、農業経営に関する各種施策を実施するとともに、地域の実情に即した多用な生産組織の育成に努め、生産組織の法人化を推進します。
- 新規就農者等に対しては、関係機関との連携を図りながら、農業の担い手として育成します。

(3) 展開する施策

①担い手農家の育成

認定農業者など地域農業の核となるべき農業者（担い手）に対し農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施するとともに、簿記講習会や各種研修会を実施し経営指導及び合理化への活動支援を行い、効率的かつ安定的な農業経営体を育成します。

②集落営農等への育成・支援

機械の共同利用、農地利用の集積の一層の促進、数集落にわたって農作業の受託を行う広域生産組織など地域の実情に応じた多様な生産組織の育成に努め、生産組織の法人化を推進し、経営管理の合理化を図ります。

③新規就農者への支援

新規就農や農業法人への雇用など就農ルートが多様化していることに対応し、各関係機関と連携を取り、役割分担に応じた技術及び経営指導並びに助言等のフォローアップを図り農業の担い手となるよう育成していきます。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備 考
認定農業者数※	認定農業者数	386人	400人	
新規就農者延数	計画期間中の新規就農者延数 (熊本県農業会議資料)	23人	47人	

3 地域営農の確立

(1) 現状と課題

本市の農業形態は、広大な農地・草地資源を活用した米と畜産を中心とした阿蘇谷地域（平坦地型農業地域）と、冷涼な気候を生かした畑作物を中心とした波野地域（高冷地型農業地域）に分けられます。平坦地では、複合経営が多く、現在では、生産調整によって飼料作物中心の転作から、ブロックローテーション※による麦・大豆の作付けや、トマト・メロン・イチゴ・ホウレンソウ・アスパラガス・花卉等を中心とした施設園芸が行われています。一方、高冷地では、キャベツをはじめとした高冷地野菜が農業の主軸であり、露地及び施設作物と畜産との複合経営が主となっており、地域特性を活かしたそばの栽培にも取り組んでいます。

こういった中、農産物輸入の増大や産地間競争の激化に伴い、農産物の価格低迷が長期化しており、担い手不足や高齢化から、経営規模の縮小や施設園芸から撤退する農家もあり、農作業の省力化、効率化が求められています。また、水稻においても、米消費量の減少や加工用米の輸入に伴い、米の価格低下が続いていること、安定的な農業経営を図るために、生産コストの削減が大きな課題となっています。

一方、食に対する近年の消費者志向は、「安全・安心」は勿論の事、「健康」更には、「環境・衛生」への関心が高まっています。これらの消費者ニーズを踏まえながら、より安全な農産物づくりのための生産方式の導入や高品質化が求められています。今後は、輸入農産物や市場・消費者の動向を、迅速かつ的確に生産現場に反映するとともにこの自然豊かな阿蘇の環境で育んだ安心安全な農作物を消費拡大へと繋げていくことが重要となっています。

(2) 展開する施策の方向性

- 適地適作による農産物の生産振興を行うとともに「阿蘇」のネームバリュー※を最大限に活かし販路拡大に努めます。
- 安定的な農業経営を推進するため、農作業の省力化や効率化、コストの低減に努めます。
- 安全、安心、高品質の農産物づくりによる付加価値型農業を促進します。

(3) 展開する施策

①地域の特色を活かした農業振興

地域性のある農産物生産の区別化を図り、適地適作による生産振興を行い安定した産地化を目指します。また、生産者・JA・行政等が連携して、農産物のPRと「阿蘇ブランド」の確立を推進し、販路拡大に努めます。

②効率的な農業経営の推進

農作業の省力化やコストの低減を図るため、農業機械の共同利用、作業体制の確立、集荷体制の整備を進めます。

トマト、イチゴ、アスパラ等の振興作物については、地域農業の効率的生産体制の強化や高収益農業を展開するため、新技術の導入を促進します。

米、大豆、飼料作物などの土地利用型農作物については、農地の団地化※、ブロックローテーションなど効率的な輪作体系の確立を図り、生産体制の強化に努め安定的な農業経営を推進します。

③安全、安心、高品質の農産物づくり

農産物に対する安全・安心・健康志向等消費者ニーズに応えるため、有機物による土壌還元等の土づくりを基礎としたエコファーマー※を拡大し、地球環境に配慮した環境保全型農業を推進します。なお、使用済みの農業用フィルム、プラスチック類については、関係機関と連携し適正処理を推進します。

また、激化する産地間競争や安価な輸入農産物に対抗するため、高度な熊本型特別栽培農産物「有作くん」や、更には有機JAS認定を含めた完全有機栽培等による農産物づくりをすすめるとともに、トマト、イチゴなどの新品種・新技術の導入等による安全で環境にやさしい農産物の生産など、高付加価値型農業を促進します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
市町村民所得推計（農業）	市町村民所得推計報告書	59.7億円	62.1億円	
エコファーマー認定者数	エコファーマー認定者数	259人	300人	

4 畜産の振興と草地（原野）の保全活用

（1）現状と課題

阿蘇の原野は、野焼き・採草・放牧による人為的な営みにより水源涵養※機能や緑地資源といった多面的な役割を維持してきました。また、自然と人間が共生する文化の象徴として原野は世界文化遺産推進における核として位置づけられ、後世に残していくかねばならない財産でもあります。

しかしながら、現在では畜産業の低迷や畜産農家の高齢化・後継者不足により、この豊かな阿蘇の原野の維持が困難な状況に陥っています。野焼きにおいても人手不足等から今後の継続が危惧されており、省力化対策、安全対策も含めて早急に対応する必要があります。

本市の畜産業は、主に肉用牛、酪農、養豚で占められ、飼養頭数も肉用牛10,032頭、乳用牛1,904頭、豚28,223頭（平成21年12月畜産統計）となっており、飼養頭数はほぼ横ばいですが、飼養戸数は毎年減少傾向にあります。あか牛と黒牛の飼養頭数については、平成18年度を境に市場単価の高い黒牛が増えていますが、あか牛は全国の飼養頭数の約7割が熊本県で飼育されています。あか牛の飼養戸数・頭数ともに減少していることから、消費拡大を図るために草原景観等の観光資源との組み合わせによるPRが必要です。

畜産経営においては、依然として農畜産物の価格は低迷しており、飼料・肥料価格は高価格で推移し、経営を圧迫している状況にあります。特に家畜伝染病（口蹄疫※等）が発生した場合など、農家個々の畜産経営が窮地に追い込まれるだけでなく、観光客の減少等地域産業にも影響を及ぼすことから、農家個々への防疫体制の周知と県との連携による自衛防疫体制の強化を図っていく必要があります。

一方、平成16年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が本格施行されたことにより、一定規模の有畜農家においては、堆肥舎等の施設整備が完了しているところですが、未だ家畜排せつ物による悪臭や水質汚染といった環境問題の発生がみられることから、家畜排せつ物の適正管理・適正処理を更に徹底し、堆肥の有効利用へ繋げる必要があります。

（2）展開する施策の方向性

- 広域預託放牧※・周年放牧※の推進による畜産業の活性化と野焼きの省力化に向けた取り組みにより原野の維持・保全に努めます。
- 家畜伝染病発生予防とコスト低減のため草地更新の推進等、自給飼料増産・利用を促進します。
- 家畜排せつ物の適正管理・適正処理を徹底し、堆肥化することで有機質肥料として土壤への還元を行う環境に配慮した循環型の農業体系を推進します。

（3）展開する施策

①畜産物の生産振興

豊富な草資源の活用、草地更新等による自給飼料の増産、原野への延長放牧や周年放牧、広域預託放牧により、低コスト化を図ることで、経営規模の拡大や優良系統への育種改良を推進し、農家所得の向上へ繋げます。

阿蘇の広大な原野に囲まれ、大自然の中で育まれた安全で美味しい阿蘇の畜産物については「阿

蘇」というネームバリュー[※]を活かし差別化した販売戦略を図ります。また、阿蘇地域振興局を中心となって展開している「あか牛料理認定店」への加入推進を図るなど畜産物の地産地消に向けた取り組みも進めています。

②草原（原野）の維持

先の畜産物の生産振興とともに放牧の推進による監視体制の整備及び事故等の防止を図るため、牧柵や施設等の整備を支援します。

また、野焼きに関しては、人手不足を補うための野焼きボランティア等の人員確保、危険な箇所等を解消するための恒久的な防火帯の設置を推進します。さらに、現在手入れがなされていない山林周辺においても、防火帯を設置する労力が必要であるため、野焼きの軽減が図れるよう関係機関と協議し対策を講じていきます。

③畜産環境対策の推進

家畜排せつ物は畜産環境問題の発生要因となる一方で、土壤改良資材や肥料としての利用価値が大きい貴重な資源でもあります。供給施設である堆肥センターを中心として、ストックヤード等の整備を進めるとともに、耕畜連携による土づくりを推進することで良質な農産物生産に繋げ、資源循環型の農業体系を確立させていきます。

④自衛防疫の推進

家畜伝染病予防法には「家畜の飼養者は家畜の伝染病の予防のために必要な消毒、その他の措置を適切に実施するように努めなければならない。」と定められています。

本市においても畜産農家の情報を県・JA等と共有し、危機管理体制の整備を図り、万が一伝染病が発生した場合でも、迅速な対応により被害を最小限に抑えるよう努めます。また、家畜伝染病の予防対策のひとつとして、自給粗飼料の増産や利用を促進します。

(4) 指標

指標	算出方法	現状	目標値 (平成27年度)	備考
広域預託放牧頭数	預託牛受入れ頭数	237頭	400頭	
阿蘇市管内での あか牛料理認定店舗数	阿蘇地域振興局 あか牛料理認定 店舗数	15店	20店	
野焼きボランティア受 入牧野割合	野焼きボランテ ィア受入牧野数 ÷総牧野数	38%	45%	

5 林業振興と森林保全

(1) 現状と課題

森林は、木材生産のみならず水源涵養や災害防止など公益的・多面的な機能を有しています。

本市の森林面積は21,210haと市面積の約4割を占め、多くの民有林は人工林の割合が高く、成熟期を迎える森林が大部分です。しかしながら、木材価格の長期低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足が進み、適時適切な森林整備が十分に行われず、適正な森林管理が行われていない状態です。災害防止や地球温暖化対策など森林に対する要請が多様化する中、森林の有する公益的・多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進が求められています。

これまで本市では、木材の生産管理に必要な森林管理道（林道）については、総延長59,716m、計25路線を整備していますが、間伐や直接管理に必要な作業道が未整備の森林がほとんどであり、平成20年度より間伐等森林整備促進対策事業により基幹作業道の整備を行い、現在までに4路線(3,847m)を整備しています。また、林内作業の省力化、効率化を図るため高性能作業車輌を導入し、振興策を講じてきたところです。

本市の林業が、地域資源を活用した産業の一つとして、地域経済の安定と就労の場の確保に大きな役割を果たすためには、高品質化・低コスト化・需要拡大・人材育成を図る必要があり、本市の特産物になるよう努めなければなりません。

一方、近年では地球温暖化や住環境の変化などの理由から野生鳥獣による農林作物の被害が年々拡大しており、市では農家等からの捕獲依頼を受け、現地被害調査を行ったうえで市町村権限である鳥獣（サル、シカ、イノシシ、カラス等）の捕獲について、現在127名21班（H22.4.1現在）の従事者により捕獲活動を行っています。しかしながら、捕獲従事者の高齢化、後継者不足などの問題が深刻化しています。

(2) 展開する施策の方向性

- 森林施業の共同化促進と整合性を図りながら間伐等の集約化施業※の推進を図ります。
- 木材生産に必要な作業道の整備を進め、施設の近代化に努めます。
- 優良な地元産材の『地産地消』に努め木材利用や販路拡大を進めます。
- 有害鳥獣の適正な捕獲を実施し、農林作物の被害防止に努めます。

(3) 展開する施策

①適正な森林整備の推進

森林の持つ公益的・多面的な機能を持続的に発揮させるため、高齢級の人工林について長伐期化を念頭においていた間伐や複層林化、広葉樹林化等、多様な森林への誘導のための施業を効率的かつ効果的に促進します。

また、集約化施業による間伐の推進と併せ木材安定供給体制を構築します。

民間企業等が環境保全活動として行う植樹等についても支援していきます。

②生産・流通基盤の整備

間伐など林業生産活動を実施する必要のある森林が集団的に存在する地区に対して関係機関との連携を図りながら間伐作業道等の整備に取り組みます。

林業従事者の高齢化や後継者不足に対応して、高性能機械導入や機器の更新等による近代化を図り、作業の省力化、効率化、さらには共同化をすすめ、生産経費の節減に努めていきます。

森林組合やN P O※、また製材業者並びに地元住宅建設業者との連携により地域材を利用する「地産地消」の啓発活動を進め、販路拡大等に取り組んでいきます。

③有害鳥獣対策

農林作物の被害防止のため、迅速かつ適正な有害鳥獣捕獲に努めます。また、捕獲時の事故防止の啓発に努めます。

猟友会の捕獲従事者の高齢化や後継者不足の解消を目的とした、新規捕獲従事者の育成・確保に努めます。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
製材品生産量	熊本県林業統計	13, 174 m ³	15, 800 m ³	
森林管理道（林道、作業道整備延長）	林道台帳	59, 716 m	76, 000 m	
有害鳥獣捕獲従業者数	有害鳥獣捕獲隊名簿	127人	127人	現状維持

【2】活力ある商工業の創出

1 個性のある店舗と賑わいのある商店街づくり

(1) 現状と課題

本市の商業の状況は、商店数393店、従業者数2,012人、年間商品販売額は304億円（平成18年商業統計）となっています。平成14年の同調査と比較すると商店数は77店、従業者数は282人、年間商品販売額は30億円といずれも大幅に減少しています。近年の近隣市町村における様々な商業施設の進出等による購買機会の多様化や中心市街地の人口減少等により大変厳しい状況が続いています。

本市の商業に関する市民アンケート等の結果を見ると、「経営者の高齢化による後継者難」、「魅力ある店舗が少ない」、「核となるような店舗がない」などの意見が多く、商店街が抱える問題を浮き彫りにしており、個々の商店だけでなく商店街全体として今後の展望を見極め、目標を共有化していく必要があります。

これまで、商店街の賑わいや活気を取り戻すため、空き店舗対策事業や緑化による景観整備事業、さらには、個性ある商店等を紹介したサインや観光スポット周辺の公衆トイレの整備など行政として側面的な支援を行ってきました。また内牧商店街の回遊性を高めるため、遊具公園「あそ☆ビバ」や「あそ街角ギャラリー」、デザイン性に富んだ街灯の整備など周辺のインフラ整備に努めてきたところです。

一方、各商店街では地域づくり団体等によるイベントや、まちめぐり案内人の設置など地域の人たちによる主体的で活発な活動も見られるようになり、商店街の活性化に向けた明るい兆しも見受けられます。

商工会については、指導執行体制の整備と組織強化を図るため、平成20年4月に旧町村の商工会が合併し「阿蘇市商工会」が誕生しました。これにより旧町村間の連携とともに異業種間の交流が図られ、独自的な取り組みが行われるようになりましたが、起業者支援や後継者育成、経営指導など、これまで以上に市、商工会等との連携に努め、事業者（個店等）への一体的な支援体制を再構築する必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- より長い時間滞在したくなるような雰囲気や空間を創り出し、特色あるまちなみ景観形成を図ります。
- 商工会や関連団体とこれまで以上の連携強化に努め、各店舗への経営支援や指導体制を再構築します。
- 恵まれた観光資源を活かし、商店街を回遊するような観光型商業の確立に努めます。

(3) 展開する施策

①商店街の環境整備

商店街への集客力をより高めるために、商工会やTMO^{*}、または、その他まちづくりを推進する地域の団体と協議し、緑豊かな阿蘇のイメージを活かした景観づくりと併せて、地域の特性を

活かした商店街の整備を進めます。

空き店舗については、既存の助成事業により、その利活用を促進するとともに地域が求める業種の誘致や自助努力が働くようにその制度内容を充実させます。

また、平成21年度に策定した「阿蘇市商店街基礎データ」を基に、空き店舗所有者及び地権者の調査を行い、今後、所有する不動産の活用についての意向調査と併せた協議を進め、市内起業希望者への情報提供体制を整備します。

商店街に隣接する遊休市有地については、各商店街のコンセプトにあった有効な土地利用を検討するとともに、必要がなければ計画的に遊休地の売却を推進していきます。

②経営支援体制の強化

商店街を活性化するには、消費ニーズにあわせた店づくりが求められます。今後は商業の起業者や後継者への支援と併せて、アドバイザー事業等の活用や、阿蘇市商工会との指導体制の整備等を行います。

また、商業以外の農業や観光等の異業種間の交流を促進し、新たな取り組みを模索し地域産業の活性化に繋げていきます。

「阿蘇から生まれた本当によいものだけを」を前提に、阿蘇テレワークセンターが運用するネットショッピング※「ASOMO」を活用し、「電子商店街」を拡充します。

③観光型商業の確立

各地域にある自然や歴史文化をはじめとした観光資源を活用したストーリー性やテーマ性を重視したまち散策（食べ歩きを含む）を取り入れ、商店街周辺を分りやすく紹介した案内板の設置やまちめぐりができるよう商店街散策マップを作成します。さらに、市内商店街の購買力を高めるため商店街相互の連携強化を図り、本市の滞在時間が更に延長するような施策を講じます。

（4）指 標

指 標	算出方法	現 状 (平成22年度)	目 標 値 (平成27年度)	備 考
市内の商店で買い物をする人の割合	市内で買い物をする人の比率 (出典：熊本県消費動向調査)	51%	65%	
年間商品販売額	市内の卸・小売事業所における年間商品販売額（出典：商業統計調査）	303億円	400億円	
阿蘇市内商店街の空き店舗数	阿蘇市内商店街の空き店舗数 (出典：阿蘇市商店街基礎データ)	220店	110店	

2 新規企業の誘致と地場産業の支援

(1) 現状と課題

本市の工業の状況は、平成20年の工業統計調査によると事業所数52、従業員数1,951人、製造業出荷額629億円となっています。これは平成15年の同調査と比較すると9事業所減少していますが、従業員数は216人増加しており、製造出荷額も160億円増加しています。

本市は、九州自動車道のICや阿蘇くまもと空港から約20～25km離れた内陸部にあり、また、特に夏場や休日は、幹線道路が慢性的に渋滞するなど、高規格道路や国道のインフラ整備の遅れで道路交通網が決して良好であるとは言い難く、企業誘致においても道路交通網の整備は急務です。

このような条件下、本市ではこれまで工場誘致奨励条例等により税等の軽減特例や進出企業に対する土地取得費償還の利子補給、さらには農村地域工業導入等促進法に基づく団地化を推進するなど、積極的に誘致活動を展開してきた結果、平成18年度に宮山工業団地（富士プラント工業跡地）へ工業機械製造業会社を誘致することができました。

しかし、長引く景気低迷から、それ以降の進出企業はなく、さらには、企業の撤退もあり、跡地利用等の新たな問題も生じています。また、地元中小企業の経営も非常に厳しくなっており、雇用情勢をみても、平成17年度の有効求人倍率は全国0.98倍、阿蘇地域0.78倍に対し、平成21年度では全国で0.45倍、阿蘇地域で0.46倍とこれまでの5年間では最低となつており、以前にも増して全国的にも深刻な景気低迷を裏付けています。

市民アンケートでは、就労の場の確保、とりわけ若者定住の促進に繋がる地場産業の育成や企業誘致を求める声が多くあり、中小企業をはじめとした地場産業を育成・支援し、経営基盤の強化を図るとともに、地域の産業を担う人材の育成と確保に努めることが重要です。また、既存誘致企業、行政、周辺住民との関係をより緊密にし、企業立地のニーズの把握に努めることで、工業団地の機能充実や環境整備に取り組む必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- 進出企業の初期投資を軽減できるような融資制度や補助制度の拡充を図るとともに、各種許認可事務の迅速化に努め、企業立地時における支援体制の整備を図ります。
- 地元中小企業の経営安定化や雇用確保を図るため支援体制の整備に努めます。
- 関係機関等との連携強化を図り、就労希望者への情報提供や各種支援に努めます。

(3) 展開する施策

①企業誘致に向けた条件整備

企業立地におけるニーズの把握に努めながら、本市の企業誘致に関する優遇措置を拡充するとともに、企業に対する情報提供を積極的に行います。

また、企業誘致を円滑に推進するため、地権者交渉の仲介を行うとともに、農地法・農業振興地域の整備に関する法律並びに開発行為に伴う各種許認可事務の迅速化に努め、企業立地時における支援体制を整備します。

企業立地の整備には、自然環境への配慮や農業的土地利用との調整を図りながら進めます。

②地場産業の支援

既存の中小企業の経営に関しては、商工会や法人会と連携した経営相談等の対応窓口を開設し、早期に危機的状況を回避できる体制づくりに努めます。また、労働局や県信用保証協会等の各種制度による資金調達事業等の啓発を行い、その利用を促進します。

【参考】 「中小企業緊急雇用安定助成金」 「景気対応緊急保証制度」
「熊本県中小企業融資保証制度」 「市町村小口資金制度」 等

③雇用対策の強化

就労希望者の求める情報が十分に提供できるようにハローワークや県、各事業所等の雇用情報を共有し、より一層の連携強化を図ります。

また、ハローワークや県と連携し商工会や地元企業団体等へ更なる雇用拡大に向けて働きかけを行います。

さらに、就労希望者に対し能力向上を図るための能力開発事業や研修事業の情報を提供します

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
企業誘致数	市内でのこれまでの企業誘致の延べ数	15件	16件	
有効求人倍率	有効求人倍率 (出典：ハローワーク阿蘇 業務月報)	0.46	0.90	

【3】1次・2次・3次産業が連携する産業づくり

1 地場産業の連携

(1) 現状と課題

農業の振興と農家の総体的な所得を増大させるため、道の駅波野神楽苑や四季彩いちのみや、あぜり庵、はな阿蘇美など市内各地域に農産物直売施設が整備され、地元の方の利用も含め多くの観光客の利用があります。また、地元農産物の需要拡大と消費者のニーズに沿った特産品の開発販売を目的とした農産加工品の製造販売所も整備されており、直売所での販売と併せて電話での注文やインターネットを利用した販売を行っています。

各直売施設においては、出荷協議会等が構成されているため直売所間の連携がなく、限られた農作物の販売となっているのが現状です。今後各直売所と協議を重ねながら農産物の充実や安定供給を図り、需要拡大を目指す必要があります。

また、本市は観光地であるため、旅館ホテル、飲食店などの施設を多く有しており、地域農業の振興を図るうえで、これら施設への地元食材の提供など「地産地消」を進める必要があります。学校給食へは、地元産米（阿蘇コシヒカリ）や一部の野菜の供給が行われていますが、全体に占める割合は低い状態にあります。

一方、最近では商工会が主体となり実施している「あそんだご汁街道」や阿蘇郡市で取り組んでいる「阿蘇ハヤシライス」、あか牛認定店等、地元食材を利用した特産品づくりが異業種交流（生産・販売）の中で取り組まれています。その他、規制緩和による阿蘇カルデラツーリズム特区の認可を受け、阿蘇地域の農作物を活用したどぶろくや果実・リキュールの製造など民間事業者による取り組みも進められています。これらの取り組みは、まだまだ小さいのですが、その中から一つでも多く阿蘇の特産品として成果が得られるよう支援する必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- 直売所施設間の連携により農産物の充実や安定供給を図るとともに地元農産加工品のブランド化を推進します。
- 宿泊施設、飲食店等の観光施設や学校給食への地元農産物の提供を進め「地産地消」を推進します。
- 異業種間交流による新たな特産品づくりを支援します。

(3) 展開する施策

①地場農産物直売施設等の充実

農産物の充実や安定供給を図るため、直売所施設間の連携を図り、いつでも安心で安全でおいしい旬のものを提供します。また、直売所での販売を通じて観光客をはじめとした消費者ニーズを生産者に伝え、品質の良い農産物の生産に繋げていきます。

阿蘇テレワーカセンター及び出荷協議会等の連携によるネット販売を強化し、全国的に阿蘇市の生産品をPRします。

地元農産加工品の生産に加え、新たな加工品を開発、販売促進戦略を確立させ、地元農産加工

品のブランド化を図ります。

②地産地消の推進

宿泊施設、飲食店等への地元農産物の安定供給に対応した生産販売体制づくりに努めます。

学校給食については、地元食材の利用について今後も働きかけを行い、その利用を通じて子供達へ地元農産品のすばらしさを伝えるなど食農教育も併せて推進します。

③新たな特産品づくりの推進

農業、観光、商業などの異業種間交流による新たな特産品づくりを支援するとともに、都市農村との交流会やイベント等を通じてその普及啓発に努めます。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
学校給食に占める地場主要農産物の品目提供率	地場農産物品目提供数 ÷ 地域主要農農産物品目数	50%	70%	
加工用主要農産物数	主要農産物の主要原料を調査	4品目	6品目	

第3節 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり

【1】滞在型観光地づくり

1 観光地としての体制づくり

(1) 現状と課題

阿蘇市は、阿蘇中岳火口と世界最大級のカルデラ、雄大な自然景観を背景に、九州有数の観光地として繁栄してきました。

本市を訪れる観光客は、年間約500万人を超え、そのうち約81万人が宿泊しており観光業は、阿蘇市の基幹産業の一つとして地域振興に大きく寄与していますが、観光ニーズの多様化により観光の形態が団体旅行から個人旅行へ大きく移り変わり、宿泊客の数は年々減少傾向となっています。

このような中、地域特性を活かしシニア層をターゲットに健康をテーマとした「健康づくりの郷」事業に取り組んでおり、平成23年には九州新幹線全線開業を契機とした広範囲での観光客獲得に向けて「阿蘇カルデラツーリズム博覧会（阿蘇ゆるっと博）」も阿蘇郡市一体となって計画されています。

これまで本市では、観光協会をはじめとして各関係機関と連携し観光客誘致・宣伝活動を積極的に取り組んできました。旅行エージェント※へのセールスやイベントの実施はもとより、テレビ・ラジオ・雑誌・インターネット等の各種メディアを活用し、特に、多くの人口を抱える福岡方面を主とした誘客・宣伝に最も力を注いできました。

観光情報の発信は、必要な情報をいかにわかりやすく発信していくかが重要です。これまでインターネットや携帯サイト※、パンフレットなど様々な手段で情報発信を行ってきました。中でも阿蘇テレワークセンターが開設している「阿蘇デジタル博物館」や観光協会のホームページの閲覧状況は高く、今後関係団体や地元商店等が協力し、他の情報発信手段も含めより魅力ある情報提供に努めなければなりません。

また、旅館・ホテルをはじめ商店や飲食店、各インフォメーションセンターなどの観光客と接する機会が多い施設は、常日頃から接遇に配慮しなければなりません。心のこもったおもてなしにより阿蘇のイメージを高め、地域の人々との交流がリピーターに繋がるように、意識の醸成に努めていく必要があります。

一方、外国人観光客の入込数は、平成20年が62万人、平成21年は38万人と世界的な経済危機（リーマンショック）により39%激減していますが、中国人の日本渡航ビザの大幅緩和により、今後その増加が期待されているところです。これまで、外国人観光客誘致の取り組みとして、県や観光連盟等と連携して海外メディアや旅行会社に観光情報（ツアー、観光ルート等）を提供してきました。現在は、観光案内板等の多言語表記（4ヶ国語）とともに、ASO田園空間博物館総合案内所に外国人対応の案内係を配置しています。また、パンフレットも英語と韓国語、中国語など作成していますが、国際環境観光都市を目指すためにより一層受け入れ態勢の拡充が必要となります。

(2) 展開する施策の方向性

- 九州新幹線の全線開業に伴い、地域特性を活かし、健康をテーマに新たな観光資源を開発し、観光客層の新規開拓を行います。また、インターネットや携帯サイト等のメディアを活用し、多様な観光ニーズに即した情報発信を行います。
- 地域住民との交流の中で、“おもてなし”の意識醸成を図り、阿蘇のイメージを高めていきます。
- 韓国や中国といったアジア圏の観光客誘致のために、受け入れ態勢の整備を行います。

(3) 展開する施策

①観光客誘致宣伝の強化

福岡を中心とした誘客宣伝活動はこれまで同様に行いながら、九州新幹線全線開業に伴い関西・関東・海外に対する誘客宣伝活動を更に強化し、新たな観光客の開拓を行います。

観光関連団体等とこれまで以上に連携を強化し、地域の旬な情報を効果的に発信していくための観光PRやイベントの開催、インターネット等のメディアを活用した宣伝活動を展開していきます。

② “おもてなし” 意識の醸成

インフォメーションセンターをはじめ宿泊施設、飲食店等の施設従事者等を対象に、“おもてなし”的心や阿蘇の歴史文化の知識、イベント等の情報を習得してもらうための講習会等を関係機関と連携して開催します。

各地域を訪れる観光客に対し“おもてなし”的心で対応できるように、関係機関と連携した歴史文化の講習会や観光研修会等を開催し、案内人の確保・育成に努めます。

③外国人観光客の誘致

外国人観光客のニーズに合わせた観光サインの多言語化を充実するとともに、より分りやすい英語、韓国語、中国語表記のパンフレットやマップを作成します。

外国人向けにインターネットでの情報発信を拡充します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
宿泊観光客の誘致	観光統計	81万人	113万人	
日帰り観光客の誘致	観光統計	455万人	560万人	
外国人観光客の誘致	観光統計	38万人	60万人	

2 魅力ある観光資源の活用

(1) 現状と課題

団体から個人へと旅行形態が変化する中、観光資源の要素も多様性や独自性が求められています。このような中、団体旅行を中心とした大型ホテル・旅館が数多く立地している本市においては、団体向けの観光ルートの開拓や既存観光資源の拡充とこれまで活用できていない自然・文化・農耕祭事等を新たな観光資源として創出し、更なる魅力ある観光を創造する必要があります。

一方、冷涼な気候と自然豊かな環境、充実したスポーツ施設や多くの宿泊施設があることから、「合宿の里づくり」として取り組みを進めてきました。これにより、実業団や大学、高校など全国からスポーツ合宿に多くの人々が訪れています。

阿蘇山周辺の観光は、阿蘇地域全体の地域振興に影響するため、観光客の安全性を確保した火口見学のあり方の検討や、ジオパーク※（ジオサイト※）を題材とした新たな観光資源の開発を行わなければなりません。特に火口見学は、ガス発生による立ち入り規制等が行われることから、団体旅行の観光客が減少し、食事処やお土産店の収益減など地域経済に多大な影響を与えています。これまで、観光客が見学できないケースを緩和するため、安全性を前提に早い段階で規制解除ができるようマニュアルの変更を行ってきたところです。これにより阿蘇山公園道路の通行車両は平成8年度の約19万8千台から比べると減少しているものの、平成21年度には約16万2千台とここ5年間は順調に回復しています。現在では、ガスの影響を受けにくく安全に火口見学ができるよう、施設整備を含めた基本計画構想を取りまとめているところです。また、現在もなお閉鎖された状態にある旧山上スキー場や休止状態にある仙酔峡ロープウェイは、阿蘇山上観光の低迷を印象付けていることから、関係機関とその協議を重ねているところです。

イベントに関しては、「阿蘇の花の祭典」、「阿蘇クリスマスバルーンフェスティバル」、「神楽フェスティバル」など、本市の観光PRに大きく寄与しており、観光振興には欠かせないイベントとなっております。特に冬場の観光客が少なくなる時期での誘客事業として「阿蘇の火まつり」など阿蘇地域全域による取り組みで効果を挙げてきました。これからも誘客に効果的なイベントを開催していくためには、現在実施している全イベントを再度見直ししていくことも必要となります。

(2) 展開する施策の方向性

- 観光資源やイベント等の見直しを行い、神話や民話、農耕祭事等を新たな観光素材として充実させます。
- 関係団体と連携を強化し、様々なスポーツ施設を活用したスポーツ合宿を誘致するための体制を整備します。
- 安全に火口見学ができるように施設整備に努めるとともに既存施設の利活用を図り、新たな山上観光の確立に努めます。

(3) 展開する施策

①観光資源の整備・拡充

関係団体や地域住民との連携強化を図りながら、既存の観光資源はもとより阿蘇に伝わる神話や農耕祭事等、新たな阿蘇独自の観光資源の掘り起こしに取り組み、新たな観光商品開発を行います。

また、既存イベントを見直し、各種団体や地域住民の創意工夫で地域経済への波及効果や地域活性化に繋がるイベントの実施に努めています。

②合宿の里づくりの推進

多様なスポーツ施設や多くの宿泊施設を有している環境を活かし、「合宿の里づくり」を推進し誘致活動を進めていくために、各施設や関係団体等と連携を強化し充実した合宿が出来るような体制づくりを行います。

③阿蘇山周辺の活性化

火口見学は、阿蘇の観光の核であることから、ガスの発生状況に関係なく通年、いつでも安全に見学ができるよう基本計画構想に基づいた施設整備に努めます。

山上観光の低迷を印象付けている閉鎖された旧山上スキー場は、関係機関と協議を進め、施設を撤去します。また、休止状態にある仙酔峡ロープウェイについては、関係機関との協議を踏まえその方向性を示します。

また、阿蘇ジオパークとして、その基盤を整備するため、阿蘇山上周辺でのトレッキング道の整備や案内人の育成を行っていきます。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
宿泊観光客の誘致	観光統計	81万人	113万人	
日帰り観光客の誘致	観光統計	455万人	560万人	
阿蘇山公園道路利用車 輛台数	利用実績	16万2千台	24万3千台	

3 広域観光の形成

(1) 現状と課題

本市は、町村合併により、東西を横断する国道57号や南北を縦断する国道212号、国道265号、やまなみハイウェイ等の道路交通網、さらにJR豊肥本線も横断するなど、各方面からアクセスしやすい環境にあります。特に、基幹道である国道57号線の市内東部・西部地域、JR阿蘇駅、宮地駅は本市観光の玄関口として最も重要な場所となっています。

これまで、東部地域では、「道の駅波野」の24時間トイレの改修を、西部地域では休憩施設の整備を進めてきましたが、いずれの地域も本市の玄関口として観光案内等の情報発信は十分ではありません。

また、JR阿蘇駅、宮地駅においては、モータリゼーション※の進展や人口減少により利用者は減少傾向にありますが、九州新幹線全線開業による観光客の増加に備え、機能を充実させる必要があります。阿蘇駅周辺では、これまで「道の駅阿蘇」や「ASO田園空間博物館総合案内所」、「交通広場」を整備し、基幹道路と各交通機関との交通結節点としての立地的条件を活かした、広域的な情報発信及び交流拠点づくりが進んでいます。JR宮地駅周辺では、県道改良による町中への歩道整備が進んでいます。今後は、既存の地域づくり団体等と連携を強化し、観光玄関口での広域的な情報発信及び交流の拠点地づくりを進めていく必要があります。

本市には、観光施設や名所など観光資源が広範囲に点在しています。様々な交通手段で来訪される観光客に対し、スムーズに周遊できる仕組みづくりが求められる中、平成21年10月に「阿蘇定期観光バス」の運行が始まりました。これから特に九州新幹線全線開業に伴いJR利用での来訪者も増えてきますので、更なる2次・3次アクセス※の充実が必要となります。

他方、観光客は常に新しい観光ルートや観光資源を求めています。九州新幹線全線開業により広範囲に観光客が訪れる事から、阿蘇地域のみにとどまらず県下の観光地や隣接の竹田市と連携しながら広域的な観光施策が必要となります。

(2) 展開する施策の方向性

- 訪れる観光客が容易に地域情報を得るように交流拠点の機能充実を図り、併せてJR、路線バスなどの交通結節点の整備を促進します。
- 九州新幹線全線開業により、公共交通機関を利用して来訪する観光客が、点在する観光拠点をスムーズに周遊できる交通体系を整備します。
- 阿蘇郡域の観光地はもとより、県内外の観光地と連携を強め、広域的な観光施策を展開していきます。

(3) 展開する施策

①観光玄関口の整備・充実

基幹道路である国道57号の東部及び西部地域やJR豊肥本線の阿蘇駅、宮地駅は、本市を訪れる観光客を迎える玄関口として重要な拠点となります。そのため阿蘇市観光のイメージを高めるためのランドマーク※の設置や既存観光案内板等の見直しを行います。

併せて、道の駅「波野」、「阿蘇」などの公的施設の機能の充実や新規施設の整備などで、旬な観光情報の発信やスムーズに移動できるルート情報などを観光客に提供していきます。

J R 阿蘇駅を含めた周辺地域については、各種公共交通機関の結節点として重要な機能を有していることから、利用者の利便性に配慮した整備を進めます。

②観光周遊交通の確保

九州新幹線全線開業に伴い、公共交通機関を利用した観光客が増えることが予想されることから、J R やバス等の連結強化を行い利便性の向上を図ります。

また、市内に点在する観光施設、名所等を結ぶ路線バス（市内環状線）を整備するとともに公共以外の交通手段として、タクシーやレンタカー等を含めた2次、3次アクセスの利用促進を図ります。

③広域連携による観光推進

九州新幹線が全線開業することで、九州内や本州からの時間的距離が一気に短縮され、観光客の入込み数の増加が見込まれます。現在、熊本市・天草市との連携により設立した「阿蘇・熊本・天草観光推進協議会」で、広島を中心とした関西方面へのP R活動など広域連携での効果的な観光施策を展開していきます。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
宿泊観光客の誘致	観光統計	81万人	113万人	
日帰り観光客の誘致	観光統計	455万人	560万人	

【2】地域の連携による総合的な観光地の形成

1 都市と農村の交流推進

(1) 現状と課題

近年、社会・経済状況の変化に伴い、余暇時間の増加、心の豊かさの尊重、自然や環境への配慮の高まり等から、都市住民の間では、「潤い」「やすらぎ」「癒し」を求めて、自然豊かな農山村などに滞在し、農業・自然体験や地域の人たちとのふれあい交流を通じて、余暇を過ごす志向が強まっています。

一方、農山村においては、過疎化や高齢化などにより、農地の荒廃、遊休地の増加、地域コミュニティの崩壊などの問題を抱えており、地域環境の保全及び農林畜産業をはじめ停滞している地域産業の活性化に向け、農業と観光を融合させた都市と農村の交流事業（ツーリズム）を推進する動きが活発化してきました。

とりわけ、本市は、『阿蘇くじゅう国立公園』内に位置し、恵まれた自然環境、四季折々の風景、充実した農業生産基盤、魅力ある豊富な地域資源、先人が育んできた貴重な農耕祭事や伝承文化など、他地域には類を見ない優れたバックグラウンド※を有しております、体験交流事業を推進するうえで、都市住民のニーズに適した有利な条件が整っています。

また、2011年春の九州新幹線全線開業に伴い、九州のみならず、関西・中国地方からの交通アクセス※が飛躍的に高まり、時間短縮により都市住民の行動範囲が拡充される可能性が高いことから、体験交流事業に対する受入態勢の整備を強化するとともに、本市が持つ潜在能力を最大限に引き出し、存在感を積極的にアピールしていくことで、更なる交流人口増、ひいては移住のきっかけに繋がることが期待されます。

本市では、民間団体をはじめとした各種団体で、地域と連携を深めながら、魅力ある観光素材と貴重な人材を活用した独自の体験交流事業が企画され、都市と農村の交流が展開されています。

しかしながら、各種体験コンテンツ※は存在するものの、それらを有機的に結びつけるネットワーク（推進体制）が構築されておらず、長期滞在に繋がっていない状況です。また、地域や各種団体の協力や賛同を得ながら、地域全体での組織化を図るとともに、案内ガイドやインストラクターなどの発掘育成に努めていく必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- 地域の自然、歴史、文化等を活かした多様な体験交流メニューをおもてなしの心で提供することにより、地域と来訪者の心が通い合う「阿蘇」らしい都市農村交流（阿蘇カルデラツーリズム）を展開します。
- A S O 田園空間博物館事業により、埋もれている地域資源を市民自らが掘り起こし、その価値を再認識し、磨き上げていくためのきっかけづくりを行い、満足度の高い体験交流型のイベントを企画推進します。また、地域間、組織間におけるネットワークづくりを行い、情報交換、人材育成、受入態勢の整備にも努めます。
- 長期滞在型の体験交流事業を展開し、移住交流機会の拡充に努めます。

(3) 展開する施策

①阿蘇カルデラツーリズムの推進

地域資源を最大限に活かした満足度の高い独自性のあるグリーンツーリズム※、エコツーリズム※、タウンツーリズム※、ヘルツーリズム※等を推進します。

また、九州新幹線全線開業と併せて、財団法人阿蘇地域振興デザインセンターが推進する『阿蘇カルデラツーリズム博覧会（阿蘇ゆるっと博）』の開催を契機として、阿蘇地域の魅力ある観光素材を活かし、多様な独自の体験コンテンツを組み合わせながら、地域コンシェルジュ※による着地型体験交流プランの提供充実に努めます。

②ASO 田園空間博物館事業の推進

当初の目的に沿ってサテライト※支援事業を中心に据え、世界遺産やジオパークを絡めた地域資源の掘り起こしや磨き上げを行うとともに、これまでのサテライトを深く掘り下げた調査・研究を行い、後世に継承する記録として残す取組みを実施します。また、都市と農村の交流促進に向け、サテライト間を結ぶコースを設定し体験交流を組み合わせたより満足度の高いイベントを企画することで、来訪者に地域の特色をより鮮明にした魅力ある地域づくりを目指します。

地域リーダーや案内人の養成に努め、受入態勢の充実を図ることでおもてなし（ホスピタリティ）の向上に繋げます。なお、地域づくり団体等の連携強化を図るため、ASO 田園空間博物館が核となったネットワークづくりを行い、情報交換の場を積極的に行った相互交流の促進に努めます。

③移住交流事業の推進

農林畜産業の担い手不足、商工業の後継者不足等により、将来的な自然環境の荒廃、地域産業の衰退が危ぶまれている中で、長期滞在型の体験交流事業を展開することで、阿蘇ファンを増やし、各地域のルール（地域の行事参加等）を十分に理解してもらいながら、都市住民の移住を促進します。

また、阿蘇の魅力をさらに発信するため、阿蘇でのボランティア活動（緑化活動、清掃活動、野焼き支援）に対して配布する「阿蘇市地域通貨（Grass）」の活用を推進します。

さらに、企業等と連携を図りながら、本市への移住希望者のニーズを把握し、地域の受入態勢の仕組みを構築します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
「道の駅阿蘇」来場者数	年間の施設来場者数	66万9千人	73万6千人	
地域通貨「Glass」の発行枚数	年間の地域通貨発行枚数	15,767枚	20,000枚	

第4節 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり

【1】ICTを活用した生活環境の向上

1 高度情報ネットワークの構築

(1) 現状と課題

阿蘇市管内では、阿蘇市地域振興公社(阿蘇テレワークセンター)の無線インターネットサービスや民間事業者のADSL*によるサービス、携帯電話会社の提供する高速インターネットサービスが利用できるようになっています。しかし、無線やADSL回線でのサービス提供は基地局からの距離に影響され、低速の通信サービスしか提供できない地域も残っており、さらに携帯電話のサービスエリア外でもあるため、いずれの高速インターネットサービスも享受できない地域が残っており、市民が等しくサービスを受けることができる環境整備が課題となっています。

これらを解消するためには、現行技術では光ファイバーケーブルによるFTTH通信*網の整備が有効であることから、民間事業者によるサービス提供の働きかけを行ってきましたが、利潤追求型の民間ではサービス提供開始の見込みが立っておらず、国の補助制度等を活用した市の自営による光回線の全域提供を目指しています。

また、地上デジタルテレビ放送*の移行に伴い、一部の地区においては、地理的条件等により地上デジタルテレビ放送が受信できない地域（新たな難視地区）や、デジタル化困難な旧共聴施設があり、新たな対策の検討が急務となっています。

さらに都市部においては公衆無線LAN*の整備や次世代携帯電話ネットワーク等の新しい技術の導入も検討されており、日々進化するICTを都市部と遜色なく享受できる環境整備が求められています。

(2) 展開する施策の方向性

- 各家庭用高速インターネット網や携帯電話通信網の整備については、民間通信事業者への働きかけを継続して行い、民間主体の整備等を支援していくとともに、不採算地域等においては行政も一体となって整備を推進していきます。
- 地上デジタルテレビ放送の受信については、居住地により視聴者の負担格差が生じないよう、国や日本放送協会（NHK）と一体となって支援していきます。

(3) 展開する施策

①光ネットワーク網の整備

道路網や上下水道網の整備と同様に生活基盤の一部として重要となっている高速情報通信網の都市部との格差を是正するため、全世帯が距離に左右されず均一に高速通信サービスを享受できる光ネットワークの整備を進めます。

②携帯電話等モバイル*情報ネットワーク網の整備

民間主体の整備を支援するとともに、不採算地域への携帯鉄塔整備等補助制度の拡充等を図り

ながら、都市部との格差解消に努めます。

③地上デジタルテレビ放送移行支援

居住地により視聴者の負担格差が生じないよう、新たな難視地区やデジタル化困難な旧共聴施設については、国やN H Kと協力し市民負担の軽減を図りながら、デジタル化移行を支援します。

④情報通信技術を活用した便利で快適な社会の実現

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに簡単につながり利用できることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにするため、携帯電話サービスエリアでの携帯電話によるインターネット閲覧やスマートフォン※を活用したユビキタス※環境での情報収集が主流となっていますが、市民や観光客等の来訪者の利便性を向上するため、多様な機器に対応できる公衆無線L A N網など容易に情報交換ができるような環境整備を検討します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成 27 年度)	備考
高速情報通信網の整備率	市内の居住地域における高速情報通信網の利用できるエリアの割合	7 0 %	1 0 0 %	

2 電子自治体の推進

(1) 現状と課題

行政機関のネットワークについては、住民記録や財務会計等の基幹系総合行政ネットワークシステムの接続は本庁と10の出先機関を接続して運用を行っています。電子申請については、熊本県及び県下市町村共同で運営する「電子自治体共同運営協議会」によりインターネット※上に「よろず申請本舗」サイト※を立ち上げ、阿蘇市では162の手続きが可能となっています。

しかしながら現在導入している住民票等の電子申請については、制度上電子で完結しないシステムが多く、利用者が低迷しています。

電子自治体の構築に当たっては最近特に費用対効果を疑問視する動きが活発になっており、紙媒体から電子媒体へ制度はそのままに運用のみをシステム化してきた弊害が見られるため、全国的・根本的な制度の見直しが必要です。

市役所のインターネットホームページコンテンツ※については、ゴミ収集カレンダーや図書館の貸出予約などの機能も備えてきており、GIS※についても利用者がホームページから各パソコンにインストールして使用できるシステムを提供開始しています。

また、平成18年から動画配信のインターネット放送局を運用開始し、更に、平成20年にはホームページの多言語化（英・中・韓）にも取り組み、行政情報をはじめ地域の出来事など様々な情報を提供できるようになっています。

(2) 展開する施策の方向性

- 経費負担が少なく、セキュリティー※が確保できるネットワークを検証しながら、行政機関のネットワークを構築していきます。
- パソコンや携帯電話等モバイル端末向けの行政情報コンテンツの充実に努め、個人情報の保護等セキュリティー対策に配慮しながら、市民の利用しやすく便利な電子申請システムを構築します。

(3) 展開する施策

①公共施設ネットワークの整備

個人情報の保護等セキュリティーの確保を最優先に据えながら、費用対効果を検証し、公共施設ネットワークの整備充実を図り業務の効率化を目指します。

②行政情報コンテンツの拡充

パソコン向けのホームページをはじめ、携帯端末向けの情報サイトや、動画による情報サイト「Web-TVアソ」のアクセシビリティー※に配慮したコンテンツの充実を図るとともに、高齢者等にも使用しやすい告知放送端末の全世帯設置による新しい情報提供手段も活用しながら、情報通信技術の動向を的確に把握し、電子媒体による情報提供に重点を置きながら伝達手段を選別し、ユビキタス※ネットワーク環境での市民への情報提供を充実していきます。

③利用しやすい電子申請システムの構築

申請から受領まで電子で完結するシステム作りなど、制度自体の改正も見据えながら、一定のセキュリティーを確保したうえで、携帯端末での施設予約など、より市民の利用しやすい、システム構築を図ります。

④セキュリティーの確保

ウイルス対策やスパムメール※対策、インターネット閲覧フィルタリング※等のセキュリティー対策ツール※の導入と合わせ、職員個々の情報セキュリティーについてのスキルアップを図るとともに、サーバ※機器やシステムを市役所庁舎内に設置せずネットワーク回線等を使用して使用するA S Pサービス※やI D C※等クラウド※型情報サービスの活用も視野に入れながら、より安価で、堅牢なシステムの構築を検討します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成 27 年度)	備考
総合行政システムの出先機関への接続率	基幹系総合行政システム接続施設数÷情報系システム接続施設数	2 4 %	5 0 %	
携帯電話等モバイルホームページへ提供する情報項目	携帯電話等モバイルホームページへ提供する情報項目	行政・観光等の一部の情報	パソコンで閲覧可能なホームページ情報のすべて	
電子申請件数	1年間の電子申請の件数	1 2 9 0 件	2 0 0 0 件	

3 情報活用能力の向上

(1) 現状と課題

近年は日進月歩の情報技術の進歩によりスマートフォン※やデジタル放送対応テレビなど高度な情報機能を持った家電製品が一般の家庭でも扱われるようになってきており、高機能な家電を使いこなす者とそうでない者との二極化が進んでおり、これらの格差解消サポートが必要となっています。

IT※講習については、平成20年度から生涯学習の一環としてパソコン講座を実施しており、延べ240名の受講がございます。同時に、ITサポートセンターを阿蘇テレワークセンター内に設けており、電話や来訪など利用者のあらゆる要望に応えています。

また、阿蘇テレワークセンターはICT※の中核として市内各産業のホームページの構築やインターネット※接続環境提供、インターネット放送局としての地域情報の提供等、地域に欠かせないものとなっています。

(2) 展開する施策の方向性

- 高齢者等の情報弱者のサポート体制や、学校を中心として子供たちへの支援を充実していきます。
- また今後、阿蘇の自然環境は、地場産業の低迷、高齢化、過疎化等により地域だけでは保全していくしかない状況にあることが懸念されることから、ICTを活用し地元団体と連携して環境に係る情報を発信し、より多くの人に阿蘇の活動を理解してもらい、ボランティア活動や環境交流等への参加拡大を図ります。

(3) 展開する施策

① ICTサポートの充実

高齢者等も高度な情報家電にも対応できるよう市民サポート体制の充実を図るとともに、市民が気軽にインターネット等を体験できる端末等の設置拡大を図ります。

また、高齢者や障がいをもった人でも容易に利用できる情報端末やシステムの普及促進を図ります。

②市民のIT研修の充実

パソコン機器の操作性の向上とともに、高齢者や未成年者も簡単にインターネット等を利用できるようになってきており、基本操作の習得から、一歩進んだ機能操作習得まで研修機会の拡大を図ります。

③e-ラーニング※環境の整備

デジタル博物館・デジタルアーカイブといった地域文化の学習素材の活用も拡充し、インターネット等のネットワークを活用した双方向型の教育・学習システムの整備を図ります

④産業・生活環境支援

ＩＣＴを活用して農林畜産業、商工業、観光業などの地場産業が活力をだしてもらうために、地域住民や企業にとって役立つコンテンツ※づくりが必要となっており、阿蘇テレワークセンターの役割を拡充し、地域情報化の実施活動拠点や各種団体、地場産業等の活動と連携した地域密着型のＩＣＴサポートセンターとして充実を図り、電子商店街（ネットショッピング※）や保健、医療、福祉、防災等を支援するネットワークシステム等の構築を図ります。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
インターネット開放端末の設置状況	公共施設のインターネット開放端末設置箇所	3箇所	6箇所	
ＩＣＴ（ＩＴ）サポートセンターの利用状況	年間相談件数	311件	500件	

第5節 安心して暮らせる快適なまちづくり

【1】保健・医療・福祉の充実

1 保健活動の啓発と充実

(1) 現状と課題

国は、増え続ける生活習慣病※による医療費の対策として、健診に関する法律の改正を行いました。その結果、昭和58年から施行されていた「老人保健法」が、平成20年4月に「健康増進法」に変わり、新たに「高齢者の医療を守る法律」が施行されました。「基本健診」は「特定健診」へと変わり、それに伴い健診の実施義務者が市町村から医療保険者へと変更されました。

国は、医療保険者である「市町村」に対して、特定健診受診率の到達目標を65%と設定しました。しかし、本市国民健康保険加入者（40～74歳）の平成20年度受診率は32%と半分にも満たない現状であり、県下でみても低い方から15位です。その健診結果で目立っているのは、①「糖尿病」の危険性の高い人の割合が高い。検査項目でみるとHbA1cですが、男性67.9%女性72%が高い状況です。②「虚血性心臓病」の危険性の高い人が多い。検査項目で見るとLDLコレステロールですが、男性の53.3%、女性の64.4%が高い状況です。③男性の49%、女性の24%が「肥満」です。④「脳血管疾患」の危険性が高い「高血圧」の人が、52%です。⑤「腎不全」の危険性が高い人は10.75%でした。

特定健診※は、健診後の保健指導を受けるように規定されていますが、平成20年度の保健指導率は27%です。

「健康情報管理システム」については、母子健康手帳発行状況・乳幼児健診受診状況・予防接種受診状況・特定健診・各種がん検診の受診記録を入力し、各種情報の管理に十分配慮した上で、未受診者対策と結果集積・分析により健康づくりの課題の抽出を行い各施策に活用しています。

妊娠届数・出生数は、年間200名ほどで横ばい状態ですが、生下時体重が2500g以下の低体重出生児の割合が増加してきています。妊婦の年齢層にも変化が出てきており、10代の妊婦が3.4%、高齢妊婦が11%となっており、医療機関と連携を取り安心安全な妊娠生活が送れるような対応が必要となっています。平成20年度から段階的に、妊婦健診費用の助成回数を増やしており、平成21年度からは全14回分の助成を行っています。

健康づくり推進協議会で事業を検討、健康づくり推進員を設置し、各地域で健康づくり事業に取り組んでいます。平成21年3月には「阿蘇市健康増進計画及び食育※推進計画」を策定し、10の領域の健康課題に対して継続した健康づくり施策を実施しています。

(2) 展開する施策の方向性

- 生活習慣病を予防するために、健診受診の重要性、必要性を周知し、疾病の重症化を防ぐよう努めます。健診対象者が、受診しやすい健診体制作りに努めるとともに、自分の健診結果を自分のものとして理解でき、生活の改善に繋げられるような保健指導を実施します。
- 現行の「健康管理情報システム」の活用をし、業務を迅速に進める為に、システムをバージョンアップし情報の活用性を高め、個別的健康データを統計処理及び分析により青壮年期の早世

予防、健康寿命の延伸を目指します。

- 地域住民が手軽に健康づくりに取り組めるように、地域における健康づくり推進体制の整備を進め、健康づくり活動組織に、わかりやすい情報の提供を行い、市民と行政が協働して生活や健康問題の解決に取り組んでいきます。
- 温泉の特性である浮力・抵抗・水圧・水温を活かし、生活習慣病等予防と介護予防に繋がる関節疾患の予防を図るために、既存の温泉施設を活用した健康づくりを推進します。
- 妊産婦、乳幼児に対する健康診査、子育てを支援する健康相談・訪問・プレ療育教室・母子保健推進員活動等の推進をするとともに、母子をとりまく医療体制の充実を図ります。

(3) 展開する施策

① 生活習慣の見直し及び健診等の充実

生活習慣病を予防するために、健診受診の重要性を周知します。本市の現状に合わせて、特に課題である糖尿病・腎臓病・心臓病の早期発見が出来るように、検査項目を追加して実施します。本市にある健康づくり施設の利用、地域性を考慮し保健指導を受けた後も継続して健康運動が続けられる体制づくりに努めます。

また、青壮年層の健診受診率の向上を図る為、市民が利用しやすい多様な受診体制の整備を進めます。

一生を通じた健康づくりとして学校保健・産業保健との連携、協力をを行い、疾病の予防に努め、健康寿命の延伸を図ります。健診結果から、疾病の発祥リスクの高い方へは個別のアプローチを実施し、重症化を防ぎます。

地域全体の保健データの分析・健康教育の機会拡大等、健康リスクに応じた総合的な保健事業を展開するために、産業保健との連携・協力に努めます。

② 健康管理情報システムの充実

健康管理情報システムを活用し、取得したデータを検査項目及び地域ごとに統計処理し、地域の特性に応じた保健活動の推進を図ります。また、市民にわかりやすく説明できるようなデータ加工を施し、健康・福祉情報を共有できるシステムを構築に努めます。

③ 温泉を活用した健康づくりの推進

既存の公的温泉施設（アゼリア21・温泉センター・阿蘇保健福祉センター・波野地区の泉源活用等）を健康づくりの拠点として位置付け、市民が活用しやすい取り組みを推進するために、専門の指導者（健康運動指導士等）の雇用、温泉の効用を学んだ温泉指導者の育成に努めます。

体育指導員・健康づくり推進員等を軸とした組織活動を活発化させ、市民の自主的な健康づくりの取り組みをサポートする体制や、個別的な指導が出来る体制の整備を進めます。

生活習慣や労働状況により発生しやすい「腰痛・関節痛」の改善や、ストレス関連の疾病予防のためにも、温泉利用を生活習慣に取り入れるよう啓発活動に努めます。

④住民と協働した健康づくりの推進

健康や医療に関するデータをわかりやすく市民に提供し、健康に対する意識を向上させるために、健康づくりに関する自主グループの育成・活動を支援し、健康問題について市民と行政がともに検討していく場の設置を図ります。

健康づくり推進協議会・健康づくり推進員への研修を充実させ、地域のリーダーとして活動でできるように支援していきます。

⑤食育・食生活改善の推進

「自分の健康は自分でつくり・守る」という意識のもとに、「健康増進計画書・食育推進計画書」の推進を図り、食生活改善に関するリーダーの育成を強化させ、地域の健康増進に対する意識の向上を図ります。

生活習慣・食習慣の乱れから起こる生活習慣病の予防に努め、大人だけでなく子どもの生活習慣・食習慣の見直しを保育園・小中学校等の関係機関や地域の協力を得ながら、積極的に行っていきます。

特に高齢者においては、いきいき教室での介護予防の意識啓発を図り、高齢者の食生活の自立支援、食生活改善に努め、要介護状態への進行を予防します。

⑥母子保健医療体制の充実

誰もが安心して子どもを生み、喜びや楽しみを感じながら子育てができる社会、子どもたちが健やかに育っていける社会づくりをめざして、妊娠期～青年期までの一貫した母子保健体制の確立と子育て支援体制の充実に努めます。

妊娠届出時の個別相談により、ハイリスク^{*}者への細やかな支援を行い、「こんにちは赤ちゃん事業」により虐待を防ぐ面も担い、母子の健康保持・増進のための健康相談指導を充実させ、家庭育児機能の育成・支援を行います。母子保健推進員・子育て支援センター・のびのび等関係機関と連携して地域での母子保健活動の充実を推進していきます。併せて、父親が育児に参加しやすい環境づくりにも努めます。

(4) 指標

指 標	算出方法	現 状 (H21 年度)	目 標 値 (H 27 年度)	備 考
特定健診受診率	国民健康保険被保険者(40~74才) 健診受診者 ÷ 国民健康保険被保険者(40~74歳)	32.1%	65%	
特定健診結果異常者割合 高血圧 糖尿病 e-GFR	特定健診結果異常者(基準値以上者) ÷受診者 男 67.9%、女 72% 10.75%	52% 10.75%	30% 50% 5%	
食育教室の実施率	食育教室を開催した幼稚園・保育所・小中学校数 ÷ 幼稚園・保育園・小中学校の総数	74%	100%	
食生活改善活動の実施	食生活改善活動を実施している地区 ÷ 行政区数	80%	100%	
妊婦健診での異常率	妊婦健診での異常数 ÷ 妊婦健診受診者	43.9%	38%	
乳幼児健診受診率	乳幼児健診受診児 ÷ 乳幼児健診受診対象児	98.3%	100%	

2 地域福祉の推進

(1) 現状と課題

我が国では、世界にも例を見ないスピードで高齢化が進む一方、少子化の波もとどまることを知らず、従来の予測よりも早く人口減少社会へ突入しています。

地域社会においても少子高齢化に加え、核家族化により、家庭における養育・扶助機能の低下、さらに人の価値観、生活様式の多様化などによる人間関係の希薄化など、地域社会は大きく変化しています。

住み慣れた地域で生涯暮らしたいと願う方々が多い中で、高齢者や障がい者が安心して地域で暮らし続けられるためには、身近な相談者の存在が不可欠であり、日常的な近隣のふれあいや地域での見守り活動を通して、問題の早期発見に努めなければなりません。

本市においては、本庁及び支所の福祉窓口や、保健センター等において乳幼児から高齢者及び障がい者に関するさまざまな相談を受けているほか、地域包括支援センター並びに在宅生活支援センターでは、常時高齢者の相談に応じています。しかし、柔軟かつきめ細やかに対応するためには、より一層の窓口機能の強化が求められています。

また、世帯構成の変化等により市民同士のつながりが希薄化し、地域での相互扶助機能の弱体化が進んでいる一方で、市民の福祉に対するニーズはますます高まりを見せ、多様化・複雑化しており、福祉行政の役割はさらに重要となっています。そこで地域住民が交流を深め、相互に支え合うことができるような共助のしくみづくりが急がれ、市民が自主的に助け合うことの意義が大きくなっています。

併せて、ボランティア活動の拠点として社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンターの機能強化を図るため、福祉ネットワークの形成に必要なボランティア育成や充実したセンター活動のための支援を行っています。

阿蘇圏域では、社会福祉協議会が一体となり「小地域ネットワーク」の推進に取り組み、認知症の高齢者や障がい者等、支援を必要する方の問題を共有し、地域住民が解決に向けて協力していく体制を整備していくことにより、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、支援体制強化に努めています。

そのほか、すべての人が暮らしやすい環境をつくる「ユニバーサルデザイン」※の理念に基づき、公共施設へのスロープの設置・障がい者用トイレの設置などのハード面の整備への取り組みも求められているところで、今後出来るだけ多くの人が満足できるような環境づくりに向けて、身近なところから一つひとつ取り組みを始めているところです。

(2) 展開する施策の方向性

- 正確で分かりやすい情報を提供するために、福祉に関する専門性の高い職員を養成し、各種相談と支援を一体化させ総合的な相談・支援窓口を整備します。
- 市民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、市社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成するとともに、現在活動しているボランティア団体等の運営を支援します。

- 高齢者のみならず、障がい者や子育てにかかる方々への支援拠点として、地域サロン活動の推進や地域の縁がわ作り事業への支援など、地域力※の向上に取り組むことにより小地域ネットワークの構築を図ります。
- ユニバーサルデザインの考え方を推進するために、利用者、事業者、行政等が協働して取り組む体制を確立させ、さまざまな施策の計画策定段階から利用者の視点に立った、すべての人が暮らしやすい環境づくりに努めます。

(3) 展開する施策

①福祉サービスの適切な利用の促進

地域包括支援センターや在宅生活支援センター及び子育て支援センター等の活動充実を図るとともに市の広報誌やホームページ等の活用により、適時性のあるきめ細やかな福祉サービスの情報提供に努めます。

また、相談体制の充実のために、福祉活動専門職の育成に取り組み、高齢者・障がい者・児童等の保健・医療・福祉に関する相談窓口を設置して、多様な相談に応じます。さらに、必要に応じて専門相談機関・サービス提供機関への連絡調整を行います。

認知症や障がいを抱えている方の福祉サービス利用の権利を擁護するために、地域福祉権利擁護事業の活用を進めます。また、成年後見制度※の利用を促進するために広報・啓発に努めます。

②福祉ボランティアの育成

ボランティア活動への地域住民の積極的な参加を促進するために、市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、ボランティア活動に関するさまざまな情報の収集・整理を行い、市広報誌や社協だより、インターネットのホームページ等を活用し、情報提供を行います。

高齢者、障がい者、子育て中の親等への支援活動を行うボランティアを育成するため、各種ボランティア講座やリーダー養成講座を開催していきます。さらに、ボランティア団体等の運営を支援するために、就業者がボランティア休暇を活用しやすい環境を整備していきます。

③地域ネットワークの充実

本市は、市社会福祉協議会の支援を受けながら各行政区ごとに小地域ネットワーク連絡会（地区連絡会）を開催しています。当連絡会には区長、民生委員・児童委員、福祉協力員、市民ボランティア等が集い、一人暮らしや高齢者のみの世帯等の見守り活動に関する体制整備を行い、定期に情報交換を行っています。今後は地域が一丸となり、高齢者のみならず障がい者や子育て問題等に対応する地域のネットワークを構築し、地域協働型の福祉を目指します。

また、平成20年度より日常の見守り体制に加え、社会福祉協議会と協働し、民生委員児童委員等の協力のもと災害時要援護者支援プラン及び防災マップ作成等の支援も行っていますが、今後は情報管理システム（要援護者見守りマップシステム）を導入し、災害時に適切な情報の把握が出来るような体制や、お知らせ端末を活用したサポートシステムを構築していきます。

地域福祉はそこに住む人々の思いやりで広がっていきます。地域住民、それぞれがもてる力を

発揮できるよう、互いに顔の見える関係、心の通った人的ネットワークがつくれる場づくりを支援していきます。

④ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

市民、行政、事業者等が一体となって、すべての市民が個人として尊重され、すべての人が安心して暮らしやすい環境づくりを目指し、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。

さまざまな施策の計画策定段階において、地域で生活している高齢者や障がい者等の利用者や福祉活動等を行っている人たちの意見や提案を取り入れることに重点を置き、意見を反映させていきます。

(4) 指標

指標	算出方法	現状 (H21年度)	目標値 (H27年度)	備考
福祉窓口での相談件数	福祉窓口における相談件数	3,400件	4,000件	
地域福祉権利擁護事業利用者数	地域福祉権利擁護事業の利用者数	20人	25人	
ボランティアセンター登録者数	阿蘇市ボランティアセンターに登録されている人数	2,700人	3,000人	
小地域ネットワーク連絡会開催数	組織されている地域ネットワークの連絡会の延べ開催回数	385箇所	468箇所	

3 高齢者福祉の充実

(1) 現状と課題

本市の総人口に占める65歳以上人口の割合は、平成21年10月には30.3%（全国22.7%、熊本県25.5%）となっており、全国平均に比べ約15年早いスピードで高齢化が進んでいます。

このような状況の中で、明るく活力に満ちた超高齢社会を実現するためには、高齢者自身が地域社会の中で経験と知識を活かして積極的に役割を果たし、生きがいを持ち充実感のある生活を送ることが重要になっています。

このため本市では、一の宮高齢者センター・阿蘇保健福祉センター・波野高齢者コミュニティセンター・ふれあいプラザ北外輪を高齢者の生きがいづくりの拠点として、各種講座やスポーツ・文化・レクリエーション活動等に活用され、多くの高齢者が参加しています。

また、高齢者施策の中核機関である地域包括支援センターでは、元気な高齢者の健康維持や介護が必要な高齢者の悪化防止のために「いきいき教室」や「健康はつらつ講座」、「体力アップ教室」等の介護予防事業、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活をしていくための配食サービスや外出支援サービス等の生活支援事業、家族の身体、精神、経済的負担を軽減するための「家族介護教室」や「介護用品支給事業」等の家族介護支援事業に取り組み、高齢者の自立と生活の質（QOL[※]）の確保を図っています。

このほか、安全で住みやすい住宅を整備するために、福祉用具や介護機器を有効に活用した住宅改造への助成を行い、高齢者に配慮した住環境づくりも推進しています。

また、本市には、生活環境や経済的な理由により、自宅で生活することができない65歳以上の高齢者を受け入れる施設として、養護老人ホーム上寿園（定員50名）があり、現在、入所者の生活空間の確保や生活の質の向上等のために、ユニット化（個室化）への改善を進めています。

阿蘇市の介護保険の認定者数は、平成18年4月の介護保険法改正当時921名であった軽度認定者（要支援1、2及び要介護1）は、平成19年12月には784名まで減少していましたが、平成22年3月には877名まで再び増加しています。また、中重度認定者（要介護2～5）も、法改正当時の655名から平成22年3月には805名まで増加しており、高齢化率の上昇に伴い要支援・要介護認定者は全体的に増加し、介護度も重度化する傾向にあります。

軽度認定者が悪化する主な原因是、下肢筋力低下・関節疾患・転倒骨折・脳血管疾患・循環器疾患となっていることから、今後は早い時期からの健康づくりや介護予防への取り組みを更に啓発していく必要があります。

また、介護給付費の適正化と介護サービスの質の向上を目的に、サービス提供事業所との連携により、事業評価のための統一指標の設定や評価システムの構築を実現し、より効果的な介護予防事業を推進していくことが重要です。

(2) 展開する施策の方向性

- 高齢者が健康で生きがいを持ち、豊かな経験や知識を生かすことのできる仕組みづくりを行い、高齢者の社会参加と自立のための施策の充実を図ります。

- 住環境の整備をはじめとして、関係機関と連携し24時間の相談体制を整備するとともに、ハード・ソフト両面にわたり高齢者の生活環境を整備していきます。
- 高齢者が、できる限り認知症や寝たきり等の要介護状態に陥ることなく、生涯現役で健康で自立した生活を送ることができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進します。
- 要支援・要介護者が、質の高いケアマネジメント※を受けて能力に応じ自立した在宅生活を営むことが出来るよう、支援していくとともに、必要なサービスの提供に努め、新しい制度に基づき介護保険事業を円滑に運営していきます。

(3) 展開する施策

①高齢者の生きがい対策の充実

高齢者の社会参加を促すために、高齢者を対象とした講座や各種スポーツ大会等の充実を図るとともに、老人クラブを中心とした地域での見守り・訪問活動等のボランティア活動を支援し、高齢者の生きがいと健康づくりに寄与する事業を展開します。そのためにも、老人クラブ活動を充実させ、加入率の向上に努めます。

地域における高齢者への支援体制の充実、及び自主的な介護予防活動の実施を目的に、市社会福祉協議会と連携して、ボランティアリーダー等の育成に努め、地域住民グループ（サロン）活動の充実を図ります。高齢者の閉じこもりを防止するための外出支援についても、タクシー利用に係る助成事業をはじめ、乗合タクシー※の利用や福祉有償運送事業の実施などにより、高齢者が充実した生活が送れるよう支援します。

就労を希望する高齢者に対し、本人の希望と能力に応じた仕事探しのために、県阿蘇地域振興局内の高齢者無料職業紹介所の利用案内を行うなど、生活の中で培われた能力を活かし張り合いのある毎日を過ごしていただけるよう支援します。

②高齢者の生活環境の整備

高齢者は転倒・骨折等により長期入院や寝たきり生活になることも少なくないため、安全な住まいに関する研修の場を設け、必要に応じては住宅改修等に関する制度の利用を案内し、家屋内の段差の解消や浴室・トイレの改修などを促します。その場合、介護保険制度や高齢者福祉事業等の利用により、利用者の負担軽減を図ります。それとともに、有効な住宅改修を行うために介護支援専門員や建築士等が連携し総合的なアドバイスを行い、高齢者が暮らしやすい住まいづくりを支援します。

福祉施策と住宅政策の密接な連携により、高齢者の安全や利便に配慮された住宅の供給を推進します。

高齢者やその家族からの相談に24時間体制で対応できる相談窓口を設置するとともに、緊急通報システムを普及させ高齢者の緊急時における安全の確保に努めていきます。

③介護保険事業の充実

《介護予防事業の充実》

市民が生涯現役をめざし、個々の状態に合わせてより自立した生活を送ることができるよう、地域資源である温泉を活用した介護予防事業などに取り組むとともに、各種教室や広報誌等で介護予防意識の啓発に努めます。

介護予防における市民の主体的な活動の実践と継続のために、リーダー育成を強化するとともに、地域におけるリーダーとしての活動発表の場を設けていきます。

介護予防を個から集団へと展開していく過程においては、地域力が欠かせないことから、民生委員・児童委員や老人会、区長等と協働・連携した活動ができるように、機会をとらえて支援を行います。

高齢化の進展に伴い増加が心配される認知症への対策として、地域包括支援センターにおいては認知症の予防及び早期発見、専門医の早期受診の推進、また認知症を発症しても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、認知症に関する正しい知識と理解の啓発等を行います。

《介護保険事業の円滑な運営》

要支援・要介護者が能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護保険対象サービスだけではなく、高齢者保健福祉サービスや地域のボランティア活動等を組み合わせることによって、さまざまな社会資源を包括的に機能させるケアマネジメント*が重要です。

そこで、要介護者の誰もが自立支援に向かった質の高いケアマネジメントを迅速に受けられるよう、ケアマネジメントに携わる介護支援専門員の育成や必要な情報の提供等の支援を行います。

平成17年の法改正により、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、施設サービス利用者が新たに「居住費」「食費」等を負担することとなり、在宅復帰を希望する方々も多くなってきました。自宅での生活が可能な方に対しては、在宅生活への復帰を支援します。

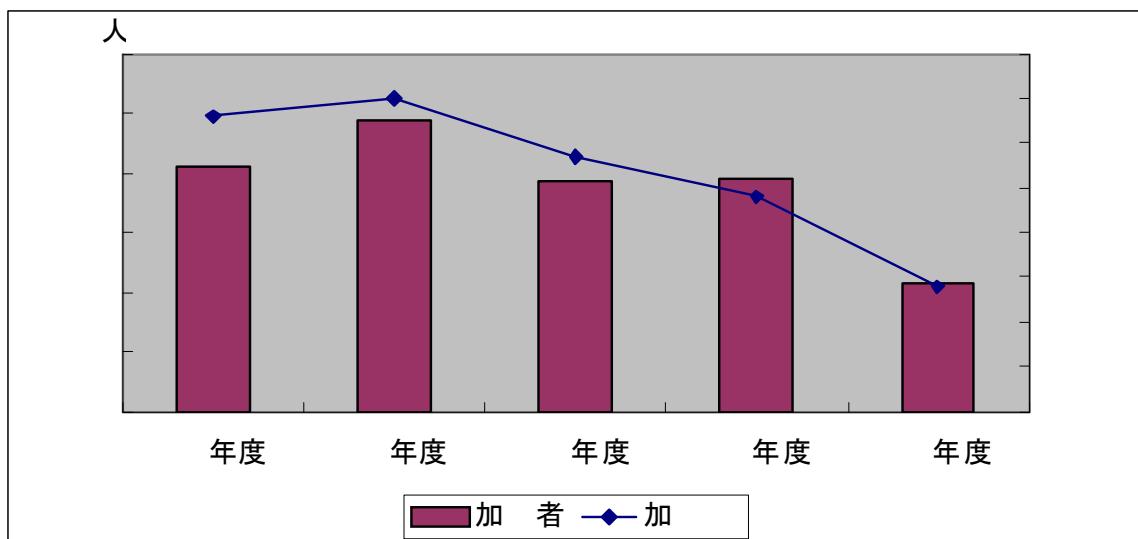
そこで、高齢者が住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、阿蘇市を5つの日常生活圏域に分け、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの整備を進めているところです。高齢化の進展に伴い増加が見込まれる認知症対応型として、平成23年度までに小規模多機能型居宅介護2事業所、認知症対応型通所介護3事業所、認知症対応型共同生活介護5事業所の設置を進めています。また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を2事業所整備予定としています。

今後、高齢者が住みなれた地域で生活していく為には、介護保険サービスの提供とともに地域住民の支援が必要です。「自分でできること」「家族でできること」「地域でできること」「行政がすべきこと」等の役割を分担して、地域で高齢者を見守れる体制を整備していきます。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備 考
老人クラブに加入している高齢者の割合	会員数 ÷ 60 歳以上人口	54.8%	55%	
住宅改修に関する相談対応件数	住宅改修に関する相談件数	27 件	30 件	ケア会議は現在、その都度開催していない。
高齢者地域住民グループの組織率	高齢者地域住民グループ数 ÷ 老人クラブ数	97.4% (113 クラブ)	98% (114 クラブ)	老人クラブ総数 = 116 クラブ
65 歳以上の高齢者に占める要介護認定者の割合	要介護認定者 ÷ 65 歳以上の高齢者人口	18.5%	19%	
要介護認定者に占める居宅サービス受給率	居宅サービス受給者 ÷ 要介護認定者数	58.1%	60%	
トレーニング教室評価指数が 2 項目以上向上する人の割合	トレーニング教室評価指数が 2 項目以上向上した 65 歳以上の高齢者 ÷ (65 歳以上の高齢者 × 5%)	34.1%	37%	3 項目以上の向上する方は殆どいないため。
65 歳以上の高齢者に対する認知症予防教室参加の割合	認知症予防教室参加者数 ÷ 65 歳以上の高齢者人口	19.5%	22%	

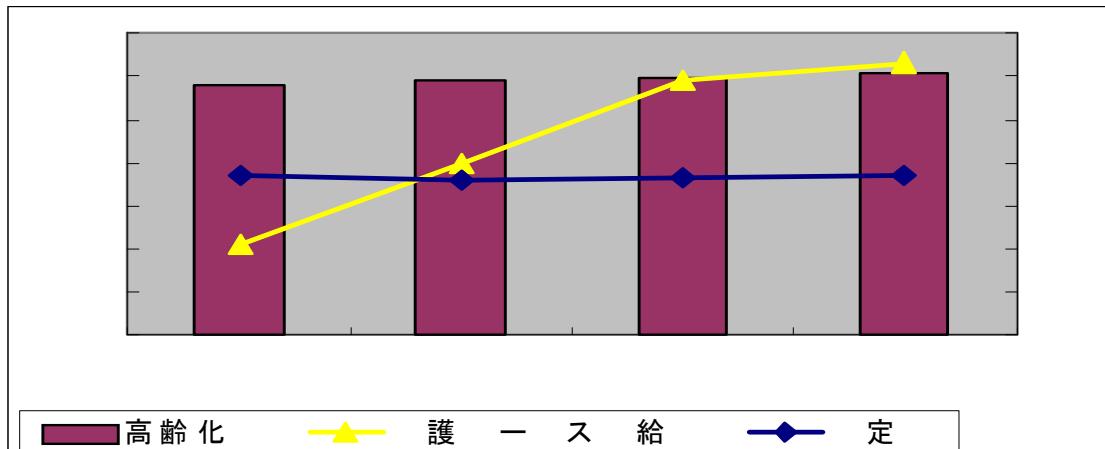
人ク 加 等



●高齢化率等（各年度10月現在）

	H17	H18	H19	H20	H21
65歳以上人口	8,561人	8,671人	8,762人	8,791人	8,838人
全人口	30,150人	29,922人	29,703人	29,430人	29,168人
高齢化率	28.4%	29.0%	29.5%	29.9%	30.3%
要介護認定者	1,582人	1,618人	1,592人	1,615人	1,639人
認定率	18.5%	18.7%	18.2%	18.4%	18.5%
介護サービス受給者	1,179人	1,167人	1,178人	1,226人	1,251人
介護サービス受給率	74.5%	72.1%	74.0%	75.9%	76.3%
居宅サービス受給者	911人	897人	912人	949人	951人
居宅サービス受給率	77.3%	76.9%	77.4%	77.4%	76.0%
施設サービス受給者	268人	270人	266人	277人	300人
施設サービス受給率	22.7%	23.1%	22.6%	22.6%	24.0%

（資料名：介護保険事業状況報告）



4 障がい者福祉の充実

(1) 現状と課題

身体障がい者の数は横ばいですが、知的障がい者及び精神障がい者はともに年々増加傾向にあります。障がいの重度化や高齢化も進んでおり、市民意識や障がい者の生活実態、福祉ニーズも社会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化しています。

こうした中、平成18年4月から障害者自立支援法によるサービス事業がスタートしました。当初より利用料等、さまざまな課題が提示されていましたが、これまでの法改正で利用者負担の軽減枠が広がり徐々に安定した施策になりつつあります。また、「障害者自立支援対策臨時特例交付金」が打ち出され、障害者自立支援法施行に伴う事業者に対する運営の安定化を図る措置、新法移行のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保にかかる措置等、事業内容も追加され、平成23年度まで拡大して実施できるようになりました。

本市における障がい者福祉サービスは、身体・知的・精神の3障がいを対象としたホームヘルプサービス※等の訪問系サービスやデイサービス※等日中活動系サービスのほか、長期の生活指導や訓練が必要な方を対象に、入所あるいは通所による施設サービスが提供されています。

このほかにも、医療費の助成、車椅子等の補装具の交付をはじめとする各種助成制度の実施、発達障がいのある子どもの機能を高めるための地域療育等支援、在宅の心身障がい者のための創作活動、生活交流の場となる地域活動支援センターの運営支援を行っています。

また、障害者の社会参加を促進し、生きがいのある生活を実現させるために、スポーツ・文化活動、レクリエーション活動、仲間づくり活動等に参加する機会を確保することも必要です。

阿蘇圏域においては、各種スポーツ大会等が実施されていますが、障がい者の主体的・自主的な社会参加を促進するためには、場の提供だけでなく、誰もが参加できる内容づくりや、自宅から会場への送迎といった移動手段の確保等、幅広い対応が望まれているところです。

障がい者の雇用促進については、近年経済状況が悪化する中ではありますが、障害者就業生活支援センター「がまだす」やハローワーク等の支援により阿蘇圏域では平成21年度末で32%と就職率は上向きとなっています。しかし、多くの障がい者が働く機会を求めている現状から考えると、雇用・就労状況はいまだ大変厳しい状況にあります。

今後は、障がい者それぞれの適正や能力、障がいの状況に応じた就労機会の拡大と、就労に向けた研修機会を確保し、関係機関との連携をとりながら施策を進めていくことが重要です。

●障害者手帳所持者（各年度末）

	H17	H18	H19	H20	H21
身体	2,064人	2,083人	2,080人	2,066人	2,045人
知的	245人	253人	257人	262人	280人
精神	145人	160人	166人	180人	187人

(資料名：健康福祉課資料)

(2) 展開する施策の方向性

- 福祉サービス基盤の充実を図り、障がい者が、家庭や地域で快適に自立した生活が送れる環境づくりを推進し、共生社会の実現を目指します。
- スポーツや文化活動を通じ、地域住民等とのふれあい・交流を促進するとともに、障がい者が主体的・自主的に社会活動に参加できるよう条件整備を進めます。
- 障がい者雇用に対する企業意識の高揚を図り、障がい者の就労機会の拡大と職場環境の整備を促進するとともに、障がい者の就労意欲の向上と社会的自立のための支援を行います。

(3) 展開する施策

①福祉サービス基盤の充実

家庭や地域住民とのふれあいや支え合いを大切にするために、地域の縁がわ事業への取り組み等支援するとともに、できる限り家庭や身近な地域において、障がいの特性や障がい者のニーズに応じた適切な介護等のサービスが提供できる体制を整備します。

在宅障がい者とその家族への多面的な支援のために、ケアマネジメント機能の強化に努め利用者の自立支援や生活の質の向上への支援を行い、適切なサービスの提供をサービス事業所に働きかけます。さらに、介護や介助にあたる家族の休息を目的とした家族支援の充実を図ります。

また、平成21年度から取り組んできた「相談支援充実・強化事業」をなお一層充実させ、個々の障がい者への相談支援体制強化に取り組んでいきます。その中で、自己の意思表示が困難な方等については、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度^{*}についての周知を図り、財産管理や人権が守られるための支援を行っていきます。

②障がい者の生きがい対策の充実

市民の交流の場となる各種行事に、障がい者が参加しやすいように、移動手段を確保する等の支援体制整備に努め、積極的な参加を促します。障がい者が主体的に行う行事についても、多くの市民が参加するようにPRを行い、交流機会の拡大を図ります。

施設あるいはグループホーム^{*}等においては利用者間の交流等の機会を増やすとともに、地域の方々との交流機会を持てるよう支援します。また、交流を通じて市民がボランティア活動に気軽に参加できる体制づくりを推進し、障がい者も積極的にボランティア活動へ参加できるような機運を高めるとともに支えあいの社会を構築します。

福祉のまちづくりに対する住民意識の高揚を図るために、小地域ネットワーク連絡会等において障がいと障がい者に対する市民の正しい理解と認識を深めるとともに、府内各部局や、社会福祉協議会をはじめとする各関係機関との連携を図りながら、機会あるごとに積極的な啓発活動を推進します。

③就労の促進

民間企業やハローワーク等の協力により、障がい者の働く意欲や能力に応じた就労の場を確保するとともに、継続雇用への支援を行っていきます。

障がい者が抱えている問題解決と就労支援を推進するために、ハローワークが設置する「阿蘇地域障害者雇用連絡会議」や「障害者就業生活支援センターがまだす」を中心に、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関とのネットワークを整備します。

また、在宅障がい者の日常生活訓練や企業就労に向けた作業訓練の場、地域活動の拠点として、地域活動支援センターが重要な役割を果たしていることから、今後もより一層の機能強化を図り、安定した運営ができるよう支援していきます。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状 (H21 年度)	目 標 値 (H 2 7 年度)	備考
在宅福祉サービスの利用割合	在宅福祉サービス利用者数÷障害者手帳所持者数	2 7 . 2 %	3 5 %	
身体障害者福祉協会加入率	身体障害者福祉協会加入者数÷身体障害者手帳所持者数	5 1 . 9 %	6 0 %	
求職している障害者に占める就職件数の割合	就職件数÷求職している障がい者数	3 2 %	3 7 %	

5 児童福祉の充実

(1) 現状と課題

近年、核家族化をはじめ女性の社会進出、子育てと仕事の両立を求める人々の増大、就業形態の多様化など、もはや家庭だけで子育てを行うことには、一定の限界があります。

このような中、家庭や地域を基本として、社会全体で次世代を担う子どもたちの育成に関わっていく必要性が強まっています。

本市では、子育ての基本は家庭であることを前提に、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、「すべての子どもが、心身ともに健やかに生まれ育ち、自己表現できるまちづくり」を目指して、平成22年3月に「次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。現在、子育て支援の充実に向けて、地域子育て支援センター※活動の充実、子育ての仲間づくりの促進など、親子で集い楽しめる機会や場の創出と子育て不安の解消に取り組んでいます。

保育所においては、現在12か所の認可保育所が設置されており、共働き世帯の増加や就労形態の変化に伴う様々なニーズに対応した、適切な保育サービスに努めています。老朽化した市立保育所については、改築等が必要となります。市立保育所民営化計画をはじめとする各種計画との整合性を図りながら、計画的に保育環境の充実を図る必要があります。

児童の放課後安全確保の一つとして、放課後児童クラブ※を現在5か所設置し、適切な遊び場及び生活の場を与え、児童の健全育成を図っています。

子育て世帯の経済負担を軽減するため、乳幼児医療費助成や児童医療費助成、育児手当などの支援や保育料の軽減に取り組んできました。また、ひとり親家庭への支援として、福祉事務所に母子自立支援員、婦人相談員を配置し、民生・児童委員等や関係機関と連携し、自立相談や福祉資金の貸付け、母子福祉制度について説明等を行っています。

児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止を目的とした「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童地域協議会）」の設置を行い、家庭、学校、地域並びに関係機関等と連携し、児童の健全育成に努めています。

(2) 展開する施策の方向性

- 安心して子育てができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、子どもや子育て家庭を地域で支える環境づくりを進めます。
- すべての子どもが、心身ともに健やかに生まれ育ち、自己表現できるまちづくりを目指して、多様化していく保育ニーズに対応するために、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な保育サービスの提供に努めます。また、保育士の資質の向上、保育環境の充実を図っていくとともに、地域に合った適正規模・配置での保育所の整備を図ります。
- ひとり親家庭を取り巻く環境を改善するために、子どもの養育支援や親の健康・福祉の増進を図り、自立と生活の安定への支援や相談・指導体制を充実していきます。

(3) 展開する施策

①子育て支援の充実

子育てに関する支援の要となる子育て支援センターの機能強化のために、来所者だけの対応でなく、家庭への訪問や公共施設への出張相談等積極的な活動を行い、より多くの保護者と子ども達に活用していただけるよう創意工夫に努めます。

子育て家庭の費用負担を軽減するために、乳幼児医療費助成、児童医療費助成のほかにも新たな制度を、社会情勢や子育て家庭の形態に応じて検討し導入します。さらに、就労家庭への支援や児童の放課後の健全育成のために、放課後児童クラブの活動を充実させ、放課後子ども教室の設置状況を勘案のうえ、新規設置を検討します。

子どもの虐待に対しては、ささいな事でも見逃さないという地域意識を醸成し、通報や相談窓口を広げて虐待の芽を摘み取るために、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童地域協議会）」を活用し、保育園、保健担当課（保健師）及び小学校等の関係機関と連携して、子育てに関する相談に的確に対応し、身近なところで気軽に相談できる体制の強化に努めます。

親子が安全・安心して過ごせる環境づくりのために、乳幼児用のトイレや授乳室の設置等、親子に配慮した施設の建設がされるよう、関係機関に提言していきます。

②保育事業の充実

保育サービスを充実させるためには、子育て家庭のニーズを把握し、サービス評価の仕組み（苦情責任者の明確化、第三者委員会活用の検討）を構築するとともに、病後児保育※やファミリーサポートセンターなどの新たな保育サービスの充実を図ります。

保育所での保育においても、食育の推進や世代間交流等の地域活動事業の充実を図り、児童の心身の健全育成に努めています。また、保育技術の向上のために、保育士の研修を推進し、多様な保育サービスに対応するため公立保育園と民間保育園の情報交換や協力体制を整備し、保育士の資質の向上に努めます。

保育所の施設整備等については、市立保育所民営化計画をはじめとする各種計画との整合性を図りながら、計画的に施設の充実を図ります。また、近年の人口動態を考慮し設置場所や適正定員（集団保育実施の可否）についても見直しを行ったうえで、定員の半数を下回る保育所においては、統廃合を検討します。

③ひとり親家庭への支援

母子自立相談員の専門性を高めるとともに、地域の民生委員等との連携を深め、育児及び生活相談に対し、身近できめ細やか、そして気軽に相談できる体制づくりに努めます。

母子家庭の就労の条件を向上させるために、各種資格や技術を取得するための費用の一部を助成する制度の積極的な活用を促し、安定した収入の確保に努めます。併せて、親子がふれあい、レクリエーションを楽しむ機会等の充実や、ひとり親相互の協力と活動支援に取り組みます。

すべてのひとり親家庭に対し、子どもを心身ともに健やかに育成するための諸条件の整備と、健康で文化的な生活を確保するために、子どもの養育支援と親の自立支援を進めています。

(4) 指 標

指 標	指標の 算出方法	現 状 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備 考
特別保育事業の実施 保育園数	延長・一時・特定保育等のうち、いずれかを実施している保育園数	10 カ所	12 カ所	
放課後児童保育を実施する児童クラブ数	概ね小学3年生までを対象とした放課後児童保育を実施する児童クラブ数	5 カ所	6 カ所	
病後時保育実施箇所	病気回復期にある児童を保育する保育所・医療機関数	0 カ所	2 カ所	
ファミリーサポートセンター設置箇所	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うセンターの設置箇所数	0 カ所	1 カ所	

6 社会保障の充実・公的扶助の適正実施

(1) 現状と課題

社会保障制度は、市民のだれもが安心して健康的な生活が送れるように、社会全体でともに支え合う相互扶助の制度です。

本市の、国民健康保険加入世帯数は平成22年3月末で4,911世帯と、全世帯の約44.6%となっており、5年前と比べて約1,500世帯減少している状況です。これは、平成20年度から施行された、後期高齢者医療制度へ移行した世帯の減少が主な要因です。

保険給付費については、70歳以上の前期高齢者医療費や介護サービスの充実に伴う介護給付費納付金の増加により年々増加傾向にあります。

このまま保険給付費の増加が続けば、被保険者へは税負担増を求めることがあります。しかし、地域産業の停滞等により、国保加入世帯の所得が落ち込み、保険税の収納率も低下しているのが現状です。

そのため、平成20年度から施行された、特定健診・特定保健指導の受診率の計画的な向上を図るとともに、医療費の適正化に努め、「国民健康保険税滞納対策事業実施要項」を定め収納率向上に取り組んでいますが、保険給付費の高騰が続いており、国保財政は極めて厳しい状況にあります。

国民年金制度を実施するにあたっては、地方分権の推進により市町村の機関委任事務から法定受託事務へと位置づけられ、市町村が担う役割は各種届けの受付や年金受給申請、請求受付などとなっています。年金事務の身近な窓口として、年金記録や納付状況、受給額などさまざまな問い合わせが寄せられるが、情報はすべて年金事務所が管理しており、市の担当窓口では把握できない情報や市では受付できない届けなどがあります。そのため、年金事務所との連携により年金相談会の実施などの業務を今後も継続して実施していく必要があります。

また、加入者すべて及び所得の減少などの理由による未納者や未加入者への制度に対する理解を得るために広報等による啓発活動を引き続き実施することが重要です。

生活保護制度は、さまざまな事情で生活に困っている人々に対して、その生活を保障する制度であるとともに、自立を支援していくことを目的としています。

平成21年度末の生活保護世帯数及び保護人員は、121世帯147人であり、保護率^{*}は5.12%（パーセント）となっています。

本市施行後、生活に係る相談件数は増加していますが、平成17年度から平成19年度にかけては、110世帯前後で横ばい状態でしたが、世界的に厳しい経済情勢を受け、平成21年度にかけて急激に増加することとなりました。

生活保護の開始理由については、生計を支える人の失業や本人・家族等の傷病によるもの、老齢による収入の減少を理由とするものが大きな割合を占めています。

相談来訪者の多くは、抱えている問題が複雑多岐にわたっているため、面接相談にあたっては、懇切丁寧な対応を行うとともに、問題となっている内容を十分引き出し、消費生活相談員やハローワークなどの関係機関との連携を図り、指導援助を行うことが重要です。

資産・稼働能力・扶養援助やその他の制度や法律を活用しても、最低限度の生活を維持できな

いケースに対しては、本制度により適正に対応し、あわせて生活保護制度は最低限度の生活を保障するものであることを十分説明する必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- 国民健康保険制度への理解が深まるよう、広報活動等により適正な受診を促進させ、関係機関との連携により医療費の適正化対策を進めます。また、特定健診・特定保健指導の受診率向上に努め併せて、保険税の適正な賦課と収納率のよりいっそうの向上に努めます。
- 国民年金の未加入者、未納者を減少させるため広報活動を中心に、市民に対して国民年金制度への周知徹底を図るとともに、年金事務所との年金相談を継続して実施していきます。
- 保護世帯の実態を的確に把握し、生活保護の適正な実施、きめ細かな処遇を確保するために、訪問活動を充実します。また、低所得者の生活の安定と自立への支援を図るため、消費生活相談室やハローワークなどの関係機関との連携の充実を図ります。

(3) 展開する施策

①国民健康保険事業の健全な運営

国民健康保険事業の健全な運営に向けて、レセプト※による資格・内容点検の強化や、医療費通知による健康意識の高揚、医療費の分析結果に基づく健康教室等の実施、特定健診・特定保健指導による生活習慣病の早期発見、早期治療による医療費の高騰抑制に取り組みます。

国民健康保険制度が被保険者の相互扶助で成り立つことへ理解を深めてもらうため、広報誌等を利用した定期的な啓発活動を行います。加えて「国民健康保険税滞納対策事業実施要項」に沿った収納率向上の取り組みにより、自主納付の意識を高め、保険税の収納率の向上に努めます。

②国民年金制度の啓発・普及

国民年金制度に対する意識の啓発のために、広報誌やチラシ等を活用して広報・PR活動を強化し、国民年金制度の周知に努めます。年金事務所の出張年金相談所等を活用して窓口相談の充実を図ります。

保険料が未納となっている被保険者対策として、年金事務所が行う収納業務に対して、情報提供等を行うことで収納率の向上に努めます。保険料納付が困難な場合は、申請免除等の手続きを指導していきます。

年金は老後の経済的な支えとして、医療費や介護費用がかさむ高齢期の生活を安定させるため不可欠なものです。年金事務所との連携、協力により円滑な業務と受給資格要件を満たせるように努めます。

③生活保護制度

低所得者の自立を支援するため、民生委員や各種関係機関の協力を得ながら日常的な相談等の地域福祉活動を促進します。

生活保護は、生活維持のよりどころとなる制度であることから、市民の理解と信頼が得られる

よう、被保護者の生活実態を十分に把握し、制度の適正な運用に努めます。

被保護者に対し、各種の福祉施策や社会保障制度を活用し、ハローワーク等の関係機関との連携を密にして就労を支援することで、自立へのバックアップを図っていきます。

(4) 指標

指標	算出方法	現状 (H21年度)	目標値 (平成27年度)	備考
医療費の伸び率の抑制率	H22年度を100%とし年間5%ずつ伸びた場合と、抑制した場合の伸び率の比較	100%	124% (128%)	《上段》 抑制した率 《下段》 5%上昇の率
国民健康保険税の収納率	国保税収納額÷現年分国保税調定額	90.6%	93.5%	
国民年金に関する広報回数	・広報3回 ・年金相談広報 24回	27回	30回	目標値は年金相談に広報を月2回ペースで実施

《生活保護（各年度末）》

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
保護世帯数	99世帯	108世帯	100世帯	109世帯	121世帯
保護人員	118人	129人	125人	131人	147人
保護率	3.91‰	4.39‰	4.29‰	4.53‰	5.12‰

(資料：健康福祉課)

《国民健康保険（各年度末）》

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
加入世帯	6,536	6,612	6,549	4,959	4,911
全世帯数	10,676	10,798	10,836	10,936	11,000
加入率	61.22%	61.23%	60.44%	45.35%	44.65%
被保険者数	13,746	13,680	13,315	9,308	9,070
国保税収納率	89.93%	92.32%	92.95%	91.22%	90.60%

(資料：健康福祉課)

7 地域医療等の充実

(1) 現状と課題

本市は阿蘇地域の中心地ということから、内科・外科・歯科の病院が多く立地しています。阿蘇圏域唯一の精神科病院もあり、医療圏としては比較的高い医療水準にあります。しかし、小児科や耳鼻咽喉科、皮膚科などについては不足しており、幼児等への対応が課題となっています。

医療機関との連携で、休日・夜間における在宅当番医制※や病院群輪番制※など救急医療体制を取り組んでいます。急性期医療に関しては脳卒中や急性心筋梗塞の治療体制が十分でなく、急性期の大半が熊本医療圏へ搬送され治療を受けている状況で、県内でも最も二次救急機能※の脆弱な地域であるといえます。

また、本市には公立の医療機関が2つあります。うち、自治体病院の阿蘇中央病院は昭和25年に設立され、地域の中核病院として、「患者さんの視点に立った診療環境の整備」に力を注いでいます。

しかし、外来棟は一部を除き、築30年以上経過して老朽化が激しく、病棟でも機能性が低い状況にあります。医療機器についても、高度医療機器等の一部が未整備であり、特にMRI※が必要な時には他の病院に外注している状況です。

地域住民の生命と健康を守るためにも、移転新築による救急医療体制の整備等が必要な時期となっています。現在平成25年度までに阿蘇中央病院の機能拡充を行い、脳卒中、急性心筋梗塞の治療体制を整えるべく、新築移転を目指して準備に入っています。

経営状況に関しては、平成20年度から累積赤字が続き、大変厳しいものとなっています。今後は、専門分野の確立（リハビリ、救急医療、健診部門）とともに抜本的な改革が必要です。職員の意識改革を図るとともに、自治体病院の基本的役割である高度な技術、医療機器や専門医療スタッフ等の充実が求められています。

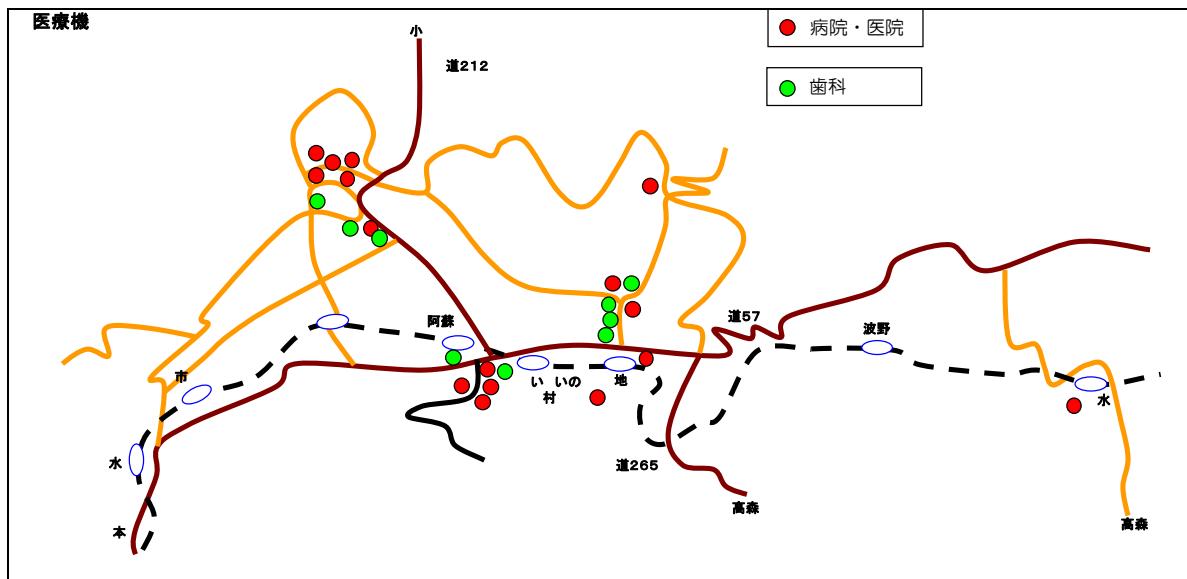
波野診療所は、波野地区における唯一の診療所で、へき地診療所※として開設され、疾病の初期治療（プライマリ・ケア）を推進させるうえで、地域住民のかかりつけ医療機関として、大きな役割を担っています。

波野地域においては、阿蘇市のなかでも高齢化率が35.6%（平成22年4月1日現在）と顕著に高く、地域内に他の医療機関がないことから、医療面では、地域に密着した総合的な医療に対応できる医師や医療スタッフの確保、遠隔医療システムの整備などの量的な向上とともに、高齢者特有の慢性疾患に対応した医療サービスの提供、病診連携の強化、医薬分業※などの質的向上を図ることが大切です。

現在、医療従事者は、一般診療が内科の医師（常勤）1名と、週1日の整形外科医師（派遣）1名、看護師2名、歯科診療が週4日の歯科医師（非常勤）1名と歯科衛生士（非常勤）1名です。内科の医師については、近年、県派遣の自治医科大学卒業の医師に頼ってきましたが、平成21年度からは県のドクターバンク事業より紹介を受けた医師を常勤で採用しています。

経営状況は、患者数の減少等から厳しい運営を強いられていますが、へき地の顕著な高齢化社会の中、医療機関への受診は交通手段の無い高齢者にとって大きな負担であり、患者送迎を行う公立のへき地診療所は地域にとって不可欠な存在です。今後は、高齢化・過疎化の進む地域の

ニーズに応えるべく、医師や看護師の量的・質的充実を図ることはもちろんのこと、在宅ケアに力を注ぎ、地域医療を支えていく必要があります。



《公立病院利用状況》

(単位：人)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
中央病院	入院総数	36,613	36,218	33,684	29,052	28,680
	外来総数	41,709	39,510	40,843	37,366	38,305
診療所	外来	内科	5,059	5,322	5,178	4,806
	総数	歯科	1,281	1,381	1,497	1,399
(資料：阿蘇中央病院・波野診療所)						

(2) 展開する施策の方向性

- 医療に対する多様なニーズに応え、適切な医療サービスが受けられるよう、医療機関相互の機能分担と連携強化に努め、地域医療の充実を図ります。
- 阿蘇中央病院については、地域中核病院としての機能を向上させるため、移転新築し脳疾患等をはじめとする救急医療、リハビリ、健診部門等の専門分野を確立させます。併せて、抜本的な経営改革を実施し、自治体病院に求められている役割を果たしていくための機能や体制の充実を図っていきます。
- 波野診療所については、高齢者等が安心して受診でき、日々の健康状態を相談できるような身近で頼れる診療所として充実を図ります。また、高齢化、過疎化が進む波野地区において、在宅ケアに関わりを持った保健・医療・福祉が連携したへき地保健医療対策を推進していきます。

(3) 展開する施策

- ① 地域医療ネットワークの確立

市民に身近な医療を行う「かかりつけ医」の定着と在宅医療を促進します。また、医療機能に関する情報収集や患者紹介等の連携システムを構築することにより、身近な医療から高度医療までの医療機関相互の連携体制づくりを促進します。

②公立病院・診療所の充実

《阿蘇中央病院》

阿蘇中央病院については、その機能を向上させるために、平成25年度までに移転新築を行います。

市民の医療に対するニーズの高度化・複雑化が進む中、一次医療※と二次医療※の機能分担を明確化し、より安全で安心な医療サービスが受けられる体制を充実させるために、健康相談、健康診断、介護支援など多様な市民ニーズへの対応を進めます。

地域中核病院としての役割を果たすために、脳外科や循環器科など本市に不足している診療科の充実、専門分野の確立を検討し医療サービスの充実を図ります。

また、地域の医療機関との連携を強化するとともに、二次救急医療体制の充実を図るために、県の地域医療再生計画（阿蘇編）に則った病院事業を推進していきます。

常勤医師の確保については、熊本大学病院と連携をとることにより、医療従事者の確保に努めます。医師・看護師の就業環境を確保するため、院内保育所を設置します。休日・夜間等の対策としては、地元医師会の協力を得て、地域の開業医が輪番で当番医として参画する仕組みを作ります。

病院設備については、病院建設推進協議会（仮称）を設置し、施設及び医療機器の改善に向けて検討していきます。さらに、経費削減のためアウトソーシング※等を検討し、経営の改善に努めます。

《波野診療所》

波野地域は、高齢化・過疎化が顕著であることから、総合医療に対応する医師・医療スタッフのスキルアップ※、高齢者に多い慢性疾患に対応した医療の充実を図るとともに、院外処方※の検討、光ネットワーク※を活用した在宅医療、遠隔医療のシステム整備等を進めます。

さらに、併設されている保健福祉センター（保健予防事業）及び各サービス事業所との連絡を密にし、保健・医療・福祉の連携を強め、それぞれでの事業を効率的・効果的に実施していきます。

医療機器の充実については、老朽化した機器の更新のみならず、地域の他医療機関とも連携のうえ、必要に応じて高度医療機器の整備を進めていきます。

医師の確保については、今後も、県の医療政策総室やへき地医療支援機構からの医師派遣や代診医制度の活用等により、診療に空白が生じないように関係機関との連携を図っていきます。

また、経営の健全化を図るために、小回りのきく医療を目指して、予防医療の推進、地域住民のニーズに即した医療内容の充実、きめ細かなサービスの向上による地域密着型の診療所となるよう努めていきます。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状 (H21 年度)	目 標 値 (平成 27 年度)	備 考
常勤医師の確保	必要とする常勤医師の数 (阿蘇中央病院) (波野診療所)	5 人 2 人	10 人 2 人	

第5節 安心して暮らせる快適なまちづくり

【2】安全で快適なまちづくり

1 公園・緑地の整備

(1) 現状と課題

公園は地域のコミュニティ活動の場として、文化、スポーツ、交流活動或いは、緊急時の一次避難所など果たす役割も幅広く、市民に潤いと安らぎをもたらします。

本市においては、過去様々な事業により目的に沿った公園が整備されてきましたが、「安心して快適に遊べる公園」を望む保護者の要望が多くなったため、市として初めてとなる子ども専用の遊具公園「阿蘇内牧ファミリーパークあそ☆ビバ」を内牧地区に設置しました。「あそ☆ビバ」は市民に好評で、休日を中心として多くの人に利用されており、隣接する中央公園も相乗効果により利用者が増加傾向にあります。

しかし、中央公園をはじめ、市内に点在する公園施設の多くは経年劣化が進んでおり、安心安全という面から改修やバリアフリー※化を含め適正かつ健全な公園管理に資するため「都市公園※」への移行も視野に入れる必要があります。

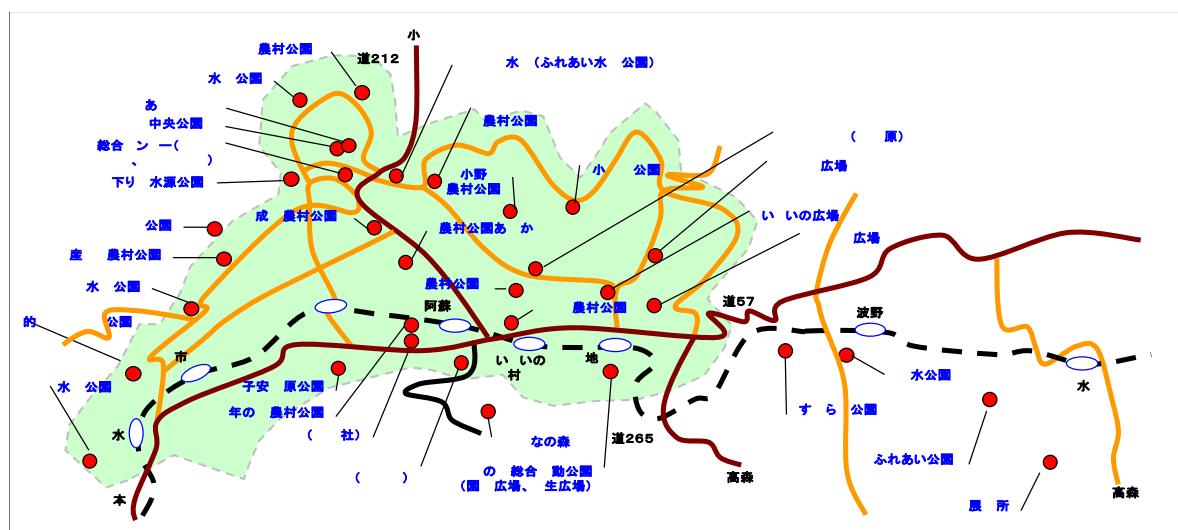
また、宅地分譲化が進む宮地地区については、母子や児童、高齢者が安心して過ごせる交流の場としての園地整備の推進が求められています。

一方、緑化については、環境保全や地球温暖化対策という観点から市民の機運も年々高まってることから、今後も民間レベルでの整備支援を中心に進めていかなければなりません。

水辺としての河川については、災害復旧事業を中心に河川の直線化、コンクリート護岸化或いは上流域の砂防堰堤などにより生物の生息・繁殖地を奪い、これにより河川の水質浄化機能をも妨げる要因になっています。よって今後は生物や環境に配慮した自然型工法による河川整備を行うことが必要です。

一方、遊水地については、今後も県営事業での整備予定があることから、機能面だけにとどまらず跡ヶ瀬堤のように親水公園※的要素が織り込めるよう働きかけていく必要があります。

●市内公園等位置図



(2) 展開する施策の方向性

- 市民に親しみのある公園・緑地とするために、市民と行政の協働により地域の特性にマッチした整備、リニューアルを進めます。
- 緑化を進める地域やボランティア団体の活動を積極的に支援し、緑ある快適な環境づくりに取り組み、地域の緑化を進めます。
- 地域との連携のもと、水辺環境における生態系への影響や環境に配慮した整備を進めます。

(3) 展開する施策

①公園・緑地の整備

内牧中央公園は、観光振興やまちづくりの観点から中核的なものと位置付け、幅広いニーズに対応できるリニューアル・整備を進めていきます。併せて宅地化が著しい宮地市街地やその近郊に園地整備を計画していきます。

また、これまで整備された公園については、地域の要望を踏まえリニューアルを進めていきます。

②水辺空間の整備

河川改修は、川だけではなく周辺の環境や生態系に及ぼす影響も十分配慮し、多自然型の河川整備を進めます。遊水地については、親水性の有る空間作りを関係機関と調整を行い地域住民と協働して取り組んでいきます。

(4) 指標

指標	算出方法	現状	目標値 (平成27年度)	備考
地域の特性を活かした公園・緑地の整備	整備された公園・緑地の数	32箇所	33箇所	
遊水地の整備ヶ所数	整備された遊水地の数	3箇所	4箇所	

2 道路環境の整備

(1) 現状と課題

本市は、東西に国道57号線と主要地方道阿蘇公園菊池線、南北に国道212号線・国道265号線・主要地方道別府一の宮線・高森波野線の主要幹線道路が走っており、それらにアクセスする幹線市道が1級28路線、2級33路線あります。特に国道57号線については、慢性的な交通渋滞が発生し地域の連携交流や経済活動に支障をきたしています。

現在、国道57号線の4車線化工事が大津町から南阿蘇（立野）付近まで進められてはいるものの、阿蘇市内区間の4車線化及び中九州横断道路整備については、公共事業の抑制に加え沿線の地形等や技術的な問題もあり、今後の整備進捗については未知数であります。

また、平成19年度に着手した阿蘇市幹線道路整備（旧町村間を結ぶ道路の整備）は、東西線（通称8m道路）をメインに工事を進めています。

なお、今後はこの阿蘇市幹線道路を主軸とした中心市街地等へのアクセス^{*}整備を推進する必要があります。

一方、道路橋の老朽化の目安である建設後50年を過ぎた橋梁は、全体の12%を占めています。さらに、20年後には41%となり高齢化した施設が急増していきます。これらの橋梁に対し適切な維持管理を行わない場合、落橋事故や通行制限が発生することから早期の対応が求められています。

【市道等の状況】2010.3.31現在

格付	路線数(本)	延長(km)	改良率(%)	舗装率(%)
1級	28	75.6	89.2	94.2
2級	33	73.9	69.1	96.5
その他	939	568.4	49.2	73.0
合計	1,000	735.9	55.5	77.6
橋梁	504(橋)	4.4	-----	-----

(2) 展開する施策の方向性

- 慢性的な国道57号線の渋滞緩和のために広域ネットワークの重要路線である国道57号線4車線化と中九州横断道路の早期整備を市民と一体となって関係機関へ強く要望します。
- 骨格となる阿蘇市幹線道路整備については、旧町村間のアクセス改善や安全で円滑な物流促進及び地域の活性化を図るため早急に整備します。又、阿蘇市幹線道路と市街地等を結ぶ支線を整備することで、集客力及び地域の活性化を図ります。

(3) 展開する施策

①広域ネットワークの充実

国道57号線の渋滞緩和を図り、隣接する県及び市町村との連携交流や観光地としての集客力

を促進するため、4車線化の早期完成に向け地域住民や各種団体の意見を集約し、期成会等において関係機関に働きかけていきます。

中九州横断道路は、国道57号線の渋滞緩和及び災害発生時の代替路線や緊急輸送道路としての役割も大きく、ネットワークの形成には重要な路線あります。そのため、引き続き早期整備に向け国・県に対し要望していきます。

阿蘇市幹線道路については、特に東西線（通称8m道路）の早期完成を図り物流の促進及び地域の活性化に努めるとともに、幹線道路を軸とした中心市街地等へアクセス道路を整備することで更なるネットワーク形成の充実を図ります。

②地域に密着した生活道路の整備

集落内の道路整備については、地域住民が抱える諸問題について地域とともにその解決に取り組み、安全で効果のある道路整備を進めています。

また、定住化促進を図るため条件の整っている地域においては、地域主導による道路新設等のインフラ整備を行っていきます。

③橋梁維持及び改修

効率的に橋梁を維持管理していくために、「架け替え対策」から早めに修繕して長持ちさせる「予防的な修繕対策」へ政策転換することで施設の長寿命化を図り、道路交通網安全の確保とコスト縮減を図ります。

今後は、平成21年度に策定した「阿蘇市橋梁長寿命化計画」に基づき改修を進めています。

（阿蘇市ホームページに掲載。）

（4）指標

指標	算出方法	現状	目標値 (平成27年度)	備考
市道改良延長	道路台帳	409km	417km	
補修等を必要とする橋梁数	補修を必要とする橋梁数	62箇所	52箇所	対象は橋長15m以上の橋梁62橋

3 生活交通の確保

(1) 現状と課題

本市の公共交通機関としては、熊本大分間を繋ぐJR豊肥本線や高速バス（やまびこ等）があり、市内の移動手段としては、主に市道幹線を運行する路線バスや、町中とその周辺部を運行する乗合タクシー、更に波野域内を運行する波野地区バスがあります。

JR豊肥本線については、本市を横断するため8つもの駅が存在し、そのうち利用者がある程度多い内牧駅及び赤水駅については、無人駅を回避するためJRから本市が駅業務を受託し、民間へ再委託して観光案内機能を合わせ持った駅としています。また、これまで阿蘇地域への定住化、交流人口の増加を図る観点から、肥後大津駅からの電化をすすめるため平成19年8月に阿蘇郡市で「JR豊肥本線電化推進期成会」（事務局市町村会）を立上げ、JR等へ要望活動を行っていますが、具体的な協議の場の設置にまで至っていないのが現状です。

一方、市内の交通機関として路線バスについては、高齢者や学生の交通手段として重要な役割を果たしていますが、人口減少の中、少子高齢化と相まって利用者が低迷しており、全ての路線で赤字運行となっており、路線の維持を図るため多額の補助金を投入しています。このことから、これまで各路線の現状を把握し、バス事業者と協力して利用者の利便性に配慮しながら路線の改廃、集約などを行ってきました。結果的に路線バス廃止地域（4地域）には、タクシー事業者の協力を得て、平成19年度から順次予約制の乗合タクシー※を導入し、併せて公共交通空白地域（3地域）にも導入しています。ただ、乗合タクシーについては、導入地域によって利用者が伸び悩んでいるところもあります。

波野地区バスについては、平成19年度から保育園の送迎バスの空き時間を利用し、波野地域完結型の地域交通として有効利用を図っており、隣接する竹田市への温泉便を設けたことで利用者が増加傾向にあります。しかし、利用者の増加に伴って運行経費も増加しており、将来的に持続可能な事業とするために利用者にも理解と協力を求めていく必要があります。

今後地域の高齢化が進めば、自家用車の運転が困難な高齢者や運転免許証を返納せざるを得ない高齢者が増加するものと想定されます。慣れ親しんだ地域で生活が送れるよう通院、買物など生活に必要な交通手段を確保するため、地域にあった公共交通の整備が必要不可欠です。

また、平成23年には九州新幹線全線開業をむかえますが、観光客の2次・3次アクセスとして更なる公共交通の整備や利便性の向上に努める必要があり、公共交通の整備が観光振興ひいては地域振興の一助となるものです。

(2) 展開する施策の方向性

- 地域の高齢社会を見据えた効率的かつ、効果的な地域交通の再整備と公共交通空白地域の解消
- 観光客の利用に配慮した路線バスの整備（生活観光路線の構築）

(3) 展開する施策

①路線バスの利便性向上

路線を維持するためには市民の利用だけでは困難なため、九州新幹線全線開業を契機に観光客

の取り込みが必要不可欠です。市内観光周遊の要素のある阿蘇市環状線（阿蘇駅—阿蘇神社—内牧温泉）にラッピングバスを導入するなど生活観光路線へと構築していきます。また、利用促進を図るため時刻表を作成、配布とともにホームページへも掲載します。

なお、利用者の極めて少ない路線については、地域の理解を得て代替交通を導入していきます。

②乗合タクシーの拡充

路線バスを廃止する地域や公共交通空白地域へ乗合タクシーを導入します。導入時には地域の意見を聴きながら効率的で利便性の高い運行内容とします。また、既存導入地域の利用者アンケートを実施し、運行内容等の利用改善に努めるとともにチラシ配布や地域説明などで利用促進を図っていきます。

③波野地区バスの改善

将来的に持続可能な事業とするために利用者の一部負担を検討していきます。利用者の多くが高齢者のため利用しやすい車両への更新を行います。

④JR豊肥線への取り組み

引き続き内牧駅及び赤水駅の駅業務をJRから受託し、周辺地域や利用者の協力を得て駅利用者の増加に努めています。また、JR豊肥本線の電化については、推進期成会を通じて今後もJR等へ要望活動を展開していきます。

(4) 指標

指標	算出方法	現状	目標値 (平成27年度)	備考
阿蘇市環状線路線バスの利用者数	環状線上の年間乗車人員	43, 449人	45, 600人	5%増を見込む
乗合タクシーの利用率	1運行あたりの平均利用者数	1. 42人	1. 75人	

4 交通安全の確保

(1) 現状と課題

平成21年中に、県内で11, 157件の交通事故が発生、本市においても143件の交通事故が発生していますが、全国的にも本市でも年々交通事故件数は減少傾向にあります。しかし交通事故死者数の中でも高齢者の割合が高く、県内の交通事故死者数の58%を占めており、いわゆる交通弱者に対しての事故防止対策が大きな課題となっています。

悲惨な交通事故から高齢者や子どもを守るために、阿蘇市と産山村で阿蘇地区交通安全教育推進協議会を組織し、高齢者や子どもを対象に交通安全教室等を開催しています。

交通安全教室は、学校や老人クラブ単位で開催されていますが、学校での実施率は71%と全校実施には至っていません。高齢者に対しても、老人クラブ単位での開催であるため、老人クラブに未加入の高齢者等への対応が十分ではありません。その他の年齢層に対しては、交通指導員等による主要交差点等での街頭指導を実施しています。

また、本市では、歩行者の転落等の危険性がある箇所や事故発生の危険性のある見通しの悪い箇所の安全性を向上させるために、交通安全施設の設置や補修、歩行者の安全確保のために歩道の設置を行っていますが、現在の歩道設置率は全体の2.3%に留まっています。また、道路の狭さや段差により事故発生の危険性がある箇所が存在します。このような危険箇所の改善については、これまで定期的な道路パトロールで緊急的に整備を行ってきましたが、その対応は十分な状況ではありません。

今後は、道路環境整備の面からも、危険箇所の整備を計画的に進めていくとともに、事故防止のために地域と連携した危険箇所点検等の体制確立が必要です。

《市内で発生した交通事故発生状況（H17～H21）》

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
事故発生件数	185件	187件	172件	155件	126件
負傷者数	272人	257人	236人	209人	187人

(2) 展開する施策の方向性

- 幼児から高齢者までの交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。
- 安全で安心な道路環境整備のために、交通安全施設の整備を計画的に進めています。

(3) 展開する施策

①交通安全意識の高揚

人命尊重の理念のもと、交通安全意識や交通マナーの向上を図るために、地域、民間交通安全団体、企業、学校等と連携し、交通安全運動や活動を展開します。

幼児から高齢者に至るまで、年齢に応じた体験・実践型の交通安全教育を進め、交通マナーの遵守や交通ルールを徹底し事故を未然に防止します。特に高齢者に対しては、全ての老人クラブ単位での交通安全教室を開催し、老人クラブ未加入の高齢者や独居高齢者については戸別訪問による啓発活動を実施します。

また、交通事故等の実態を踏まえ、交通安全についての広報活動を積極的に推進します。

②交通安全の確保及び道路危険箇所の整備

市民生活の安全確保を基本に、家庭、学校、職場、地域等と連携を図りながら、事故防止のために危険箇所の点検体制を確立します。

危険箇所改善については、ユニバーサルデザイン※をもとに、交差点の改良、歩道の整備、視線誘導標やガードレール等の交通安全施設を整備し、安全で快適な交通環境を形成します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備 考
児童及び生徒への交通安全教室の実施率	交通安全教室実施数 ÷ 市内の保育園・幼稚園・小・中・高校の総数	71%	100%	
現役ドライバーを対象とした交通安全教室の実施数	現役ドライバーを対象とした交通安全教室の実施回数	—	年2回	
交通事故発生件数	市内で発生した交通事故の件数	143件	120件	

5 住環境の整備

(1) 現状と課題

本市には866戸の公営住宅があり804世帯が入居し、入居率は92.8%と高い状況です。入居者の状況は、65歳以上の入居者がいる世帯が全体の47.6%、65歳以上の世帯が全体の27.1%となっており、入居者の高齢化及び長期入居者が増加している現状です。

また、総世帯数に占める公営住宅の整備戸数の割合は7.3%と公営住宅の充足率は高い状況となっています。

しかし、8割以上の公営住宅について建築後30年以上経過しており、老朽化が目立ち維持管理に多額の費用が発生しています。また、建設当時の住環境・生活環境水準に合わせて建設されたため、現代の生活水準に即していない住宅もあります。

このため、平成17年度に策定した阿蘇市営住宅総合基本計画に基づき平成20年度に新小里団地第1期竣工、平成22年6月には新小里団地第2期及び池尻団地第1期竣工とユニバーサルデザイン*を取り入れた公営住宅建替業に取り組んでいます。

今後は、計画に基づく再整備を推進するとともに、老朽化した既存公営住宅の整備計画の策定が必要となっています。

一方、定住化の促進という意味から立地条件のいい地域については、住環境整備を進めていかねばなりません。阿蘇市の恵まれた自然環境を活かした宅地開発・分譲と阿蘇の持つ魅力を最大限に引き出せる快適な環境の創出に努めることにより、誰もが「住んでみたい。」と思える住環境づくりが必要です。

(2) 展開する施策の方向性

- 老朽化した公営住宅の建替え事業を実施し、「低所得者が安心して暮らせる住宅」を計画的に供給していきます。
- 恵まれた自然環境を活かし、生活目的にあった環境（場所）の提供や、住宅供給を促進するための取り組みを、市民・民間・行政が一体となり推進していきます。

(3) 展開する施策

①公営住宅の整備

阿蘇市営住宅総合基本計画に基づき、ユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅の建替えを実施していきます。

住宅建替えに伴う入居者入替えを円滑に行うため、説明会等の実施をし、理解が得られるよう努めています。

公営住宅の耐用年数を延長させるため、阿蘇市公営住宅長寿命化計画（仮称）の策定に取り組みます。

②宅地・住宅の供給促進に向けた取り組み

民間による住宅供給を推進するため、農地転用、開発や確認に係る申請など許認可手続きの迅

速化を図り、併せて積極的に民間に情報を提供していきます。

開発事業者や施工業者には、環境にやさしい環境型建築物の提案、地域の雰囲気にマッチした建築協定を推進するなど安全で快適な質の高い住宅の供給の後押しを行います。

また、熊本方面への通勤・通学圏域、暮らしの利便性、恵まれた自然環境等の立地を考慮した道路等のインフラ※整備を進め、民間主導による定住化を支援します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状 (平成 22 年度)	目 標 値 (平成 27 年度)	備考
公営住宅でユニバーサルデザインを取り入れ、建替え改築した公営住宅の戸数	ユニバーサルデザインを取り入れ、建替え改築した公営住宅の戸数	100 戸	259 戸	(H22・6 竣工含)

6 生活飲用水の安定供給

(1) 現状と課題

市管理の上水道事業※の状況は、1日実績最大給水量は約12,000m³、現在給水人口は約17,500人（約7,600戸）となっております。

上水道区域における大口径配水管※（50mm以上）の更新はほぼ完了していますが、老朽化した小口径配水管（50mm未満）と給水管※が残存しており、この部分からの漏水等により有収水率※は約78%と低い値となっており、水の有効利用及び経営上の観点からも、早急に更新整備が求められています。

旧内牧上水道地区と旧黒川上水道※地区では、監視・制御装置等の電気設備が更新時期を迎えております。

また、旧一の宮町上水道地区では、国道57号南側（高区配水区）で住宅新築が相次いでおり、配水区の最上部に位置している地域（ダイワリゾート地域等）においても、伸び率は鈍化したものの販売済の区画が年々増えてきているため、水の需要が増加しています。

市管理の簡易水道事業※の状況は、1日実績最大給水量は約2,700m³、現在給水人口は約5,700人（約1,900戸）となっています。

波野地区では、生活用水の安定供給のために、施設整備を10ヵ年計画（H8年度～H18年度）で実施していますが、既に枯渇した水源があることと、有収水率が伸び悩んでいることとで慢性的に原水量が不足しており、水源の配置からポンプ設備に負担がかかり動力費もかさんでいます。

一方、財産区管理の簡易水道は、坂梨地区、古城地区、中通地区の財産区において、各々の給水条例に基づき、独立した運営がなされています。

そのため、財産区ごとの料金及び給水方法、条件等が異なっているため、取り組みに差が生じています。今後の課題として、安全な水の安定的な供給を図るために、水源の確保や老朽化した施設等の整備を計画的に実施し、さらなる公衆衛生の向上と生活環境の改善に努めていく必要があります

(2) 展開する施策の方向性

- 上水道の統合に併せて策定した上水道整備計画及び平成20年度に策定した水道ビジョンに基づき、整備目標（長期・中期）毎に施設整備を進めていきます。また、水の有効利用及び経営上の観点から有収水率の向上を図り、水道事業経営の安定化を目指します。
- 市簡易水道については、簡易水道統合計画及び水道ビジョンに基づき施設整備を進めていき、危機管理計画に基づき対策を強化していくとともに、維持管理面の効率化を図ります。
- 財産区管理の簡易水道については、適切な水質管理の強化を図るため、技術者の確保、施設の老朽化に伴う布設替の計画的な実施、水道地図の整備に取り組んでいただくよう提案していきます。

(3) 展開する施策

①上水道の整備促進

中期の整備目標としては、内牧・黒川地区の更新時期を迎えた監視・制御設備の更新を重点的に行います。また、一の宮リゾート地区の販売状況を勘案しながら、大規模配水池（3000m³級）を築造し、一の宮、黒川地区における安定的な水量の確保を目指します。

長期の整備目標としては、貴重な地下資源である水源水の有効利用及び水道事業経営の安定化を目指し、有効率を90%まで向上させることを目標として、漏水調査業務の実施や、配水管、給水管の更新を引き続き実施します。

②簡易水道等の整備

平成28年度までの簡易水道統合整備計画に併せて、緊急時における安定的な給水体制を確保するために、隣接する上水道及び簡易水道地区における連絡管の新設と、上水道の監視・監視制御設備の更新に併せて、遠隔監視システムの構築を行います。

山田簡易水道と小野田簡易水道については、施設が未更新であり、特に配水管については残存老朽管の比率が高いため、重点的に整備します。

波野簡易水道については、10カ年の更新整備が平成18年度に完了していますが、従来からの水量不足については改善されていないため、既存水源（横堀・向坂）の効率的な利用を図るべく施設整備を推進します。また、遠隔監視装置が未整備であり、緊急時の対応が困難な状況にあるため、危機管理対策を進めるうえで、遠隔監視設備の設置を実施します。

市簡易水道における水道料金については水道事業地区ごとに格差があるため、各水道事業別の経常収支や地域の実情を検討し、簡易水道統合計画に併せて平成25年度までには水道料金体系の統一化を目指します。

財産区管理簡易水道については、適切な水量、水質管理の強化を図るために、水道施設の年別整備管理計画の策定を促します。県生活環境課、阿蘇保健所と連携を取りながら、財産区管理会員の水道研修会への参加を促し、技術指導を行っていきます。

老朽化した水道施設の布設替え等は、簡易水道事業の収支を考慮しながら、財産区ごとに計画的な実施を行えるよう提案します。

専用水道については、滅菌等の問題もあるため、指導行政機関と連携し適切な助言と上水道・簡易水道への移行を促進していきます。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
上水道における有収水率	上水道の年間総有収水量 ÷年間総配水量	78%	90%	
一の宮・黒川・内牧上水道の実質的統合	水道料金体系の統一と現場サイドでの実質的統合	・料金統一 ・一の宮・黒川連絡管の接続 ・新規水源開発	・内牧・黒川連絡管の接続 ・監視、制御設備の更新(集中管理システムへ)	
簡易上水道における有収水率	簡易上水道の年間総有収水量÷年間総配水量	70%	90%	
財産区簡易水道における老朽管の更新率	財産区簡易水道において老朽管を更新した割合	老朽化した配水管の総延長 $L = 38,728\text{m}$	80%	石綿管 ↓ 塩ビ管

7 生活排水汚濁防止対策

(1) 現状と課題

生活の中で使われた水は、川や海へと流れます。しかし使う人が増えて多量に生活排水が流されると、自然の力だけでは水を浄化できずに、悪臭を発生させ環境破壊につながります。

本市では、生活環境の向上や生活排水に伴う水質汚濁・悪臭防止策として公共下水道、合併浄化槽の整備を進めていますが、平成21年度末現在污水処理人口普及率（公共下水道・合併処理浄化槽整備人口）は全体の約45%と半数に満たない状況にあります。

今後は、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置事業を主体に、地域の実情に応じて取り組みを推進し、快適な生活環境の維持保全、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全という目的を達成しなければなりません。

公共下水道事業については厳しい財政状況の中、投資効果を高める整備計画を策定し健全な経営のために、市民への周知、理解の徹底により区域内の水洗化人口を増加させる必要があります。今後は生活環境の改善とともに、人口増を目的とした施策への展開を進めていくことが必要です。

一方、阿蘇のきれいな水資源を健全のままに次世代へと引き継いでいくことは我々の責務でもあります。このことから、水を汚す大きな原因のひとつである生活排水の浄化に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

(2) 展開する施策の方向性

- 地域の特性に応じた污水処理を検討・実施し快適で環境にやさしい生活環境を創出します。
- 下水道事業については、効率的な管渠整備の推進と経営安定のために、使用料収入の増加を目指すとともに、適正な維持管理に努め、事業費及び維持管理費のコストを削減します。
- 台所からの生活排水について実効ある対策を進めるため、市民一人ひとりの積極的な実践活動を促す為の施策を進めます。

(3) 展開する施策

①効率的な排水施設の整備促進

河川、海などの公共用水域の水質を保全するため、水環境に対する地域住民の理解と協力を求めていきます。公共下水道事業については限られた財源の中で、効率的な管渠整備を進めていきます。また、合併浄化槽は即効性も高いため、設置補助金の拡充を図るとともに、更なる普及推進に努めます。

企業誘致や宅地開発、観光施設整備等の人口増加を目的とした施策と下水道事業等の環境基盤整備とを組み合わせ、適切な役割分担のもと未普及地域の解消に取り組みます。

②下水道の効果的な管理の実施

整備済み区域の未接続者に対する啓発等に取り組み、普及率の向上と、収入増加を図り経営の安定化を進めます。建設後約30年を経過し老朽化した処理施設や幹線管渠の長寿命化計画を策定し、計画的に改築更新を進め施設の延命化を図ります。環境に対する負荷軽減のために、下水

汚泥の肥料化等有効利用に努めます。

③水質汚濁の防止対策

発生源対策として、汚濁負担を削減するため、調理くずや使用済み油の適正処理、また、環境負荷の少ない洗剤使用への取り組み、更には地域における小川を守る活動など、生活排水対策実践活動の普及及び定着化を目指します。また、合併処理浄化槽は適正な維持管理を行わなければ本来の性能が發揮できないことから、設置者に対し法定検査の遵守や保守点検及び清掃を実施するよう啓発に努めます。

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
污水処理人口普及率	(下水道処理人口 + 合併浄化槽設置 人口) ÷ 市の総人口	45%	48%	
下水道普及率	下水道整備区域内 人口 ÷ 市の総人口	19%	24%	

8 防犯活動の促進

(1) 現状と課題

市民が安心して生活する上で、防犯対策は不可欠です。近年は犯罪の複雑化・多様化が進んでいることから、行政・警察・地域が一体となって犯罪防止に努めていかなければなりません。

本市における刑法犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、予断を許さない状況です。平成17年4月から少年補導員・指導員・地区防犯パトロール隊員による「阿蘇防犯パトロール隊」を組織し、防犯パトロール車で週1回程度、パトロール巡回を実施しています。また、職員も平日による隔日パトロールを実施しています。青色回転灯装備の防犯パトロール車の導入は、県下初の試みであり、この取り組みを推進するためにもパトロール隊員の増加を図り、地域での防犯意識の向上に努める必要があります。

しかし、法的にはパトロール中に犯罪行為を発見しても検挙できないため、警察に通報するための連絡体制の整備が課題となっています。

その他、本市では永水地区防犯推進協会、子どもと女性を守る阿蘇防犯ネットワーク等の組織があり、防犯パトロールや広報、通学路及び観光地の警戒活動に取り組んでいます。

また、防犯に対する地域の連帯感を強化していくために、阿蘇地区防犯親子ソフトボール大会の開催や防犯標語コンテスト等の啓発活動を実施しているほか、阿蘇安心安全ネットワークシステム（メール配信システム）を確立し、不審者・詐欺情報等の防犯情報や、火災・災害・行方不明者情報等を希望者に対してメール配信しています。

さらに、防犯灯電気料については市が全額助成することで各地区の防犯灯の設置を促進していますが、一方で児童・生徒に対しては、各学校から暗くなる前に帰宅するよう指導しています。

消費生活に対する相談件数は依然として多く、多重債務者をはじめ、ネットオークション※やネットショッピング※等のIT※商法、携帯電話の出会い系サイト※などのトラブルもその内容が多様化、複雑化しており、一人暮らしの高齢者や障がい者などの社会的弱者をターゲットとした悪質・巧妙化した手口による消費者被害が後を絶ちません。

更には、食の安全に対する消費者の関心は非常に高く、消費者の正しい判断力や知識が重要なっています。

このようなことから、地域での啓発活動を含めた被害者の掘り起こしと救済及び、救済後の生活の立て直しに対する施策の展開が必要です。

《刑法犯罪認知件数》

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
阿蘇警察署管内 刑法犯罪認知件数	239件	232件	225件	222件	149件

(2) 展開する施策の方向性

- パトロール隊員の増加を図り、地域における防犯意識の向上に努めるとともに、パトロール隊と警察との連絡体制の整備を行います。

- 警察・行政・地域との連携により、地域ぐるみの防犯活動を展開していくために、さらなる防犯体制及び防犯施設の充実を図ります。
- 消費生活に関しては、今後も地域に根ざした啓発活動の実施と、被害者救済、再生活への支援を図ります。

(3) 展開する施策

①警察及び地域組織との連携

防犯パトロール車を活用したパトロール等の実施回数を増やすことにより、地域での防犯意識の向上を図ります。

また、パトロール隊を増員し、防犯体制の確立を図ります。

防犯親子ソフトボール大会については今後も継続し、警察及び地域との連携を図ります。

②防犯意識の高揚

学校教育や社会教育を通じて、地域の防犯思想の普及を促進し、防犯意識の高揚と防犯に対する市民の連帶意識の向上を図ります。

阿蘇安心安全ネットワークの活用を推進するために、登録者の拡大に努め、不審者・詐欺情報など市内の防犯情報を共有することで、防犯意識の向上を図ります。

夜間の犯罪防止を目的として、地域における防犯灯の設置を促進するために、防犯灯電気料を全額助成し、安心で安全なまちづくりを推進します。

③消費者の再発防止対策

行政関係団体や地域の各種団体役員等へ研修依頼を行うことにより、地域での教育・啓発活動に繋げ、消費者意識の向上と被害者の掘起しを図り、被害者救済後の再発防止のため、必要に応じて被害の原因究明とアドバイスを行い、各種支援制度の利用など関係各課との連携を図り消費者の自立支援に努めます。

(4) 指標

指標	算出方法	現状	目標値 (平成27年度)	備考
刑法犯罪認知件数	市内での刑法犯罪認知件数	149件	100件	

9 防災対策の充実

(1) 現状と課題

近年、集中豪雨による水害や地震、また火山噴火等の自然災害が世界各地で発生しており、尊い人命が失われる等甚大な被害をもたらしています。本市は、雄大な草原と緑豊かな自然環境に恵まれていますが、急傾斜地形や火山灰土壌による脆弱な地質であることから、豪雨、地震、火山噴火等が発生した場合には、土石流やがけ崩れ等による土砂災害が起きやすい環境にあります。これまでも、昭和54年の阿蘇火山爆発による噴火や、平成2年の梅雨前線豪雨による土石流では、残念ながら人的被害をはじめとし家屋、道路、公共施設等も大きな被害を受けました。また阿蘇市内では、熊本県から指定されている重要水防区間河川（Aランク3区間、Bランク14区間）、土石流危険渓流（132渓流）、急傾斜地崩壊危険箇所（75箇所）等の危険箇所が数多く存在します。

これらの危険箇所については防災マップに記して、日頃から災害に備えていただくために全戸に配付を行い市民に周知したところですが、さらに災害防止のための整備を促進するとともに、十分な啓発や避難体制の整備等の総合的な対策が必要です。

阿蘇火山防災に関しては、本市と南阿蘇村で「阿蘇火山防災会議協議会」を組織し、火山ガスによる入山規制、観光客の搬送、噴火に伴う市民の避難誘導等の対策を行っています。また、阿蘇火山防災計画にもとづき、自衛隊・県警・消防署等の各種機関（33団体、約400名）の協力により、噴火を想定した大規模な訓練を実施しています。今後も噴火警戒レベルの発令により観光客や地域住民の避難誘導を安全かつ迅速に行わなければなりません。

ガス規制マニュアルは、ガス専門委員会での協議により、安全性を基本として運用してきたところですが、せっかく阿蘇を訪れた観光客が火口見学出来ないケースが約3割にものぼります。このことから現在、安全性を考慮した防災対策を念頭に、より多くの方に見学してもらえるよう、安全な火口見学の構想作りを進めています。

防災・災害情報の伝達等に活用される防災行政無線は、同一メーカー機器ということもあり一の宮地区と波野地区は接続改修を行ったものの、依然として阿蘇地区は統一に至っておらず、それぞれの運用（2つの周波数）となっています。この改善策として平成22年度事業で光ファイバーネットワーク整備を行い、防災行政無線（戸別受信機）に代わる情報伝達・収集手段としての「お知らせ端末（IP告知端末）」を全戸に設置することにしています。ただし、屋外子局（屋外のスピーカー）との接続までは計画されておらず、当面は防災行政無線とお知らせ端末による2本立ての情報伝達運用となり、今後1本化に向けた検討を行う必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- 未整備の災害危険箇所地区の早急な防災対策事業の実施を、国・県に対し働きかけていきます。
また、災害発生時の避難支援対策の整備を進めていきます。
- 地震の際、建物が倒壊することで避難経路や緊急輸送経路が閉塞するなどの事態に対応するため、沿線建物の耐震化について官民で取り組んでいきます。
- 広域的な防災情報ネットワーク等の防災情報基盤を整備するとともに、一括した情報伝達収集

手段の整備実施を検討します。

- 火山防災については、防災面を基本としながら、安心安全な火口見学方法を検討していくとともに、有事の際、観光客や地域住民の避難誘導を安全かつ迅速に行う防災避難体制を確立します。
- 河川については計画的な改修により、洪水による被害の拡大防止に努め、山地整備については早急に防災機能の高い整備を推進していきます。

(3) 展開する施策

①災害に強いまちづくりの推進

山崩れや土石流等の災害を未然に防止するため、引き続き危険区域の点検を強化します。未整備区域に対しては緊急性の高い地域から対策を講じるとともに、災害情報の収集や市民への情報提供を円滑に行うために、情報伝達機能の充実・強化を図ります。

災害発生の際には、一人暮らしの高齢者等の災害時要援護者をはじめとする市民の方が、安全に迅速に避難出来るように、避難所・経路・手段等の整備確立を進めていきます。また緊急時の避難勧告及び指示については、被害を未然に防ぐために、雨量や河川水位など各種数値を用いて具体的に判断が出来るよう基準整備を検討していきます。

光ネットワーク整備により、防災行政無線に代わる情報伝達手段である「お知らせ端末」を全戸に設置し、一方的な伝達だけでなく双方向の伝達が可能となり、市民からの情報提供や安否情報の収集など新たな防災体制の整備を進めます。また、防災行政無線は機器メーカーが異なるため阿蘇地区との接続を行っておらず、情報収集伝達手段としてはIP告知端末への移行を検討します。

また、国民保護の観点から、国が整備を進める全国瞬時警報システム（J-ALEERT）の整備も推進していきます。

②阿蘇火山防災対策の実施

観光客が安全安心に火口見学ができるよう、新たな方法や施設整備について策定した基本構想を基に、関係機関と十分に協議しながら実現を推進していきます。併せて火山ガス安全対策委員会を開催してガス規制マニュアルの充実化を図ります。

また、阿蘇火山防災会議協議会による規制伝達手段等の整備を行い、訓練を実施するとともに避難施設や避難看板の設置・修復を随時行います。

③河川及び山林整備による安全性の確保

大雨時の浸水被害を最小限に食い止めるため、河川に堆積した土砂の撤去を定期的に実施するほか、住宅隣接地帯については災害に強い護岸整備を行ないます。

山地災害により、人家や公共施設が被害を受ける恐れのある箇所や、過年度山地災害復旧については、国、県の補助事業及び市の単独事業により今後も継続して治山施設を設置していきます。保安林についても、保安林整備事業を活用しての植栽や本数調整伐（間伐）を推進しており防災

機能の高い森林整備を実施していきます。

また、国の阿蘇地区民有林直轄治山事業は、平成22年度をもって完了し熊本県に引き継がれることとなります。整備を要する地区が数多く存在するため今後も国、県に対し治山・保安林事業の事業実施を要望していきます。特に山地災害危険地区を中心として、地権者の同意を得ながら、治山施設の設置、防災機能の高い森林整備を推進していきます。

④緊急輸送道路の交通確保

緊急輸送道路（耐震改修促進法第5条第3項第1号）は、大規模な地震が発生した場合に、非難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範囲な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を目的に設定された道路です。熊本県においても県道を対象に緊急輸送道路を指定しています。阿蘇市においてこれらの道路は、災害時の重要な輸送道路であり、通行を確保するためにも沿道の建築物の耐震化が必要あります。そのため、市民に対する耐震化への啓発活動を含め、個人・民間の方々が積極的に取り組めるような助成制度等の対策を国及び県とともに進めています。

（4）指標

指標	算出方法	現状	目標値 (平成27年度)	備考
山地災害危険地区整備率	県指定の危険地区（164箇所）の整備率	85%	80%	
阿蘇地区民有林治山事業の整備率	治山事業整備対象箇所（565箇所）の整備率	95%	100%	
お知らせ端末（IP告知端末）普及率	お知らせ端末設置世帯÷全世帯	0%	100%	

10 消防力及び予防体制の整備

(1) 現状と課題

火災は、一瞬にしてかけがえのない生命や大切な財産を奪ってしまいます。本市でも、年間20件から30件の火災が発生しており、高齢化に伴い火災発生時の犠牲者増加が懸念されるため、防火意識の高揚や防火指導の強化が重要となっています。

このため、春・秋年2回の火災予防週間及び年末特別警戒期間中に消防団の巡回や広報及び全国統一標語の配布等を行って啓発を行っているところです。

全国的に、火災による死亡原因のうち約6割が逃げ遅れによるもので、時間帯では就寝時間帯の死者数が多いことを受けて、普段、就寝する部屋を中心に、住宅用火災警報器の設置が平成23年6月1日から義務化されます。まずは火災を出さないことが重要ですが、火災発生時には被害を最小限に抑えるため、住宅用火災警報器の重要性の周知、設置促進が今後の課題となります。

また、現在本市の消防団は、12分団28部73班（女性消防団員13名含む）、団員数795名で組織され、地域防災の中核的な存在として、地域の安心・安全のために大きな役割を果たしています。しかし、近年では、後継者不足やサラリーマン化等により全国的に消防団員数の減少や高年齢化等の課題に直面しています。

消防機器の装備については、ポンプ車4台、小型ポンプ付普通積載車51台、小型ポンプ付軽積載車18台を配備しているほか、林野、原野火災が多い地域であるため、各班に4～5台の背負い式水嚢と、地区毎に動力噴霧機も4台配備しています。

消防水利は、防火水槽をはじめプールや池等も合わせて現在656の水利がありますが、新興住宅地等まだまだ設置が必要な地域も多くあります。

《火災発生件数》

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
火災発生件数	26	20	31	26	30

(2) 展開する施策の方向性

- 不足する消防団員を確保するため、OB消防団員などの機能別消防団員制度の導入を検討していきます。また市内の企業等に対して消防団加入と消防活動への理解を求めていきます。
- 消防水利の設置を促進し、全ての火災に対応するために、消防機材の高度化を図るとともに、有事の際に備えるため老朽化した資機材を更新します。
- 「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を啓発し、住宅用火災警報器の設置を促進します。また自主防災組織※の組織率向上や体制整備を推進します。
- 防火意識を高揚させるために、防災行政無線や消防団員により啓発活動を実施するとともに、各学校や保育所等において防火教育を実施していきます。

(3) 展開する施策

①消防団員の確保

消防団員数の減少が課題となっていますが、消防団員を確保するために、市役所職員で組織す

る機動団員やO B団員等の機能別消防団員制度の導入を検討します。また、行政区長をしてはじめとして地元の方々に情報提供をお願いし団員確保に努めていきます。

また地元企業等に対して消防団協力事業所認定制度を推進し、消防団入団や消防活動への参加協力の依頼を行い、活動に対する理解を求めていき、引き続き消防団員の日々の訓練を推進し、有事の際に迅速確実に消火活動が行えるよう消防団体制の維持と整備を進めていきます。

②消防基盤の整備

防火水槽、消火栓の設置については、消防水利の基準等に照らし、活用性の高い消防施設とするために、地元関係者と協議しながら計画的に整備していきます。

耐用年数を過ぎている小型動力ポンプ、積載車等の消防機材については、順次に更新を進め、緊急時に即対応できる機材の整備に努めます。

③防火知識の普及

住宅用火災警報器設置の義務化に伴い、設置の重要性について重点的に啓発活動を行い、設置を促進していきます。

また、まずは火災を出さないことが重要であるため、春、秋の全国火災予防運動や年末特別警戒等に啓発活動を行い、地域住民の防火意識の高揚に努めます。

各小学校・保育所に幼年消防クラブを結成し、消防署、消防団と連携を図りながら各種行事等に取り組み、防火教育を推進します。

④自主防災組織の整備

防火防災については、まずは地元による初動活動が重要となってくるため、自主防災組織の整備が重要となってきます。幅広い世代に参加してもらえるよう、消防職員・団員・医療関係・自衛隊等の経験者を地域の防災リーダーとして育成し、地域住民への啓発を図り、自主防災組織への参加を促していきます。また有事の際に円滑・的確に活動出来るよう訓練等の開催を計画していきます。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備 考
自主防災組織の組織率	自主防災組織の組織数／行政区数	93.2%	100%	
消防施設の充足率	消防施設整備実態調査に基づく充足率	60%	65%	

第6節 個性あふれる生涯学習都市づくり

【1】学校教育環境の充実

1 学校教育の充実

(1) 現状と課題

現在、阿蘇市内には、小学校11校、中学校4校、県立高校3校（平成24年度から1校）、私立幼稚園2園が設置されています。

このうち義務教育課程である小学校は、総児童数1,518人（91学級）、中学校は、総生徒数713人（30学級）となっています。（H22.5.1現在）

各小・中学校では、学習指導要領に基づき、幼稚園では、幼稚園教育要領に基づいて、それぞれ教育課程を編成し、恵まれた自然環境の中で、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」の知・徳・体バランスのとれた「生きる力」を育む教育環境を整えています。

確かな学力定着のための取り組みとして、T.T*、少人数指導*による指導方法の工夫・改善に努めています。また、小学校では専科教員が配置されるなど指導の充実が図られています。

「総合的な学習の時間」においては、思考力、判断力、表現力が求められる「知識基盤社会」の現代において、自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるため、国際理解、情報、伝統・文化など横断的・総合的な課題についての学習に取り組んでいます。

小学校においては、低学年からの国際理解教育のためALT*を派遣し、平成23年度から本格実施となる外国語活動に担任とALTが協力しながら活発に取り組んでいます。

豊かな心の育成においては、道徳の授業の充実や体験活動の推進など、学校の教育活動全体を通じた取り組みを行うとともに、学校支援地域本部事業や放課後子どもプランなど地域の協力を得ながら、子どもたちの心身ともに健やかな成長を図っています。

また、生活面や学習面で支援が必要な子どもに支援員を配置し、特別支援教育の充実のための取り組みも行っています。

学校教育指導主事を配置し、学校教職員の資質・指導力向上を図る取り組みとして、各種研修会を行うとともに、子どもたちの「学びの態度づくり」や「家庭学習の習慣づくり」に取り組んでいます。

児童及び保護者の就学、進学への不安を解消するための取り組みとして、保育園、幼稚園、小学校及び中学校の連携を図っています。その一つとして、園児や幼稚園教諭・保育士等が学校行事へ参加を通じスムーズな進学・就学ができるよう様々な施策を講じています。

健やかな体づくりにおいては、学校等保健委員会を中心として、ノーテレビ・ノーゲームデーに一斉に取り組むなど、家庭と幼稚園、保育園、学校が一体となって子ども達の健全育成に努めています。

(2) 展開する施策の方向性

- 子どもたち一人ひとりの個性と能力を伸ばすとともに、基礎学力の充実はもとより、心身とも

に健やかで豊かな心を育成するための教育を重視し、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

- 真に「生きる力」を育成するための教育活動を展開し、特に、総合的な学習の時間では、問題の解決や探究活動に力を入れます。
- 連携学校(園)において幼児・児童・生徒の資質及び健康等に共通認識を持ち、一体となって教育活動等を展開します。

(3) 展開する施策

①小・中学校教育の充実

小・中学校が連携して、豊かな心と確かな学力を身に付けた児童・生徒の育成を目指し、郷土に誇りを持てるよう社会科、生活科、総合的な学習の時間を活用して郷土学習や体験活動に取り組んでいきます。

児童・生徒の学力向上を図るため、積極的に研究発表会や研究授業等に取り組むとともに、教職員の資質向上及び指導力の強化を図っていきます。

特色ある学校づくり、学校の取り組みが分かる開かれた学校づくりを推進し、地域から信頼される学校を目指します。

②総合的な学習の推進

「生きる力」の育成を目指すとされる「総合的な学習の時間」では、地域の伝統・文化を学び、郷土に誇りを持つための取り組みを今後も推進するために、多くの体験活動等を通して、より効果のある学習となるような授業を展開します。

また、国際化の時代に対応するため、中学校に外国語指導助手を配置し、外国語授業及び活動の補助を行います。また、小学校へも派遣することで、児童が外国語や外国の文化に触れる機会を提供し、国際理解教育を推進します。

③幼稚園、保育園、小学校及び中学校の連携

保育園及び幼稚園から小学校、中学校へのスムーズな就学・進学ができるよう、就学前から長期的な視点に立った連携を推進します。

健康面については、市学校等保健委員会と連携を図りながら、家庭や地域を通じて健康づくりの啓発に取り組み、健康・安全教育を推進します。

(4) 指標

指標	算出方法	現状 (H22年度)	目標値 (H27年度)	備考
学校教育指導主事数	市内における学校教育指導主事の数	2人	3人	

2 小学校、中学校の施設整備及び機能充実

(1) 現状と課題

本市の児童・生徒数は、少子化の影響から減少傾向にあり、学級の小規模化や複式学級が目立ち始めている他、全小中学校施設で行った耐震診断において、一部施設を除き基準以下であること及び経年による老朽化により、安全性や利便性の低下が見受けられるなど、適正な教育環境の再考が求められている状況です。

これらのことから、学校の適正な規模や充実した教育環境を整え、安全・安心な学校生活の実現を目的として策定された、「学校規模適正化基本計画」の円滑な事業推進が今後の課題となります。

既に廃校となっている波野地区の学校施設に加え事業推進に伴い廃校となる学校施設が増加することから、地域や関係各課を交えての跡地利用計画等による施設や跡地の有効な活用が今後の課題となります。

教育課程において情報化社会に対応できるよう情報系の知識取得が求められており、現段階では、校内パソコンの整備等を進めています。今後は、学校建築や大規模改修等に併せて I C T^{*}環境の充実を図るとともに、教員が I C T を活用して指導ができる能力の向上に努める必要があります。

	小学校児童推移表							複式学級対象学年						
	H22 就学数 現行実績							H28 就学数 住民基本台帳						
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計
乙姫	4	8	12	4	12	12	52	6	11	14	10	9	2	52
碧水	35	38	42	44	29	47	235	36	31	32	28	30	42	199
阿蘇西	9	14	18	17	15	22	95	13	9	17	19	17	24	99
山田	8	9	10	13	10	8	58	6	8	6	4	11	10	45
内牧	60	61	70	52	64	52	359	46	38	42	51	49	49	275
尾ヶ石東部	12	11	8	18	13	11	73	5	8	4	9	7	9	42
宮地	70	62	83	57	51	59	382	59	68	74	50	58	61	370
古城	12	15	11	11	17	13	79	5	9	4	4	11	7	40
坂梨	10	14	15	17	11	20	87	7	7	10	7	7	10	48
中通	2	2	2	4	6	6	22	4	6	6	5	4	6	31
波野	10	14	10	14	13	15	76	10	8	10	9	9	12	58
計	232	248	281	251	241	265	1,518	197	203	219	196	212	232	1,259

学級編成基準	1学級40人 小学校1・2年生については35人
複式学級	2学年合計が16人以下の場合 小学校1年生を含む場合は8人以下
※ 平成28年度(右欄)は住民基本台帳の校区毎の数字を参考に推測しています。 今後の転入出及び区域外通学があるため、将来の結果は相違することがあります。	

(2) 展開する施策の方向性

- 学校規模適正化基本計画により教育環境の充実、安全安心に向けた施設整備を計画的に実施します。
- 学校施設の跡地利用については、跡地検討委員会等を設置し地域さらには市全体が活性化する有効な利活用を検討します。
- 現代の情報社会へ対応できるような知識習得及び I C T 活用等による効果的な学習ができる環境づくりを図ります。

(3) 展開する施策

①安全安心な教育環境の整備、学校規模適正化の推進

安心・安全な教育環境の実現のため、安全性・経済性を考慮しながら耐震補強や学校統合による建替えを進めます。

小中学校の統合については、学校規模適正化基本計画をもとに住民説明会や検討会を実施し、保護者や地元市民等の理解を得ながら学校整備を進めていきます。

なお、既に平成21年度から取り組んでいる阿蘇地区統合中学校（仮称）の事業は平成22年度に工事着工し平成24年3月の開校を予定しています。

②学校施設の跡地利用

学校施設の跡地利用については、教育課内部での検討ではなく、市全体での跡地利用検討委員会により、地域さらには市全体が活性化するための利活用を検討します。

ただし、今後の維持管理が明らかに不適当と判断される施設については、放置を行わず、積極的に取り壊し撤去を実施検討します。

③ICT教育に対応する施設・設備の整備

ICT教育等に必要なパソコン等の資機材については、今後も計画的に導入します。建物内LAN整備等ICT環境整備については、今後の学校整備を考慮しながら推進します。

また、ICT教育に関する教員の指導能力向上に向けた研修会・発表会の機会を設けるなどの人的育成を行います。

(4) 指標

指標	算出方法	現状 (H22年度)	目標値 (H27年度)	備考
耐震性能の確保 (IS値*0.7以上)	IS値0.7以上学校数 ÷小中学校数	53%	60%	10年後まで に100%に
階段昇降機またはエレベーター導入校の割合	階段昇降機等設置学 校数÷小中学校数	26%	40%	
身体障がい者用トイレ 設置校の割合	身体障がい者用トイ レの設置学校数÷小 中学校数	80%	90%	
ホームページ開設校の 割合	ホームページ開設学 校数÷小中学校数	26%	66%	
複式学級の解消	複式学級のない校数 ÷小中学校数	86%	90%	

【2】生涯学習の充実

1 生涯学習の推進

(1) 現状と課題

市民一人ひとりが、生き生きと楽しく心豊かに暮らせるように、生涯にわたって自由かつ自主的に学習する機会を選択できる環境づくりが求められています。本市では、多くの方々が趣味・教養を高め、明るい毎日をおくるために、市の施設や各公民館を活動拠点として生涯学習講座の開設や図書館等による幅広い学習機会を提供しています。

講座は、主催講座（市主催）と自主講座（自主運営）の2種類があり、主催講座は12講座・約200人が、自主講座は、42講座・約600人が受講していますが、市が関係する講座には時間・規模・内容に限界があります。熊本市周辺の都市部ではカルチャーセンターなど民間事業者による学習機会が数多く提供されており、都市部とは大きな格差があります。

この格差是正のためには、これまでの学習講座で、すばらしい知識や技術を地域に身につけられた数多くの受講者に協力いただき、それぞれの地域で還元できる仕組みづくりが必要です。

本市には図書館が2カ所（一の宮図書館及び阿蘇図書館）と図書室（波野支所内）が1カ所あります。平成19年までそれぞれの館毎に運営していましたが、利用者の利便性向上と書誌の有効活用のため管理するデータを一元化し、どの施設でも書籍の貸出・返却ができるなど利便性向上を図りました。

常日頃から誰もが気軽に楽しく利用できる環境づくりと、毎年約5千冊の図書購入などにより魅力ある図書館づくりを進めた結果、現在では館での利用のほか年間約15万冊の貸出を得ています。また、図書館の利用が困難な方のために移動図書館車（阿蘇図書館で実施）を運行し、年間約5千冊の利用（貸出）を得ています。今後はICT^{*}を活用し、さらに魅力ある図書館づくりに取り組む必要があります。

生涯学習の推進には、学ぶ環境づくりとはもちろん、学ぼうとする姿勢をもてる人の育成が必要不可欠です。小中学校時から異文化や様々な体験をすることにより、視野が広く、コミュニケーション能力が高い、豊かな感性をもった人材を育む必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- 市民の自発的な学習活動を積極的に支援するとともに、生涯学習に関する施策の総合的推進を図ります。
- 生涯学習の長期受講者の自主活動への移行を促すとともに、新規受講者が参加しやすい環境を整えます。
- 各図書館で所蔵する図書資料を有効活用し、利用者のサービス向上を図ります。
- 国内外の交流機会を拡大させ、交流を通じて個性豊かな青少年を育成していきます。

(3) 展開する施策

①生涯学習の推進計画及び体制の整備

生涯学習推進計画については、社会教育委員会や関係機関等と協議しながら作成します。

また、生涯学習を利用する人や学習する人が、学びやすい環境づくりを創出し、学習の成果を幅広く活用できるような推進体制の整備を図っていきます。

②生涯学習講座の充実

生涯学習講座の講師及び受講生に、身につけた能力・技術を還元し、地域の文化振興に役立てていけるように支援します。

また、新規の主催講座開設については、社会教育委員会や関係者との十分な協議の上、推進します。なお、パソコン講座については、より初心者への門戸を広げるよう努力します。

③図書館の利用促進

阿蘇市立図書館のホームページをはじめ、広報あそ、定期的な新刊情報紙（館報）などによる広報活動を行い、利用者の拡大を図ります。館内においては、電光表示器や検索システム（タッチパネル）の活用を生かすなど、市民に利用しやすい図書館を目指します。また、学校や保育園などへの貸出やブックスタート※事業を行うなどの「子どもの読書活動推進」、調査・相談などの「レファレンスサービス※」、また「予約・リクエスト」など、利用者サービスの向上に努めます。

移動図書館については、市内全域を対象に巡回し、図書の利用促進に努めます。

④児童・生徒の交流事業の促進

行政主導による交流だけではなく、地域や民間団体等との交流を目指すとともに、学術、スポーツ、産業など幅広い分野での交流を促進し、豊かなコミュニケーション能力を身につける児童生徒の育成に努めます。

(4) 指標

指標	算出方法	現状 (H21年度)	目標値 (H27年度)	備考
市民一人当たり貸出冊数	貸出冊数÷年度末住基人口	5.3 冊	5.8 冊	
生涯学習受講者数	生涯学習講座の受講者数	800 人	1,000 人	
交流事業数	児童、生徒の交流事業件数	2 件	3 件	

●市立図書館の利用状況

年度	阿蘇図書館		一の宮図書館		波野図書室		合計	
	蔵書数	貸出総数	蔵書数	貸出総数	蔵書数	貸出総数	蔵書数	貸出総数
平成17年	75,256	91,252	41,599	27,332	1,807	39	118,662	118,623
平成18年	77,811	88,424	43,902	29,515	1,807	127	123,520	118,066
平成19年	80,851	87,993	44,690	35,335	—	96	125,541	123,328
平成20年	83,975	85,076	45,388	50,005	—	76	129,363	135,157
平成21年	83,475	96,755	48,759	55,730	—	56	132,234	152,541

(※平成19年以降の波野図書館蔵書は、電算管理上、一の宮図書館に属しています。)

2 地域連携による青少年の健全育成

(1) 現状と課題

次世代を担う青少年が心身ともに健康でたくましく成長していくことは市民全体の願いであり、それを実現するための環境を作り上げていくことは私たち大人の責務です。

子どもたちが健全に育つためには、学校教育だけでなく家庭教育も重要です。家庭には、生活習慣・豊かな情操・思いやりのある心・善悪の判断などの基本的倫理観を学び、地域には、多様な人間関係を経験し、社会的マナーや規範意識を身につける重要な役割を持っています。

高度成長期以降、少子化や核家族化の進行、生活スタイルの多様化により、これまで行われていた個々の役割が崩壊しつつありましたが、ここ数年は、家庭・地域の重要性が見直され、その教育力を高めることが求められています。

また、青少年を取り巻く環境は、情報化の進展により利便性が向上した反面、有害な情報の容易な取得や社会不安により犯罪が増加し、なかには学校にいるにもかかわらず、犯罪に巻き込まれるケースが起きており、青少年の安全が脅かされています。

本市では、いち早くこの状況を問題視し、奉仕活動、体験活動、スポーツ活動、公民館活動、親子での活動、学校での人権教育・総合学習をとおして地域、家庭、学校の教育力の向上をはかってきました。また、地域学校安全推進指導員の配置、通学路の危険箇所把握、登下校時のパトロールなど安全確保にも取り組んできました。

しかしながら、青少年を健全育成できる環境は万全とはいえません。今後は、これまでの活動で蓄えた知識やノウハウを共有し、家庭と地域・学校が一緒になって地域連携による青少年の健全育成に取り組むことが大切になってきています。

(2) 展開する施策の方向性

- 家庭教育の必要性について周知するとともに、青少年が自ら考え・行動する「生き抜く力」を身について地域を担う大人へと成長できるよう、人と人とのつながりや地域全体の連携で、児童・生徒並びに青少年の健全育成に向けて取り組みます。
- 事故を未然に防ぐために、保護者、地域、学校が一体となり、児童生徒の安全確保のため、地域の危険カ所の把握や防犯意識と危機管理意識を高めるとともに、防犯体制を充実します。

(3) 展開する施策

①家庭教育力・地域教育力の充実

子どもたちの健全育成のために、「地域の子どもは地域全体で育てる」という考え方のもと、休日を利用した各種のスポーツ活動や子ども会活動を通じ、また、親子交流活動等のさまざまな体験活動に参加することで、その体験をもとに自ら考え、行動することができるようになる交流体験を推進します。また、家庭教育力・地域教育力の必要性についての保護者の関心は高いが、講演会やP T A研修会時では欠席者も多く、今後は家庭教育力・地域教育力の重要性について啓発し、地域のリーダーとして活躍する人材育成を推進します。

「あいさつ」運動は、公民館事業の一つの重点目標として掲げており、市民相互のふれあいの

場・交流の場を地域の各種団体（PTAや子ども会等）や学校と協力展開し地域のコミュニケーションや社会的なつながりを構築することで、社会の結束力・地域力を育てるよう努めます。

②子どもたちの安全の確保

保護者や地域住民の協力を得て「地域学校安全推進指導員」を配置し、危険カ所の把握に努め、防犯の意識啓発を図ります。ただ、指導員の人員確保に苦慮していますが、県の事業等を活用し、継続した取り組みにしていきます。

学校内での安全確保のため、文部科学省や学校で作成した防犯に関する危機管理マニュアルをもとに、事件事故の未然防止や、実際に事件事故が発生した時の早急な対応のための防犯訓練など、教職員と子どもたちが一体となって、学校での危機管理体制に努めます。

さらに、「小・中学校通学路安全確保ボランティア協力員」を活用し、地域ぐるみで、登下校時の巡回や通学路の安全点検等を実施し、各学校で作成した安全マップをもとに安全体制の確保に努めます。

(4) 指標

指標	算出方法	現状 (H22年度)	目標値 (H27年度)	備考
地域学校安全推進指導員配置校区の割合	地域学校安全推進指導員配置校区数÷校区数(11校区) (7校区導入済み)	64% (7校区導入済み)	100%	

3 スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 現状と課題

高齢者社会を迎えるに伴い、自己の健康管理に関する意識向上により、スポーツに対する関心も年々高まって来ています。スポーツは、健康づくり、体力づくりだけではなく、コミュニティや生きがいづくりにも大きく寄与しています。

現在、成人で運動しているほとんどの人が、各社会体育団体や何らかのクラブチームに所属して本格的に活動しています。しかし、これらの団体は、比較的私的な繋がりによるものが多いことから、初心者がスムーズに加入できない状況にあります。そこで、阿蘇市では誰でも加入しやすいスポーツ環境整備の一つとして、総合型地域スポーツクラブ「火の山スポーツクラブ」が設立されました。「いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも」をスローガンに、誰もがスポーツに親しめる環境ができたことにより、多世代の多くの入会者が幅広い活動を行っています。しかし、クラブ運営における自主財源の確保が課題であり、今後、多くの会員確保に向け、啓発活動、指導者の資質向上についてより良い環境の構築が求められています。

市主催のスポーツイベントにおいては、「市民スポーツ大会」や「市民地域対抗駅伝大会」、「スポーツレクリエーション」を開催するなど、気軽に楽しめる市民参加の大会普及に積極的に取り組んでいます。

高齢者のスポーツ種目としては、グラウンドゴルフやゲートボールが定着しており、各地域や老人クラブ単位で実施され、愛好者も多く、市内外の大会に参加している方も年々多くなっています。

また、地域のスポーツ、レクリエーションの場として市内小中学校の体育館・グラウンドを開放し、地域のレクリエーションや、一般クラブチーム、学童クラブチーム等の利用も盛んに行われています。体育施設については、指定管理者制度を導入し、市民の方が利用しやすい環境整備を整えています。特に、アゼリア 21 については、温水プール、トレーニングルーム、温泉施設を有し、地域住民の交流の場、健康・体力づくり場として社会体育振興に大きな役割を果たしています。

しかしながら、総合スポーツ施設については、季節により利用が一部に集中するため、一時的に利用が困難となることがあります。今後、利用者が使いやすいスポーツ環境づくりのためには、更なる施設充実を検討する時期を迎えています。

(2) 展開する施策の方向性

- 屋内外競技施設を整備し、合宿やスポーツ大会を誘致するとともに、地元住民が気軽に利用できる施設整備に努めます。
- 生涯スポーツの概念を浸透させるために、講習会やスポーツ教室を実施し、スポーツ・レクリエーションの振興を図るための指導者の育成と確保に努めます。
- 総合型地域スポーツクラブを充実するため、学校・民間企業・地域・家庭との連携を図り、地域に根ざした総合的なスポーツの普及・振興に努めます。

(3) 展開する施策

①スポーツ環境の充実

総合スポーツ施設の指定管理者制度導入に伴い、各種スポーツ教室や企業協賛のスポーツ大会等を誘致するなど、民間のノウハウを活かした施設の有効利用を図ります。

また、各種競技間でスムーズな施設利用ができる体制構築のため、民間施設と共に存した環境整備を行うとともに、情報提供も併せて推進していきます。

更に、スポーツ活動の拠点づくりを目指し、市民のスポーツ施設として提供している学校ナイター施設（グラウンド及び体育館照明）の点検や改修を行い、快適なスポーツ環境の整備を図ります。

②生涯スポーツの普及促進

市民の「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、楽しむことができる」環境を目指し、スポーツやレクリエーションを通じた活動や健康づくりなどを行います。

市民の健康・体力づくりを推進するため、スポーツ活動への支援、地域スポーツ推進体制の強化、指導者の育成及び確保、スポーツリーダーバンク※を設置することでスポーツ活動への参加促進を図ります。

スポーツへの関心を高め、レベル向上を目指すため、競技スポーツ大会（プロスポーツやハイレベルなスポーツ大会）誘致による、競技スポーツの振興を図ります。

③総合型地域スポーツクラブの推進

総合型地域スポーツクラブの地域における認知度を向上させ、老若男女誰もが気軽に加入できるように公的施設や民間企業、商店街の店舗などに募集パンフレットを設置し、地域ぐるみで会員の加入促進を図ります。さらに、行政内で「運動・健康」に関する事業展開を行っている担当部署との連携を密にし、総合型地域スポーツクラブを通じた豊かな活動の場を提供していきます。

また、子どもたちの選択肢の幅や活動の幅を広げる観点から、学校と総合型地域スポーツクラブの融合を促進し、後々にはジュニア期における競技力向上の土台となる「きっかけづくり」ができるクラブになるような環境づくりを推進します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現状 (H22年度)	目標値 (H27年度)	備 考
体育施設利用者数	市内における体育施設等の年間利用者数	27万人	29万5千人	
総合型地域スポーツクラブ入会者数	入会者数	350人	600人	

●阿蘇市の体育施設一覧表

地区名	施設名	施設内容及び競技種目	
一の宮地区	一の宮運動公園	・野球場2面 ・ソフトボール4面 ・テニス4面 (夜間照明施設あり)	・グラウンドゴルフ ・ゲートボール ・会議室
	一の宮体育館	・卓球 ・バレーボール2面	・バトミントン3面 ・バスケットボール1面
	一の宮武道場	・柔道 ・剣道	
	アゼリア21	・温泉プール(50m)	
	交流促進セン	・トレーニングルーム	・エアロビクスルーム ・研修室
	社会教育セン		
	ターグラウンド	・ゲートボール等	
阿蘇地区	小中学校グラウンド・体育館	・小学校4校	・中学校1校
	阿蘇体 育館	第1体 育館	・卓球 ・バトミントン6面 ・バレーボール3面 ・バスケットボール2面
		第2体 育館	・卓球 ・バトミントン3面 ・バレーボール1面 ・バスケットボール1面
		武道場	・柔道場1面 ・剣道場1面
	阿蘇農 村公園 あびか	多目的 広場	・ゲートボール等 ・ストリートバスケットコート
		陸上競 技場	・全天候型400mトラック×8コース 《日本陸上競技連盟第3種公認》 ・芝フィールド「サッカー1面使用可」 ・メインスタンド 座席数 550席 ・芝スタンド1500人収容 (本部席・放送記録室・男女更衣室・シャワー室完備)
		多目的 グラウ ンド	・野球2面 ・ソフトボール4面 ・サッカー2面芝コート「2面同時使用可」 (夜間照明施設あり)
	その他施設	弓道場	・遠的3人立ち ・近的6人立ち(アーチェリーも使用可)
			・あびか陸上競技場同辺ジョギングコース(1.5km) ・全天候型(ゴムチップ) ・クロスカントリーコース3,000m(山田東部牧場)
	小中学校グラウ ンド・体育館	・小学校6校	・中学校2校
波野地区	波野体育館	・卓球 ・バレーボール2面	・バトミントン4面 ・バスケットボール1面
	波野グラウンド		・ソフトボール2面(夜間照明施設あり1面)
	波野西部地区グ ラウンド(旧遊 雀小学校)		・ソフトボール1面(夜間照明施設あり)
	小中学校グラウ ンド・体育館	・小学校1校	・中学校1校

【3】歴史・文化の振興

1 芸術・歴史・文化活動の推進

(1) 現状と課題

豊かな自然環境に恵まれた阿蘇には、独自の風土に培われた文化があり、その文化が歴史となり現代に至っています。また、各界に偉人著名人を多く輩出するとともに、多くの文人が訪れ、多くの文学作品の舞台となっています。

「阿蘇」は、知名度の高さから対外的にも各分野で高く評価されていますが、地元では多くの「資源」が眠ったままとなっています。普段見慣れた景観や身近な生活の中にも、さまざまな資源があるということを再認識することが、地域文化資源や歴史的遺産等の活用において重要です。そのため本市では、学校教材としても利用できる副読本「くらしのあゆみ阿蘇」が作成されました。この本は、合併前の旧町村で編纂された町村史を資料としてまとめたもので、市民の有志が中心に調査・編集を行いました。内容は阿蘇の郷土歴史や民俗・芸能などを写真やイラスト付でまとめたものとなっており、幅広い年代に読みやすいと好評を博しています。今後はこの副読本の普及を図るとともに、未来を担う子どもたちを含め、市民の郷土学習を深めていかなければなりません。

近年、市民や観光客からも、地域文化資源や歴史的遺産への関心と学習意欲が高まっており、さまざまな保存活用が望まれています。そのためには、まずソフト面の充実を図り、市文化協会をはじめ、民間文化芸術団体やまちづくり団体、個人との連携を深め、市全体の文化振興を推進しなければなりません。現在、市文化協会は年を重ねるごとに会員数も増え、団体や会員の間での情報交換も活発に行われています。その他、郷土に対する研究・理解を深めることを目的とした郷土史研究グループも結成されました。また、自分たちの暮らす地区の歴史などの調査を地域おこしとして行っている地区もあり、地域遺産を次世代へ受け継いでいくとする意識高揚にも大きく寄与しています。

地域伝統芸能は、少子高齢化により後継者不足が深刻化しており、芸能そのものが伝承の危機を迎えていました。そのため、伝統芸能が伝わる地区にある小中学校では、伝統芸能の継承をクラブ活動などとして、学校教育の中で取り組んでいます。今後は学校や保存会のみだけでなく、公民館活動、老人会、子ども会など関係団体や地域にも協力を求め、人づくりや活動の場の提供と企画立案が必要です。

(2) 展開する施策の方向性

- 地域の特色ある芸術文化を復活させ、市民に芸術文化に触れる機会や体験・参加する機会を提供し、地域の芸術文化活動の水準向上を図ります。
- 年代や性別にとらわれない広範囲な文化振興施策を検討し、文化意識の高揚と地域活力の創生を目指します。
- 地域資源の発掘を推進するとともに、郷土を正しく理解できるよう地域を題材とした有識者による講演会や学習会等を開催します。

(3) 展開する施策

①郷土学習の推進

市民向け講座や学校教育の場において、郷土の歴史を理解し本市の素晴らしさを再認識しなければなりません。郷土の誇りと愛着に繋がる調査・保存を推進し、学習の機会や愛護思想の向上に努めます。そのため、副読本「くらしのあゆみ阿蘇」の普及を図るとともに、市民の郷土学習を深めていきます。

地域の遺産は、いったん失われてしまえば再現することが不可能です。地域と共に培った地域の遺産を守り、より深く地域に根ざすよう、地域住民への周知徹底や意識高揚を図ります。

②人材育成と文化の醸成と創出

他地域との文化交流をもとに、広域的視野における文化推進と広域的ネットワークの構築、指導者の確保と人材育成を目指します。現在、阿蘇市文化協会・郷土史研究グループのメンバーの高齢化が進んでおり、技術や知識の後継が急務となっています。今後はより若い世代の加入を推進していきます。

また、市民のニーズに沿った文化事業を企画立案し、市民が心豊かで文化豊かな生活を営むことができるよう、効率的・効果的な事業を展開します。

③文化活動団体の育成

文化団体の育成と団体間の連携強化を図り、文化芸術活動や伝統文化継承活動等を鑑賞・参加体験する機会を提供します。併せて学校教育との連携により子どもの芸術文化活動の推進に努め、次世代への継承を推進します。

後継者の育成と学術的な記録保存を推進します。併せて団体間の広域的連携を強化し、公演の場の提供等を内外に広く周知・啓発を行い、地域の文化団体の活動を支援します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現状 (H22年度)	目標値 (H27年度)	備 考
文化協会加入人数	現在の阿蘇市文化協会加入延べ人数	1,200人	1,300人	
郷土史研究グループ数	市内での郷土史研究グループの数	1団体	3団体	

2 歴史・文化を活用したまちづくり

(1) 現状と課題

本市には、個性豊かな歴史や文化が各地域に残されています。「神楽」・「虎舞」・「牛舞」などの歴史的な伝統芸能が各地域で継承され、お祭りや定期公演等で披露されてきました。また小中学校では、芸能を伝承する各保存会の指導の下、校区に伝わる伝統芸能をクラブ活動として取り組んでおり、伝承活動を中心とした世代間交流も行なわれています。

しかし、少子高齢化や社会情勢の急激な変化の中で、歴史や文化の継承の担い手となる人材が減少するとともに、人口の減少によって各地域の集落維持自体が困難になることも予想される状況となっています。これは伝統芸能を含めた地域文化継承の危機につながります。

これらの危機は伝統芸能等の無形の文化財だけでなく、歴史的な建造物や美術工芸品等の有形文化財、史跡や天然記念物などの継承にも大きく影響します。文化財保護はその所有者や管理団体、地域の人々あってこそ成り立つものであり、貴重な文化財や地域文化の伝承・継承が途切れてしまえば、阿蘇独特の貴重な文化遺産を失ってしまいます。

地域の歴史・文化を活用したまちづくりや伝統芸能を受け継ぐ基盤を確立するためには、中通古墳群や阿蘇神社、西巖殿寺などの文化財の情報を広く地域や市民に提供し、地域の歴史について認識を深めることが必要です。

地域の伝統芸能については、学校教育の中だけでなく、公民館活動や生涯学習活動などの社会教育を通じて接する機会を多くし、子どもから大人まで幅広く、より身近なものとしなければなりません。また地域の文化遺産を幅広く利活用を図るため、史跡散策ルートの開発や案内人の養成などに取り組み、各機関や組織等との連携や地域協力のもと、これらの活動や利活用を進めることで、文化財の保存に繋げていく必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- 散策ルートの開拓を行い、案内人やボランティアを養成し、パンフレットや小冊子（学校教材として利用可能な子供向けの資料作成）を刊行します。
- 歴史的まちなみに向けて環境整備を推進し、地域の歴史・文化を継承したまちづくりを支援します。
- 既存のものだけではなく、新たな資源の発掘に努め、多面的で利活用可能なデータベース※化を進めます。貴重な文化財については指定文化財化を推進し、その保存に努めます。
- 市民の伝統・文化活動や文化財の集合展示、情報の受発信を行うための拠点整備を検討します。文化活動を通じて、阿蘇の自然や観光等の地域資源を最大限活用し、地域の振興を図っていきます。

(3) 展開する施策

① 地域の文化資源、歴史遺産等の調査・保存及び周知

地域の歴史と伝統を正しく理解し次世代に継承するため、調査・保存・活用の要となる専門知識を有する学芸員を増員するとともに市文化財保護委員と連携して、地域に伝わる文化遺産の専

門的な学術調査を実施します。重要性が高いものについては、指定文化財化を推進し、その保存に努めます。

世界文化遺産への取り組みについては、重要文化的景観の選定や構成資産となる文化財の国指定化を推進し、調査の成果や情報を生かしたまちづくりを推進します。

また、観光との連携を強化することにより、案内人の養成、説明板等サイン関係やアクセス面の整備、観光パンフレット等への掲載を行います。

A S O 田園空間博物館やTMO^{*}、阿蘇市観光協会等の活動やその機能を活用し、散策ルートの開拓や学習会を進め、地域の文化資源の資質向上に努めます。

②地域と連携した文化のまちづくり

地域と一体となって地域の調査分析を行い、将来的展望に立って、歴史的まちなみや史跡等地域特有の資源を活かしたまちづくり、市民自身が魅力を感じる個性豊かで情緒あふれる住環境整備を推進します。

③文化資源等の情報の一元化

既存の資源を再調査するとともに、新たな資源の発掘に努めます。そのために、共有財産としての再認識のもと、多分野に利活用可能なデータベース化を進めます。

④文化活動の拠点づくり

歴史、文化に対する市民意識の高揚と文化財保護意識の普及啓発を図り、歴史、伝統を生かしたまちづくりを進めます。そのために、阿蘇の歴史と文化の受発信拠点、活動拠点の施設整備を検討します。

自然環境や観光資源、宿泊施設などを背景に、文化活動を通じて都市との交流を促進させます。

古文書などの歴史的な地域資料の継続的な収集・整理を一元的に行うとともに、将来に伝えるための資料館の整備を検討します。

⑤世界文化遺産の登録推進

阿蘇は、数十万年にわたる火山活動によって形作られた世界最大級のカルデラの中に、5万人の人々が暮らす、世界にも類例を見ない地域です。また、阿蘇には、古来より人々の手によって維持管理されてきた草原をはじめ、自然と人々との共生により産みだされた阿蘇独自の文化と風景が一体となって壮大な文化的景観が広がっています。

これら貴重な財産を後世にわたって継承していくため、県と阿蘇郡市7市町村の共同事業として世界文化遺産への登録を推進します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現状 (H22年度)	目標値 (H27年度)	備 考
専任学芸員配置数	旧町村地区あたり1名	2名	3名	
民俗芸能を地域と学校の連携により実施している地区数	民俗芸能を郷土学習の一環として地域と学校の連携により実施している地区数	6地区	8地区	伝統芸能等

第7節 住民参加による自立したまちづくり

【1】住民自治の確立

1 住民自治の環境整備

(1) 現状と課題

平成12年4月1日（一部法令の除く。）に施行された地方分権一括法では、国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化や市町村に対する国・県の関与のあり方の見直し、権限移譲の推進等が明記されたところであり、「市の自己決定」の領域が今まで以上に拡大されたものとなっています。

このような中、地域住民にとっての基礎自治体である市町村は、一括法の趣旨に則り「自己責任・自己決定」という基本原則のもと、住民自治の理念に則った住民参加・参画の仕組みを制度的に整え、国・県に頼ることなく自己の責任において将来のまちづくりを考えていく必要があります。

一方、市においては、昔からの慣習により構成された行政区（地域自主組織）を単位として、行政との連携が進められ、現在に至っています。今後においても、今まで地域社会を維持してきた行政区を主体とした住民自治を出来る限り存続・発展させ、地域コミュニティとして、育て上げることが重要になってきます。しかしながら地域によっては、高齢化の進行や若年層の流出により、将来的にその維持が危ぶまれる行政区が発生することも予想され、今後は行政による側面的な支援が求められてくるものと思われます。

このため行政としても、各行政区が公共サービスの提供を行うにふさわしい行政区の規模・能力を備えることが出来るよう事情を同じくする近隣の行政区（地域自主組織）間の自主的な連携を進めるとともに、地域社会の意見集約が適切に行えるよう行政区等以外の地域団体・組織との連携やネットワーク化も視野に入れるなど、住民自治推進のための環境整備を進める必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- 住民自治の理念に則って、住民参加・参画の仕組みを制度的に整えていきます。
- 行政区（地域自主組織）を基礎とした新たな地域社会の住民自治を構築していく際には、行政が側面的に支援します。

(3) 展開する施策

①自治基本条例（住民自治条例・まちづくり条例）の制定

分権改革以降、自治体運営は国や県からの権限移譲により、その運営の自由度が増す一方、自己決定、自己責任の重さも拡大しました。

本市における行政サービスのあり方（限られた財源の有効利用）や住民参加のあり方（多様なニーズへの対応）など、本市における「自治」の方針と基本的なルールを定め、他の条例、計画、施策の上位条例として、それらの指針となる「自治体の憲法」と位置づけのもと、自治基本条例

(住民自治条例・まちづくり条例) の制定に努めます。

②行政区（地域自主組織）への側面的な支援

地域社会の住民自治、すなわち自らの居住する地域社会のあり方をその住民の意思に基づいて決定し、市民の暮らしや安全を互いの支え合いによって維持向上していく取り組みを、行政区（地域自主組織）が主体となって担っていこうとする場合や近隣の行政区（地域自主組織）どおしが自主的に連携していく場合には、事務や連絡調整を市職員が担うなど、行政が側面的に支援します。

③行政・議会の環境整備

市民は、選挙を通して市長と議会議員を選び、市職員は市長の補助機関として仕事をしています。市民はまちづくりについて、代表機関に「丸投げ」した訳でなく、間接民主主義（代議制）の原則により、市長や議会議員に託している状況にあります。

このようなことから、まちづくりの付託者として市民は、代表機関が市民の信託に適切に応えているかチェックを行う必要があります。そのための環境整備として、議会中継システムの構築、議会議事録のインターネット検索システムの構築などに取り組みます。

併せて、住民自治の推進のため、行政組織の体制を整備します。

（4）指標

指標	算出方法	現状 (H22年度)	目標値 (H27年度)	備考
自治基本条例（住民自治条例・まちづくり条例）の制定		未制定	制定	
議会中継システムの構築		未導入	導入	
議会議事録のインターネット検索システム		未導入	導入	

2 地域コミュニティ活動の充実

(1) 現状と課題

私たちの住む阿蘇市は、昔からそこに住む人々の共同意識のもと、雄大な大自然とともに営みを繰り返し現代に至っています。しかしながら近年の急速な都市化や産業構造の変化などの急激な社会変化は、若年層の流出や地域住民の連帯意識の欠如、人間関係の希薄化をもたらし、その結果として、地域の相互扶助機能の弱体化や地域力の低下に繋がっています。また、少子高齢化の影響により、地域の課題を自らが解決することさえ困難な状況になりつつあるのが現状です。

そのような状況の中、今後のまちづくりは、個々の人々がそれぞれの地域において地域住民としてのつながりを持ち、愛着心と郷土愛のもと地域の実情に応じた活動を自主的に行うコミュニティ事業の果たす役割がますます重要となっています。

本市には、現在、コミュニティ活動を支える組織（団体）として、行政区、PTA、消防団や地域で組織された任意団体等がそれぞれの実情に応じた活動を展開し、魅力ある地域づくりに貢献されています。

また近年は、新たなコミュニティ活動として、各小学校校区をひとつのまとまりとした公民館分館活動も重要視されています。

まちづくりの主役は、言うまでもなくそこに暮らす地域の住民であり、その住民一人ひとりが住みなれた地域において、いきいきと安心して暮らすためには、協働と連帯意識のもと、自ら地域づくりに参画することが必要です。また、地域を越えて各種団体間の意見交換や相互交流を進めることで、これまで見落としていた地域課題の発掘や解決できなかった問題の解決策を論議していくことが重要になります。

(2) 展開する施策の方向性

- 地域住民の自治意識及び連帯意識の高揚を推進します。
- 地域住民の「人づくり・地域づくり」の拠点として、地域に根ざした公民館事業を展開していきます。
- 地域の多種多様な課題に対して、自主性・主体性をもって解決していくよう地域コミュニティを活性化させます。
- 地域づくり団体のネットワークの輪を広げ、より多くの住民の意見が反映された地域づくりの取り組みへと繋げます。

(3) 展開する施策

① 地域住民の意識啓発

地域の自主的な活動は地域住民の自治意識の高揚に繋がることから、「自ら住む地域は、自ら参加し創っていく」という意識の働きかけや、「積極的に参加する」という意識啓発に努めます。

また、地域リーダーの知識・技能の研修や若い世代を中心としたリーダー育成を図り地域住民が中心となった自主的な活動を促進します。

②公民館事業の展開

生涯学習や文化活動等を通した交流の場を提供し、地域住民の社会参加や仲間づくり・地域づくりを展開し地域の活性化を図ります。

また、地域住民のニーズに対応した学習、学術及び文化に関する各種事業を行い、市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進などを推進します。

③地域づくり団体の育成と支援

地域づくり団体の育成・活発化を図り、自主的・主体的な活動への支援のため、人づくり、地域づくり事業を推進します。

阿蘇市地域づくり団体協議会を中心とした相互交流を活発化し、市民の地域づくりに対する意識の高揚を図ることで、各自自らが地域課題を解決へ導く牽引者となる地域リーダーの育成を図ります。

④地域コミュニティの形成

集落・地区単位での市民間の交流を深め、地域の実情に応じたコミュニティ活動を築くため、若年者や女性、高齢者、新規移住者が地域の意思決定に参画することで、地域を住みやすくするという自治意識の高揚に繋げ、地区住民が一体となった社会づくりを推進します。

花いっぱい運動などの緑化活動や伝統文化継承活動、宝くじ助成を活用した地域コミュニティ事業など各種助成事業に関する情報を提供し住民活動を幅広く支援します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現状 (H22年度)	目標値 (H27年度)	備 考
地域づくり 団体登録数	地域づくり団体登録数	27団体	50団体	

【2】市民の行政参加と協働

1 市民の知恵と力を生かした行政の展開

(1) 現状と課題

近年の少子高齢化の進行、市民の生活スタイルや産業構造の変化、また価値観の多様化などにより、市民の行政に対する要望やニーズは幅広いものとなっています。

その反面、地方分権は確実に進み、各地方自治体は自己決定・自己責任の原則のもと、自主的に自立したまちづくりを進めること、「行政目線」ではなく「市民目線」に立ったまちづくりを進めることができます。

まちづくりの主体は、言うまでもなく市民一人ひとりです。本市では、旧町村の均衡ある発展を目的に合併時に設置した「地域審議会」での審議や、市民のまちづくりへの参画・協働意識を促すための「市政モニター制度※」、主要施設への「ご意見箱」の設置、また、政策形成過程におけるパブリックコメント※の実施、直接市長と市民が意見交換を行う「市政報告会」などを通じ、市民の意見聴取に努めてきました。

今後は更に、市民の声が聞こえる体制づくりに努めるとともに、新たに、政策アイデアの募集を行ない、行政の視点では気づかない市民目線の施策を発掘し、市民の知恵と力を生かした市民提案事業として進める必要があります。

併せて、引き続きそれぞれの制度の周知を行うことにより、より多くの市民の意見や考え、市政に対する思いを受け止め、市民が主人公の市政を推進すること、公民館活動や地域のコミュニティなどの地域力を生かした行政運営を進めることができます。

今、阿蘇郡市は一体となり世界文化遺産登録や世界ジオパーク認定を目指を取り組みを進めています。その中心的役割を果すのが阿蘇市であり、それを現実のものにするためにも、先人から引き継いできた個性ある地域の民俗・伝統文化・芸能・祭り、数多くの歴史資産や豊かな自然、素晴らしい自然景観など他地域にない豊富な地域資源を活用したまちづくりを市民の知恵を借りながら一体となり進めることができると必要であり今後の課題です。

(2) 展開する施策の方向性

市民参加のまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが郷土を愛し、自ら進んでまちづくりに取り組もうとする意識を高めることができます。そのためにも市政や地域の情報を広く市民に知らせること、また、施政に対する市民の意見や考えを受け入れる体制の整備が重要となってきます。

●広報誌の内容をより充実させることで、行政や地域の動き、方向性を市民に的確に伝えるとともに、ホームページや各世帯に設置される“お知らせ端末”を通じ、リアルタイムの情報を発信します。

●市政モニター制度やご意見箱での市政に対する意見や要望を募集するとともに、政策アイデア提案制度により市民目線での政策提案を受け付け選定、事業費枠を確保し実動に移します。

●市民生活に深く関連する政策や計画の策定にあたっては、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取することに心がけます。特に、重要な計画等については、地域説明会等を開

催すとともに市政報告会を通じ、経過説明や意見を求める。

(3) 展開する施策

①的確な情報発信（広報活動の充実）

市政への関心を高め、地域づくりへの参加意欲を促進するためにも的確な情報発信は必要なものとなっています。広報誌は、市民の誰もが目を通す情報媒体であり、各地域のモデル的な事業、市民生活に関連する行政の諸情報や動き、施策的事項について、ユニバーサルデザイン※を意識したわかりやすく興味深い紙面づくりを進めるとともに、市民に愛着の持てる「広報あそ」の発行を目指します。

また、ホームページについても、閲覧する側に立ったレイアウト、欲しい情報や関連情報へのリンクを進めます。また、“お知らせ端末”を有効活用することにより、市民にとって有益な情報をリアルタイムに発信し、行政と市民の距離を近づけます。

②市民の意見聴取体制の整備（広聴活動の充実）

まちづくりの主体は、言うまでもなく市民一人ひとりであることを再認識し、市民の知恵と力を生かした行政の展開を進めます。そのためには市民の意見を聞く機会を多く設けること、またその意見を十分に論議し実動に移すことが重要になってきます。

市の均衡ある発展を目的に旧町村ごとに設置した「地域審議会」での意見や、市政モニターの意見、ご意見箱「ハイ、市長です。」を通じての意見、また、市民生活に直結する計画等に際してはパブリックコメント、市政をより身近に感じてもらい市民との直接的な意見交換を行う「市政報告会」などを通じ、市民の意見聴取に努めます。更に今後は、行政の視点では発掘しにくい市民の実生活に基づく政策アイデアの募集を併せて行ない、まさに市民目線の施策の発掘に努めます。

また、これらにより聴取した意見や政策アイデアをいかに市政に反映させるか協議を進め、予算枠を確保、政策的にも実現可能なアイデアについては、実現化を図ります。

(4) 指標

指標	算出方法	現状	目標値 (平成27年度)	備考
お知らせ端末（IP告知端末）普及率	お知らせ端末設置世帯÷全世帯	0%	100%	

2 市民と行政のパートナーシップの構築

(1) 現状と課題

国が目指す地方分権型社会では、市民と行政が果すべき責任と役割を明確にし、対等な立場で共に創り上げる“真の意味での自治力”を備えた住民自治を充実させることが求められています。

近年の複雑かつ多様化する地域社会は、本市においても核家族化や社会全体のスピード化、若年層の流出等々と相まって、従来は地域で解決していた課題を行政サービスによって解決していくという状況が生じ、その結果、益々、地域の課題に対する行政への依存が高まっている状況にあるといえます。

一方、行政においても、行財政改革等により事務の見直しや人員の削減が進められる中、公共サービスの全てを行政のみが担うという従来の意識のままでは、質的にも量的にもサービスの提供が困難になることが見込まれています。

そのような中において今、地域における公共サービスを行政だけで担うのではなく、市民と行政とが地域の情報と目標を共有し、共にまちづくりの当事者であるという認識のもとに、役割を分担し、それぞれの力を出し合い、足りないところを相互に補いながら、地域の課題解決にあたることが新しい時代のまちづくりとして重要になってきます。

この官民協働（パートナーシップ[※]）のあり方の意味を、市民も行政も共に理解・共有し、地域の自治力みなぎるコミュニティづくりに着手します。

(2) 展開する施策の方向性

● 7つの原則のもと、市民と行政が互いに役割を分担し、パートナーシップに基づいたまちづくりを進めます。

- ①公益性の原則（広く地域住民に利益をもたらすこと）
- ②対等の原則（互いが対等の関係で協力すること）
- ③目的共有の原則（共に目指す目的や理想を共有し、理解すること）
- ④相互理解と補完性の原則（互いの立場や役割を理解し助け合って行動すること）
- ⑤自主性と自立性の原則（自己決定・自己責任のもとに自主的・主体的に行動すること）
- ⑥情報共有の原則（積極的な情報提供を行ない相互情報共有のもと取り組むこと）
- ⑦透明性の原則（取り組み内容や結果を公表すること）

(3) 展開する施策

①パートナーシップ意識の普及啓発のための仕組みづくり

パートナーシップを構築していくためには、市民と行政が共に「阿蘇市をもっと住みよいまちにしていこう」という、まちづくりの方向性や理念を共有することが必要です。

そのためには、市民や市の職員がパートナーシップの原則や基本理念を理解し、それに基づき行動できるよう、地域・学校・家庭・行政など、あらゆる場において、パートナーシップ意識の普及・啓発に努めます。

②情報公開・提供の推進

市民への正確な情報を発信・提供することは、市民からの的確な意見を受けるための基本となるものです。全庁的な情報公開を進めるとともに、情報公開に適応した文書の編纂、保存管理を行ないます。特に、文書管理システムを導入し、完結文書の適正な保存管理を行うことにより、開示請求に即応できる体制づくりを進めます。

また、個人情報の保護は今や行政の責務であり、条例や関係法令の趣旨目的を十分理解、重要性を認識した上で適正に個人情報を取り扱います。

③行政業務の見直し

行政の役割、市民の役割を明確にするとともに、市民主導であるべき事業、協働でやるべき事業、行政でやるべき事業の区分を見直し、自助・共助・公助による補完性の原理に基づいた事業実施を進めます。

※補完性の原理…決定や自治などを出来る限り小さい単位で行い、出来ないことのみをより大きな単位の団体で補完していくという概念

④市民の行政参加機会の創出

各審議会や協議会等の構成員の一般公募枠を拡大し、市民の行政参加機会を増やし、市民のパートナーシップに対する意識の改革を図るとともに、新たに多くの市民が参画することによる審議会や協議会等での論議の活発化を促します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
審議会、協議会メンバーの一般公募組織数	一般公募の組織数	2組織	10組織	

3 人権尊重と男女共同参画によるまちづくり

(1) 現状と課題

「21世紀は人権の世紀」といわれる中、近年の急速な経済発展と経済状況の変化は、人々の間に大きな社会的格差をもたらし、様々な要因のもと、新たな差別事象を生み出している現状にあります。

人権問題には、同和問題、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、感染症、犯罪被害者、刑を終え出所した人に関するものなど様々なものがあり、その解決には、まず実態を把握・分析し、正しい理解のもと不安や偏見、誤った認識をなくすことが重要です。

これまで本市では、人権問題の解決を最大の行政課題として「阿蘇市人権教育・啓発基本計画」に基づき「就学前教育」「学校教育」「社会教育」の各分野から取り組んできました。

全ての市民が安心して日常生活ができ、高い幸福感のもと豊かに暮らすことができる“まち”こそ「人権のまち」であり、門地・性別・信条・思想文化・国籍・年齢を問わず、互いを認め合い、互いが大切にされ、住んでいてよかったと実感し、次の時代へも受け継がれるような地域社会でなければなりません。この実現には、行政はもとより市民一人ひとりの意識と行動が必要であり、あらゆる場面において「人権」を意識する心の改革と環境づくりが重要です。

また、本市では、一人ひとりが輝く男女共同参画社会の形成を目指し、平成19年に「第1次阿蘇市男女共同参画社会推進計画」を作成しました。1979年（昭和54年）国連で「女子差別撤廃条約」が採択されて以来、女性の人権擁護や男女が対等な社会づくりを目指し、様々な取り組みがなされてきました。しかしながら、本市においては、古くからの社会制度や慣習により、固定的な観念や性別役割分担意識が根強く残っており、社会生活においても家庭生活においても男女が対等に参画する状況に至っていないのが現状です。

今後、真の「住民参加による自立したまちづくり」を進めるためには、人権問題の解決と男女共同参画社会づくりの達成は、引き続き大きな行政課題であり、あらゆる立場の人たちの行政参加と協働による新しい意識のもとまちづくりをすすめる必要があります。これまでの学習会や研修会以外にも引き続き、隣保館やコミュニティセンターでの活動を通じ、学校、地域、企業、各種団体との連携を推進し、日常生活の場における啓発に取り組む必要があります。

(2) 展開する施策の方向性

- 「阿蘇市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民一人ひとりが様々な人権問題について、正しい認識を持ち、日常生活において、自らの態度や行動に現れるように啓発を進めるとともに、市民の「心の改革」に向け企業関係者や各種団体、地域の活動の核となる方々の人権意識の高揚に努めます。
- 男性・女性の区別なく、同等の責任の下、その個性と能力を十分に發揮できる環境づくりや男女がともに生き生きと輝く社会の構築を目指し、古い慣習や意識に捉われない新しい時代のまちづくりの基礎となる男女共同参画社会づくりに取り組みます。

(3) 展開する施策

①人権尊重のまちづくり

学校、地域、企業、各種団体と連携し、学習会の開催や運動団体において開催されている学習会へ参加を呼びかけなど、広く人権意識の定着、啓発に努めます。

また、地域住民との交流の場であるコミュニティセンター、隣保館を、福祉の向上や人権啓発

のため、市民が気軽に利用できる地域に開かれた館となるよう努めます。

②男女共同参画社会づくり

一人ひとりが輝く男女共同参画社会の形成を目指し、阿蘇市男女共同参画審議会で「第2次 阿蘇市男女共同参画社会推進計画」を作成します。

学校、地域、企業、各種団体と連携し、女性の自立と社会参画を目的に開催される研修会に多くの方が参加できるよう努めます。また、男女共同参画社会づくりを推進する団体に対して研修支援をします。

③女性登用の拡大

一人がいくつもの役職を掛け持つのではなく、広く委員を公募し市民が行政に関心を持てるシステムの検討を進めます。

政策立案や意思決定の場における男女比率が“フィフティ＆フィフティ”になることをめざし、女性の参画を進める方策を制度化も視野に入れ整備します。

(4) 指 標

指 標	算出方法	現 状	目 標 値 (平成27年度)	備考
協議会・委員会での女性登用割合	市町村における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査	15%	40%	阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画の中で23年までの目標が20%である。
市民への人権啓発活動数	学習会や研修会、広報誌の掲載等の人権啓発活動数	18回	34回	人権作文集「かけはし」の活用により今後啓発活動を強化する。

語句の注釈

語句	意味
あ行	
I C T (I T)	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す。文部科学省や教育分野では「教育コミュニケーション技術」と訳されている。
I S 値	耐震改修促進法で定められた構造耐震指標であり耐震診断の判断基準となる値。一般的に IS 値が 0.6 以上あれば、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が低い」と定義されている。
I D C	顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設。「インターネットデータセンター」(IDC)とも呼ばれる。
アウトソーシング	業務を外注すること。
アクセシビリティー	設備やシステムが、広く障がい者や高齢者など誰にでも対応可能であること。
アクセス	産業・住宅で、交通の利便性。または、情報システムや情報媒体へ接触・接続すること。
R D F	Refuse Derived Fuel (廃棄物から得られた燃料) の略。可燃ごみを破碎・選別・乾燥・成形し固形燃料(RDF)を製造する。固形燃料(RDF)は石炭に近い熱エネルギーを持ち、電気などの熱源として有効利用できる。
一次医療	熱が出た、下痢、頭が痛いといった訴えを身近な開業医が診察、治療をすること。
医薬分業	患者の診察、薬剤の処方を医師または歯科医師が行い、医師・歯科医師の処方箋に基づいて、薬剤の調剤および投与を薬剤師が行うという形で役割を分担させることで、厚生労働省が積極的に推進している。
e-ラーニング	主にインターネットなどのコンピュータネットワークを活用した学習支援システムを活用した学習の仕組み。
院外処方	厚生労働省が進める医薬分業の制度に伴い行われるもので、医師が薬を渡す代わりに院外処方せんを発行し、保険薬局の薬剤師が処方内容、薬の飲み合わせ等を再確認し、薬を渡すシステム。
インターネット	全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワーク。
インターネット放送局	一般に動画をまとめて配信しているウェブサイトのことをいう。プロードバンド化の進展に伴い、動画の配信・閲覧環境が整備されてきたことなどから、最近、その数も多くなっている。いつでも見たいときに見ら

	れるオンデマンド方式であることや、従来のテレビ広報番組の非視聴層をターゲットにできることなどから、新しい広報メディアとしての活用が期待されている。
インフラ	インフラストラクチャーの略。社会基盤、社会資本のこと。
A L T	Assistant Of Language Teacher の略。外国語の授業で教師の助手として外国語を教える講師。
A S P サービス	インターネットを通じて顧客にビジネス用アプリケーションをレンタルするサービス。提供者はアプリケーションサービスプロバイダー(ASP : Application Service Provider)と呼ばれる。顧客は、主にWebブラウザーからASP事業者のサーバにインストールされたアプリケーションを利用する。主に企業を対象としたサービスをASPサービスと呼ぶことが多い。
A D S L	Asymmetric Digital Subscriber Line（非対称デジタル加入者線）の略。一般的なアナログ電話回線を使用してデータ転送を行い、上り速度と下り速度が異なるインターネットの接続通信技術。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。
エコファーマー	県が認定した持続的な農業生産方式（堆肥などによる土づくり・化学肥料削減・農薬削減の組み合わせで行う環境保全型農業）に取り組む農業者。
F T T H通信	Fiber To The Home の略。光ファイバーを伝送路として一般個人宅へ直接引き込む、アクセス系光通信の網構成方式である。収容局設備から各ユーザー宅までのラストワンマイルにおいて、光通信の伝送システムを構築し、広帯域（主に100Mbps～1Gbps）の常時接続サービスを主に提供するものである。
N P O	非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
M R I	magnetic resonance imaging の略。人体の細胞がもつ磁気を、核磁気共鳴を利用して検出し、その情報をコンピュータにより画像化する診断法。
オンライン	コンピュータ端末の入出力装置などが通信回線を通じて中央の処理装置の直接制御下に置かれている状態。
か行	
外来生物	もともとその生物が住んでいなかった地域に、貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に持ち込まれた動植物のこと。
簡易水道事業	計画給水人口が5,000人以下の水道事業。

乾田化	落水期に容易に乾かすことのできる水田のこと。冬に裏作や転作による転作作物の作付けを可能にし、農業生産や収益を増大させることができるもの。
給水管	配水管から分岐された給水戸別の水道管
クラウド	自己自身でメインシステム機器を保有・管理せず、ネットワークの上のシステム機器からサービスを受け、使用者側はパソコンやネットワーク機器等の最低限の接続環境のみであり、メインコンピュータ本体およびネットワークの購入・管理運営費用や蓄積されるデータの管理の手間が軽減される。
グリーンツーリズム	都市住民が農村の農家などにホームステイして農作業を体験するなど、地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。
グループホーム	障害者・高齢者などが援助を受けながら共同生活を営む施設。
ケアマネジメント	介助を求める人のニーズに対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する方法のこと。
広域預託放牧	他地域からの預託牛を受け入れる。
公衆無線LAN	無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムのこと、街中で受信装置を利用してインターネットが利用出来る場所を提供している。
口蹄疫	牛や鹿などの偶蹄類動物に症状を出す疾病。罹患が確認されている家畜動物としては牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚、いのししなど。
耕畜連携	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。
子育て支援センター	育児中の不安への相談や、保育サービスなどの情報提供など、家庭の子育てを支援する施設。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその集団。
コンシェルジュ	相談員、案内人。
コンテンツ	情報内容ともいう。特に、メディアなど伝達するための手段によって提供される、娯楽や教養のために文字や音声、映像などを使用して創作する内容、もしくは創作物を指す。

さ行

在宅当番医制	病院・診療所が日曜・祝日に当番制で治療を行う制度。
サイト	web site。web サイト、ホームページとも。 インターネット上のサービスのひとつである WWW (World Wide Web・・・)

	ワールド・ワイド・ウェブ) を用いて提供される、一連の情報の集合体。
サーバー	コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。インターネットにおける WWW サーバなどが該当する。また、クライアントソフトウェアに対し、自身の持っている機能やデータを提供するソフトウェアのこと。
サテライト	地域の自然景観、水、建物のほか、地域の産業や市民の生活そのものまでも含めた有形・無形の地域資源のこと。
G I S (地理情報システム)	Geographical Information System の略。デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータを統合的に扱う情報システム。
ジオパーク	地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園。ジオパークは、ユネスコの支援により 2004 年に設立された世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進されている。
ジオサイト	ジオパークの中にあるひとつの景観、地形グループ、単独の地形、岩石の露頭、化石床あるいは化石が存在する場のこと。
自主防災組織	市民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方につって、自主的に防災活動を行う組織のこと。自治会、町内会、青年団、婦人会などの地域活動の組織を生かして結成されるのが一般的。
自然エネルギー	太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギー。
市政モニター制度	市民参加の行政を進めるうえで、またよりよい市政を推進するため、積極的に市民の意見を聴取し、市政に反映させる制度。
周年放牧	一年中牛を放牧させる飼育形態。阿蘇では「夏山冬里」といって夏は放牧、冬は畜舎で飼育という形態が伝統的。
集約化施業	複数の森林所有者の隣接する林地をとりまとめ、知識と技術を活かして一体的に施業を行うこと。
省エネルギー	エネルギーを効率的に使用したり、余分なエネルギーの消費を抑えることによって、エネルギーの消費量を削減しようというもの。
上水道事業	計画給水人口が 5, 001 人以上の水道事業。
情報リテラシー	「情報活用能力」や「情報を使いこなす力」とも表現され、日々進化する ICT (情報通信技術) に取り残される弱者が生じてきている。
食育	心身の健康の基本となる食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知

	識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の力を持つことを目指す。
新エネルギー	自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったりするエネルギーのこと。新エネルギーの導入により、石油や天然ガスなどの化石燃料の消費が軽減され、二酸化炭素の排出量を減らすことが出来る。
親水公園	河川、用水路等の水辺に親しむために設置された公園。
水源涵養	雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林のこと。水源林。
スキルアップ	訓練して技能を身に付けること。また、その訓練。
スパムメール	公開されている Web サイトなどから手に入れたメールアドレスに向けて、営利目的のメールを無差別に大量配信すること。「迷惑メール」とも呼ばれる。
ストックヤード	輸送における一時的な保管場所。
スマートフォン	携帯電話・PHS と携帯情報端末（PDA）を融合させた携帯端末。通常の音声通話や携帯電話・PHS 単独で使用可能な通信機能だけでなく、本格的なネットワーク機能、PDA が得意とするスケジュール・個人情報の管理など、多種多様な機能を持つ。
スポーツリーダーバンク	指導者登録制度。
生活習慣病	「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義されていて、代表的な病気としては、高血圧症、糖尿病、高脂血症、心臓病、脳卒中、がん、虫歯、歯周病、骨粗鬆症、アルコール性肝疾患、肥満症、痛風（高尿酸血症）などがある。かつては加齢とともに発症・進行すると考えられて「成人病」と呼ばれていたが、若い人でも発症し、子供の頃からの悪い生活習慣の蓄積がその発症に大きく関わっていることがわかり、96年に、生活習慣病という呼び名に変わった。
成年後見制度	認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成 12 年 4 月 1 日からスタートした制度。
セキュリティー	安全。防犯。コンピュータを利用する上での安全性。コンピュータへの不正アクセスやデータの改竄などの問題を扱う分野。
専用水道	101人以上の居住者に水を供給する自家用の水道。または、1日の最

	大給水量が 20 m ³ を超えて生活用水を供給する水道。
た行	
タウンツーリズム	のんびりとまちを歩き、地元の人のおもてなしや昔ながらのまち並みなどを楽しみながらゆっくりと時間を過ごす旅。
団地化	土地の利用を集団化・連担化することで、担い手による土地利用集積や団地化を進めるもの。
地域力	地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことをいう。
地上デジタルテレビ放送（地デジ）	地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したもの。従来のテレビ放送は UHF 帯と VHF 帯を使ったアナログ放送だったが、電波の有効利用やテレビ放送の高画質化・高機能化を推進するため、地デジに移行することが国によって定められた。デジタル化によって、高画質化（ハイビジョン放送）や多チャンネル化、データ放送、移動受信（携帯電話など）向け放送などの新しい放送サービスが可能になる。現在のアナログ放送波は、2011 年 7 月 24 日に停波予定。
TMO	商店街、行政、市民などが参加し、まちの運営を横断的・総合的に調整し、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組むための機関のこと。Town Management Organization の略。
T. T	ティーム・ティーチングの略。複数の教師が教える授業。
ツール	道具という意味の英単語。ユーザが何かの作業をするときに助けとなる機能を提供するソフトウェアなどのこと。
デイサービス	介護保険等で給付されるサービス。在宅介護を受けている高齢者や障害者がデイサービスセンターへ通所し、リハビリテーションや日常生活の介護などを受ける。
デジタルアーカイブ	博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品を始め、有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うこと。デジタル化することによって、文化資源等の修復・公開や、ネットワーク等を通じた利用も容易となる。
データベース	コンピュータで相互に関連するデータを整理・統合し、検索しやすくなったファイル。
特定外来生物	『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』により生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがある動植物

	の飼育・栽培等を規制するようになった。
特定健診	特定健康診査とは、メタボリックシンドローム（※内臓脂肪症候群）の要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者・予備群を減少させることを目的とした検査。平成20年4月より、40歳から74歳までの被保険者と被扶養者を対象に実施されている。
都市公園	都市公園とは、都市公園法に基づき設置された公園です。都市公園は、①都市計画施設として都市計画決定された公園または緑地、②都市計画区域内で設置される公園または緑地のことをさします。都市公園法では、公園の設置基準や管理方法について規定しています。
トレーサビリティー	生産・流通履歴の追跡。

な行

二次医療	一次医療だけでは不安が残るため、入院して検査をうけるなどの対応。参考までに三次医療は、命にかかる疾患や怪我など、高度な医療が必要とする重症の患者に対して検査や治療を続けること。
認定農業者	計画的に農業経営の改善を図っていこうとする農業者で5年後を見通し、農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、農業従事の態様等の目標と達成を示した農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた者。（農業経営改善計画の認定制度）
ネットオークション	インターネットなどの通信サービス上で行われるオークション。「オンラインオークション」とも呼ばれる。
ネットショッピング	インターネットを通じて買い物ができるサービスのこと。
ネームバリュー	世間での知名度。名前そのものの価値。
ノーマライゼーション	障害者が、通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。
乗合タクシー	利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に応える新たな公共交通。タクシーの便利さを、バス並みの料金で提供できることが大きな特徴で、電話で予約し、乗車、目的地まで向かう。

は行

バイオマス資源	生物資源をエネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性の資源のこと。
配水管	公道等に埋設されたメインの水道管

ハイリスク	リスクが高い（危険が大きい）こと。
バージョンアップ	ソフトウェアなどを改訂すること。また、既存のものをより新しいものに置き換える作業のこと。
パーセント	1000分の1を1とする単位。記号は%。
パートナーシップ	友好的な協力関係。
パブリックコメント	（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。
バックグランド	絵画・写真などの背景。遠景。
バリアフリー	もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）、」つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近ではより広い意味で用いられている。
光ネットワーク	光ケーブル（ファイバ）で接続。システム間で膨大な情報量を高速で伝送するのに適しており、分散処理や同時配分、集中処理などを容易に実現できる。
PDF	電子文書のためのフォーマット。レイアウトソフトなどで作成した文書を電子的に配布することができ、相手のコンピュータの機種や環境によらず、オリジナルのイメージをかなりの程度正確に再生することができる。
病院群輪番制	休日または夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的に、病院が輪番制で診療にあたるもの。
病後児保育	病気の回復期にはあるけれど、まだ保育所や幼稚園等へ行けない子どもたちを預かり保育すること。
フィルタリング	インターネット上の有害な情報から、利用者に不必要的情報を選別・排除する仕組みのこと。
複層林施業	森林を伐採する際に、一斉に伐採するのではなく、少しづつ伐採し、伐採したところには新たに苗木を植え、既に天然に育成している稚樹を育成する施業方法のこと。
ブックスタート事業	自治体が行う0歳児健診などで、絵本を開く楽しい体験とともに、赤ちゃんに絵本を手渡す活動。
プライマリ・ケア	一般的には「初期診療」あるいは「一次医療」といわれ、疾病の発生し最初に接する医療のこと。

ブロックローテーション	集落内のほ場をいくつかのブロックに分けて、作付け作物を計画的に移動させていく土地利用方式のこと。
へき地診療所	無医地区等の市民の医療を確保するため、市町村・日本赤十字社・社会福祉法人恩賜財団済生会および厚生農業協同組合連合会が設置する診療所を「へき地診療所」という。
ヘルストーリズム	病気やけがの治療・療養のほか、美容・瘦身、ストレス解消、体力増強など健康増進を目的とした旅行全般をさす。
放課後児童クラブ	学童保育を行う施設。地方自治体や社会福祉法人などが、学校の余剰教室や児童館などをを利用して実施するもの。児童クラブ。学童保育所。学童保育クラブ。
ホームヘルプサービス	ホームヘルパーの派遣によって行われる在宅福祉サービス。
保護率	生活保護を受けている人の数を、人口（千人当たり）で割った数字。
ほ場整備事業	農家の生産基盤である農地の生産効率を上げるために農地と農道を整備すること。

ま行

モータリゼーション	交通手段が自動車中心になってきたということで、自動車が人々の生活の中で広く利用されるようになること。
モバイル	「mobile」は「可動性の」、「移動性の」という意味で、一般にコンピュータ関連では、コンピュータシステムへのリモート接続を前提とする携帯用コンピュータ端末機器の総称、またはそれらの機器を使用して、機動力を持たせたコンピュータシステムを指す。

や行

有収水率	年間配水量に対する有収水量（給水量）の割合
ユビキタス	「いつでも、どこでも、だれでも」が恩恵を受けることができるインタフェース、環境、技術のこと。
ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

ら行

ランドマーク	地上の目印。その土地の目印や象徴になるような建造物。
リファレンスサービス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務である。

旅行エージェント	旅行代理店のこと。
レセプト	被保険者及び被扶養者が医療機関等で受けた診療について、医療機関等が保険者（市町村等）に請求する医療費の明細書のこと。診療報酬明細書とも言う。
ローリング方式	現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直や部分的な修正を、毎年定期的に行っていく手法。

4 基本構想概要

1 まちづくりの基本理念

「未来を拓く活力ある人づくり」

潤いある郷土を築くために、熱意や意欲あふれる人づくりに努め、あらゆる分野で人々の知恵と工夫が最大限活かすことのできる基盤づくりに努めます。

2 まちづくりのテーマ

テーマ1：自然環境との共生

自然と共生する豊かさと、安心が実感できる気品に満ちたまちづくりを推進します。

テーマ2：活力ある産業の育成

人材の育成・確保に努め、活力ある産業を育むまちづくりを推進します。

テーマ3：協働社会の構築

市民との協働によるまちづくりを推進します。

3 阿蘇市の将来像

「緑いきづく火の神の里」

～豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して～

地域の特色を活かし、暮らしに知性と気品をあわせ持った、豊かで美しい都市の実現を目指します。

4 将来人口

平成27年 30,000人(11,000世帯)

既存産業の育成や新産業の創出、活力ある人づくりにより、人口減少に歯止めをかけ現状を維持します。

5 まちづくりの基本目標

(1) 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり

- 自然保護・保全意識の醸成に努め、環境保全活動を支援します。
- 適正な循環システムを構築し、自然と共生する環境都市を目指します。

(2) 元気あふれる産業づくり

- 安全・安心・高品質の阿蘇ブランドの農業を確立します。
- 地場産業後継者の育成確保に努め、商店街の活性化を図ります。
- 企業誘致に積極的に取り組みます。

(3) 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり

- 阿蘇の観光資源を最大限に活かした魅力ある観光地づくりを進めます。

●阿蘇の観光資源を最大限に活かし魅力ある観光地づくりを進めます。

●観光客の受け入れ体制の強化と外国人誘客に積極的に取り組みます。

(4) 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり

●情報通信システムを活用したまちづくりを推進します。

●プライバシー保護に努めながら、だれもが安心して快適に利用できる仕組みをつくります。

(5) 安心して暮らせる快適なまちづくり

●保健・医療・福祉の連携によりライフステージに応じた施策を推進します。

●次代を担う子どもたちを安心して育てることができる環境をつくります。

●交通基盤の整備、防災・防犯に配慮した生活基盤の整備により、快適な生活空間を形成します。

(6) 個性あふれる生涯学習都市づくり

●地域に根ざした特色ある学校教育活動を推進します。

●家庭・地域・学校が一体となって子供たちの健全育成に努めます。

●地域の歴史文化を通し、人間性豊かで個性あふれる人づくり努めます。

●市民だれもが気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ、健康でいきいきと暮らせる環境をつくります。

(7) 住民参加による自立したまちづくり

●地域社会が持つ相互扶助機能の向上に努めます。

●公聴活動を充実させ市民からの意見等を市政に活かします。

●あらゆる差別をなくし、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

8 行財政課題への対応（計画推進のために）

(1) 行財政改革の推進

より効率的・効果的な住民サービスを提供できるよう、更なる行財政改革に取り組みます。

(2) 住民との協働（パートナーシップ）による行政運営の推進

住民と協働し、透明で開かれた行政運営を推進します。

(3) 新市建設計画の推進

合併時に策定された、新市建設計画との整合性を図りながら施策・事業を進めます。